

R7 営繕 西部総合県民局三好庁舎

三・池田 本館等トイレ改修工事建築（着手日指定型）

図 面 リ ス ト

通し番号	図面番号	図 面 名	通し番号	図面番号	図 面 名	通し番号	図面番号	図 面 名
01	共 - 00	表紙・図目録	21	A-13	本館 1階平面詳細図・展開図（改修後）	40	E-07	会議棟 電灯設備 1階平面詳細図（改修前後）
02	共-01・02	営繕工事共通仕様書（1）（2）	22	A-14	本館 2階平面詳細図・展開図（改修後）	41	E-08	会議棟 電灯設備 2階平面詳細図（改修前後）
03	共-03・04	営繕工事共通仕様書（3）（4）	23	A-15	本館 3・4階平面詳細図・展開図（改修後）	42	E-09	本館 コンセント設備 1階平面詳細図（改修前後）
04	共-05・06	営繕工事共通仕様書（5）（6）	24	A-16	会議棟 1階平面詳細図・展開図（改修後）	43	E-10	本館 コンセント設備 2階平面詳細図（改修前後）
05	改特-01・02	建築改修工事特記仕様書（1）（2）	25	A-17	会議棟 2階平面詳細図・展開図（改修後）	44	E-11	本館 コンセント設備 3階平面詳細図（改修前後）
06	改特-03・04	建築改修工事特記仕様書（3）（4）	26	A-18	天井伏図（既存撤去）	45	E-12	本館 コンセント設備 4階平面詳細図（改修前後）
07	改特-05・06	建築改修工事特記仕様書（5）（6）	27	A-19	天井伏図（改修後）	46	E-13	会議棟 コンセント設備 1階平面詳細図（改修前後）
08	改特-07	工事区分表（参考）	28	A-20	撤去建具表	47	E-14	会議棟 コンセント設備 2階平面詳細図（改修前後）
09	A-01	配置図・附近見取図・支障物件図	29	A-21	新設建具表	48	E-15	会議棟 誘導支援設備 1階平面図（改修前後）
10	A-02	内部仕上表	30	A-22	部分詳細図（1）	49	E-16	会議棟 誘導支援設備 2階平面図（改修前後）
11	A-03	1階平面図（既存）・内部仮設図	31	A-23	部分詳細図（2）			
12	A-04	2階平面図（既存）・内部仮設図	32	A-24	概略工程表（参考）			
13	A-05	3階平面図（既存）・内部仮設図						
14	A-06	4階平面図（既存）・内部仮設図	33	電特-01・02	電気設備工事特記仕様書（1）（2）			
15	A-07	R・PHR階平面図（既存）	34	E-01	新設電灯盤単線結線図・新設照明器具姿図			
16	A-08	本館 1階平面詳細図・展開図（既存撤去）	35	E-02	本館 電灯設備 2階平面図			
17	A-09	本館 2階平面詳細図・展開図（既存撤去）	36	E-03	本館 電灯設備 1階平面詳細図（改修前後）			
18	A-10	本館 3・4階平面詳細図・展開図（既存撤去）	37	E-04	本館 電灯設備 2階平面詳細図（改修前後）			
19	A-11	会議棟 1階平面詳細図・展開図（既存撤去）	38	E-05	本館 電灯設備 3階平面詳細図（改修前後）			
20	A-12	会議棟 2階平面詳細図・展開図（既存撤去）	39	E-06	本館 電灯設備 4階平面詳細図（改修前後）			

【図面の読み替え】

本図面の各ページに記載している「工事名称」を次のとおり読み替えるものとする。
 「R7 営繕 西部総合県民局三好庁舎 三・池田 本館等トイレ改修工事建築（着手日指定型）」

課 長	副 課 長	課長補佐	主査兼係長	係 長	課 員	担 当

縮尺 A2：100%
A3：70.7%

徳島県土整備部営繕課

工事名称 R7 営繕 西部総合県民局三好庁舎
三・池田 本館等トイレ改修工事建築

図面番号 共 - 00

設計 R7.02

竣工

図面名称 表紙・図目録

縮尺 1： -

株式会社 象企画設計
 TEL 089-661-4080
 徳島市西町西開67-1 FAX 089-661-4097
 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号
 一級建築士登録 第86203号 林 貴

工事名：R 7 営繕 西部総合県民局三好庁舎 三・池田 本館等トイレ改修工事建築（着手日指定型）

営繕工事共通仕様書

I. 工事概要

- 工事名称

R7営繕 西部総合県民局三好庁舎 三・池田 本館等トイレ改修工事建築（着手日指定型）

- 工事場所

三好市池田町マチ

- 建物概要

建物名称	本館・会議棟		
構造・規模	RC造 地上4階建て・RC造 地上2階建て		
敷地面積			
延床面積	2,537m2・504m2		
消防法施行例別表第1の区分	15項		

- 工事種目

種目	工事概要
建築一式工事	トイレ改修工事のうち建築工事

- 猛暑を考慮した工期

猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

- 作業不能日数： 6 日間
- 観測地点：環境省が公表する四国地方_徳島_ 池田 地点
- 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する四国地方_徳島_ 池田 地点におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。）が①の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
- 作業不能日数の計算は「営繕工事における猛暑および熱中症対策に係る試行要綱（案）」による。

- その他

- 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について（令和4.12.9建設第686号）に基づく特例措置の対象工事である。
- 本工事は、下請次数を制限する試行工事である。
 - 受注者は、下請次数が4次以上となる場合には、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しの提出に併せて理由書（様式第1号）を発注者に提出するものとする。
 - 受注者は、下請次数が4次以上となり、発注者からヒアリング等を求められた場合は、これに応じなければならない。

- その他

- 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について（令和4.12.9建設第686号）に基づく特例措置の対象工事である。

- 本工事は、下請次数を制限する試行工事である。
 - 受注者は、下請次数が4次以上となる場合には、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しの提出に併せて理由書（様式第1号）を発注者に提出するものとする。
 - 受注者は、下請次数が4次以上となり、発注者からヒアリング等を求められた場合は、これに応じなければならない。

- その他

II. 営繕工事共通仕様書

- 適用基準

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「標仕」という。）
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「改標仕」という。）
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版
- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版
- 木造建築工事標準仕様書 令和4年版
- 建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説 令和5年版
- 建築工事標準詳細図 令和4年版（以下「標準図」という。）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和4年版
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 令和4年版
- 敷地調査共通仕様書 令和4年版

また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。

- 建築工事監理指針 令和4年版（以下「監理指針」という。）
- 建築改修工事監理指針 令和4年版
- 電気設備工事監理指針 令和4年版
- 機械設備工事監理指針 令和4年版

- 優先順位

設計図書の優先順位は、次の順とする。

- 質問回答書（②から⑤に対するもの）
- 補足説明書
- 特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む）
- 図面
- 公共建築工事標準仕様書等

- 工事実績データの登録

- 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。

- 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
- 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
- しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
- 訂正時は、適宜とする。

なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

- 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。

工事名：R 7 営繕 西部総合県民局三好庁舎 三・池田 本館等トイレ改修工事建築（着手日指定型）

- その他

なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

- 工程表

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。

- 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあつては、その日）をいう。

- 施工計画書等

- 施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。
- 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

- 下請負人の選定

- 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。
- 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。）

- 受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

- その他

- 施工体制台帳及び施工体系図

- 施工体制台帳の作成

受注者は、下請契約（以下の③及び④の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。
- 施工体系図の作成及び揭示

受注者は、下請契約（以下の③及び④の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施 工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

- 警備業者の記載

受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

- 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

- 施工体制台帳及び施工体系図の提出

受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。

- その他

- 再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示

受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

- その他

- 電気保安技術者等

- 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
 - 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
 - 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。
- 工用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

- その他

- 再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示

受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

- その他

- 電気保安技術者等

- 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
 - 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
 - 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。
- 工用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

- その他

- 電気保安技術者等

- 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
 - 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
 - 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。
- 工用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

- その他

- 電気保安技術者等

- 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
 - 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
 - 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。
- 工用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

- その他

- 電気保安技術者等

- 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
 - 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
 - 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。
- 工用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

- その他

- 電気保安技術者等

- 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
 - 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
 - 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。
- 工用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

工事名：R 7 営繕 西部総合県民局三好庁舎 三・池田 本館等トイレ改修工事建築（着手日指定型）

建設発生土の搬出先

- ㊴ 事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。
- ㊵ 給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。

- ㊶ 受注者は、工事施工中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

- 11. 撤去時の資機材残置の防止
足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。

- 12. 交通安全管理
① 輸送災害の防止
受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。

- ② 過積載による違法運行の防止
受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。
・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと
・さし柵装備車、不表示車は使用しないこと
・過積載車両、さし柵装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある

- 13. 発生材の処理等
① 発生材の処理等は、次により適正に行う。

- 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
- 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示しないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
- 産業廃棄物の種類ごこの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。
- 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。
- 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。
- 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。

- 7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあつては、建設発生土は建設発生土搬出調書(様式3)、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

- ② アスベスト
1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。

- 既存の分析調査結果の貸与（**あり**・なし）
- 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)1.5.1及び関係法令により行うこと。
 - 事前調査は、建築物石綿含有建材調査者(特定、一般)、又はこれと同等の能力を有する者が行うこと。
 - ※同等の能力を有する者とは、(一社)日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたものをいう。
 - 発注者の指示により、分析によるアスベスト調査を行う場合の費用については、監督員との協議による。
その場合の分析方法は、JIS A 1481-1によること。
 - 結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。
 - 調査結果は3年間保存すること。
 - 調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。

- 表示、掲示は次のとおり行うこと。
 - 事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
 - 「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
 - 作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
 - 喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。

- ③ 建設リサイクル法通知済証の掲示
受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

- ④ 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。))に基づく対応は、以下のとおり行うこと。

- 1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第9条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。))において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場

- に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターのコプリス・プラスにより再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。
- 2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第8条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、コプリス・プラスにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。
- 3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)すること。
- 4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。
- 5) 受注者は、工事完了後速やかにコプリス・プラスにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。
- 6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。
- 7) 受注者は、コプリス・プラスの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、パージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

- ⑤ 受領書の交付
受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

- ⑥ 再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項
受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法が許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

- ⑦ 建設発生土の運搬を行う者に対する通知
受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

- ⑧ 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等
受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。

- ⑨ 建設発生土の最終搬出先の記録・保存
受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画書に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記録した書面を作成し、保存すること。さらに、他の搬出先へ搬出されたときも同様である。

- ただし、以下の(1)～(3)に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。
 - 国又は地方公共団体が管理する場所(当該管理者が受領書を交付するもの)
 - 他の建設現場で利用する場合
 - ストックヤード運営事業者登録規程により画に登録されたストックヤード

- 14. 材料・製品等
① 本工事に使用する建築材料、設備機材等(以下「建材等」という)は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。

- ② 受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿(最新版)」及び「設備機材等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。

- ③ 県産木材の原則使用
1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

- 2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。
 - 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材
 - (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材

- 3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

- 4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証 明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。

- 5) 県内の森林から直接調達するなど、前項より難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。

- ④ 製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーテクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月 1日より前に採伐業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日

- の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

- ⑤ 標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。

- ⑥ 県内産資材の原則使用
1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

- 2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

- ⑦ 県内企業調達建材等の優先使用
受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(以下、「県内企業調達建材等」という。)を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。

- ⑧ 県内産再生砕石の原則使用
受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。

- ⑨ アスファルト舗装の材料
受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。

- ⑩ 認定リサイクル製品の使用
受注者は、「徳島県リサイクル認定制度」に基づく徳島県認定リサイクル製品の使用を積極的に推進するものとする。徳島県認定リサイクル製品を使用した場合、受注者は工事完了までに「徳島県認定リサイクル製品等使用実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。

- 15. 化学物質を発散する建築材料等
本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①から⑤を満たすものとする。
 - 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーテクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

- ② 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ③ 接着剤は、フタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑性を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

- ④ 塗料(塗り床を含む)は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ⑤ ①、③及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

- 16. 施工
① 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。

- ② 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向した時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。
- ③ 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。

- ④ 施工にあつては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。

工事名：R 7 営繕 西部総合県民局三好庁舎 三・池田 本館等トイレ改修工事建築（着手日指定型）

- ㊴ 事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。
- ㊵ 給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。

- ㊶ 受注者は、工事施工中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

- 11. 撤去時の資機材残置の防止
足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。

- 12. 交通安全管理
① 輸送災害の防止
受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。

- ② 過積載による違法運行の防止
受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。
・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと
・さし柵装備車、不表示車は使用しないこと
・過積載車両、さし柵装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある

- 13. 発生材の処理等
① 発生材の処理等は、次により適正に行う。

- 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
- 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示しないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
- 産業廃棄物の種類ごこの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。
- 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。
- 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。
- 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。

- 7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあつては、建設発生土は建設発生土搬出調書(様式3)、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

- ② アスベスト
1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。

- 既存の分析調査結果の貸与（**あり**・なし）
- 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)1.5.1及び関係法令により行うこと。
 - 事前調査は、建築物石綿含有建材調査者(特定、一般)、又はこれと同等の能力を有する者が行うこと。
 - ※同等の能力を有する者とは、(一社)日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたものをいう。
 - 発注者の指示により、分析によるアスベスト調査を行う場合の費用については、監督員との協議による。
その場合の分析方法は、JIS A 1481-1によること。
 - 結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。
 - 調査結果は3年間保存すること。
 - 調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。

- 表示、掲示は次のとおり行うこと。
 - 事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
 - 「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
 - 作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
 - 喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。

- ③ 建設リサイクル法通知済証の掲示
受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

- ④ 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。))に基づく対応は、以下のとおり行うこと。

- 1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第9条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。))において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場

- に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターのコプリス・プラスにより再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。
- 2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第8条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、コプリス・プラスにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。
- 3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)すること。
- 4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。
- 5) 受注者は、工事完了後速やかにコプリス・プラスにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。
- 6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。
- 7) 受注者は、コプリス・プラスの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、パージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

- ⑤ 受領書の交付
受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に提出しなければならない。

- ⑥ 再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項
受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法が許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

- ⑦ 建設発生土の運搬を行う者に対する通知
受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

- ⑧ 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等
受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。

- ⑨ 建設発生土の最終搬出先の記録・保存
受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画書に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記録した書面を作成し、保存すること。さらに、他の搬出先へ搬出されたときも同様である。

- ただし、以下の(1)～(3)に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。
 - 国又は地方公共団体が管理する場所(当該管理者が受領書を交付するもの)
 - 他の建設現場で利用する場合
 - ストックヤード運営事業者登録規程により画に登録されたストックヤード

- 14. 材料・製品等
① 本工事に使用する建築材料、設備機材等(以下「建材等」という)は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。

- ② 受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿(最新版)」及び「設備機材等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。

- ③ 県産木材の原則使用
1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

- 2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。
 - 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材
 - (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材

- 3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

- 4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証 明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。

- 5) 県内の森林から直接調達するなど、前項より難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。

- ④ 製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーテクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月 1日より前に採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日

- の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

- ⑤ 標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。

- ⑥ 県内産資材の原則使用
1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

- 2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

- ⑦ 県内企業調達建材等の優先使用
受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(以下、「県内企業調達建材等」という。)を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。

- ⑧ 県内産再生砕石の原則使用
受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。

- ⑨ アスファルト舗装の材料
受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。

- ⑩ 認定リサイクル製品の使用
受注者は、「徳島県リサイクル認定制度」に基づく徳島県認定リサイクル製品の使用を積極的に推進するものとする。徳島県認定リサイクル製品を使用した場合、受注者は工事完了までに「徳島県認定リサイクル製品等使用実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。

- 15. 化学物質を発散する建築材料等
本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①から⑤を満たすものとする。
 - 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーテクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

- ② 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ③ 接着剤は、フタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑性を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

- ④ 塗料(塗り床を含む)は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ⑤ ①、③及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

- 16. 施工
① 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。

工事名：R 7 営繕 西部総合県民局三好庁舎 三・池田 本館等トイレ改修工事建築（着手日指定型）

- ⑤ 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。
- ⑥ 設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。
- ⑦ 試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。

17. 建設機械等

- ① 排出ガス対策型建設機械
本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1 国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。
- ② 低騒音・低振動型建設機械
本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。
- ③ 特定自主検査
本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。
- ④ 不正軽油の使用禁止
受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和 25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

18. 遠隔臨場の試行

- ① 受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。
- ② 受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。

19. 工事看板等

- ① 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。
- ② 受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了までに「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。
- ③ 受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- ・区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事
- ・当初請負金額が200万円未満の工事

20. 仮設トイレ

受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。

- ① 当初請負対象金額（設計金額）1千万円未満の工事
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（洋式トイレ）」を設置しなければならない。
- ② 当初請負対象金額（設計金額）1千万円以上3千万円未満の工事
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。
- ③ 当初請負対象金額（設計金額）3千万円以上の工事
原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。

受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

（注）洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。

（注）快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

21. 設計変更箇所確認

設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

22. 工事検査及び技術検査

- ① 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	－	1回
3千万円以上5千万円未満	－	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

（注）低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。

（注）一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。

- ② 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、締結後速やかに監督員と協議すること。
- ③ 中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。
- ④ 基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間を実施する。
- ⑤ 外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施にて監督員と協議すること。

23. 完成図等

- ① 電子納品：対象
- ② 受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」とすること。

③ 提出書類

- ・竣工図（製本3部、電子データ2部）（サイズ：監督員の指示による）
- ・工事写真（電子データ2部）
- ・使用材料一覧表（竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部）
- ・保全に関する資料
- ・その他監督員が指示する図書（必要部数）

工事名：R 7 営繕 西部総合県民局三好庁舎 三・池田 本館等トイレ改修工事建築（着手日指定型）

- ④ しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びジナル形式をCD-R等に保存する。
- ⑤ 工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真で的確に確認できること。
- ⑥ 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。
- ⑦ 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。
- ⑧ 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。

24. デジタル工事写真の小黑板情報電子化

受注者は、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について」に基づき、実施することができる。

25. 火災保険

本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条）

- ① 対象物
工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。
- ② 付保険外工事
次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。
・杭及び基礎工事
・コンクリート躯体工事
・屋外付帯工事
・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）
- ③ 付保する時期及び金額
鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。
- ④ 保険終期
工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。
- ⑤ その他
・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。
・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

26. 公共事業労務費調査

- ① 当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

- ② 調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

- ③ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。

- ④ 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

27. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除

- ① 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（②に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。
- ② 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。

- ③ 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- ④ 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、期限内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

- ⑤ 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- ⑥ 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

28 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

工事名：R 7 宮繕 西部総合県民局三好庁舎 三・池田 本館等トイレ改修工事建築（着手日指定型）

Ⅲ. 建築改修工事特記仕様書

1章 改修一般共通事項

- 施工条件

施工条件は次による。

- 工程については、施設管理者と協議の上決定すること。
 - 施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業について、施設管理者より作業中止の要望がある日時については、作業の中止を行うこと。
- 施工を行う前に現場の状況を十分に調査し、報告書を監督員に提出すること。
 - その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。
 - 施工順序については、先行して会議棟の改修工事を行い、発注者・監督員の検査を受けた後に、本館の改修工事を行う。

- 重要備品等

工事に影響のある範囲内の重要備品等 （有 ・ 無 ）

- 施工調査

- 調査期間

本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。

- 交通誘導警備員

交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に 20 日間配置すること。

- 本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が（義務付けられている ・ 義務付けられていない ）
 - 警備員は、延 20 人、夜 0 人、うち検定合格警備員 0 人）を見込んでいる。
 - 警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
 - 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。
 - 受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の義務を負う旨を定めなければならない。
- 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

- 産業廃棄物の処理

発生材の処理等は、標仕により適切に処理する。

産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。

種類	処分許可業者の会社名（処分区分）	優良	所在地 <p>処分地</p>	運搬距離 <p>(km)</p>	処分費 <p>(税抜、円)</p>	単位
コンクリート（無筋）	(有)久保衛生(中間処分)		三好郡東みよし町加茂6001-1 <p>三好郡東みよし町加茂5999-1</p>	10	6,000	m3
コンクリート(有筋)	(有)久保衛生(中間処分)		三好郡東みよし町加茂6001-1 <p>三好郡東みよし町加茂5999-1</p>	10	6,000	m3
アスファルト	(有)山口興業(中間処分)		三好市三野町太刀野7 <p>三好市三野町太刀野山蟬谷4236</p>	17.3	1,400	t
金属(処分)	(株)明和クリーン		三好市山城町寺野字大休場956 <p>三好市山城町寺野字大休場956</p>	14.6	0	t
ガラス	(有)久保衛生(中間処分)		三好郡東みよし町加茂6001-1 <p>三好郡東みよし町加茂5999-1</p>	10	10,000	m3
木材	(有)徳島興産	○	徳島市津田海岸町2番90号 <p>徳島市津田海岸町2番90号</p>	78.8	10,000	t
廃プラ	(株)リリス		三好郡東みよし町屋間字カドタ305-2 <p>三好郡東みよし町屋間字カドタ305-2</p>	8.2	16000	m3
汚泥	阿波バラス(株)	○	吉野川市鴨島町鴨島151-1 <p>吉野川市山川町堤外141-11</p>	45.4	13,000	t
石膏ボード	(有)山一建設		阿波市市場町香美字西原284-1 <p>阿波市市場町香美字西原284-1</p>	48	15,000	t

- 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことができる。
- 上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者（以下、「優良産廃処分業者」という。）に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。
- コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。
- 木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。

（注）表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者であることを示す。

- 他工事との取り合い

図面に記載されていない他工事との工事区分は別表「工事区分表(参考)」による。

- 技能士の適用

- 技能士の適用については、次の技能検定作業（以下、「作業」という。）のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。
- 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。
- 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
- 技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等果が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。
- 指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

○印・・・適用作業		
工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業

設計者情報：株式会社 象企画設計 管理建築士 林 貴 番号 第86203号

改特-01 建築改修工事特記仕様書(1)

工事名：R 7 宮繕 西部総合県民局三好庁舎 三・池田 本館等トイレ改修工事建築（着手日指定型）

防水	防水施工	<ul style="list-style-type: none">アスファルト防水工事作業 ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 アクリルゴム系塗膜防水工事作業 合成ゴム系シート防水工事作業 塩化ビニル系シート防水工事作業 セメント系防水工事作業・ シーリング防水工事作業 改質アスファルトシートーチ工法防水工事作業 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業 FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	<ul style="list-style-type: none">タイル張り作業
木	建築大工	<ul style="list-style-type: none">大工工事作業
屋根及びとい	建築板金	<ul style="list-style-type: none">内外装板金作業
屋根及びとい	かわらぶき	<ul style="list-style-type: none">かわらぶき作業
金属	建築板金	<ul style="list-style-type: none">内外装板金作業
左官	左官	<ul style="list-style-type: none">左官作業
建具	建具製作	<ul style="list-style-type: none">木製建具手加工作業 木製建具機械加工作業
	サッシ施工	<ul style="list-style-type: none">ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	<ul style="list-style-type: none">ガラス工事作業
塗装	塗装	<ul style="list-style-type: none">建築塗装作業
内装	内装仕上げ施工	<ul style="list-style-type: none">プラスチック系床仕上げ工事作業 カーペット系床仕上げ工事作業 鋼製下地工事作業 ボード仕上げ工事作業 カーテン工事作業 木質系床仕上げ工事作業
	表装	<ul style="list-style-type: none">表具作業 壁装作業

2章 改修仮設工事

- 支障物件の状況確認

- 受注者は、工事施工箇所及び周辺にある地上地下の既設構造物について、工事(仮囲い等仮設資料設置を含む)着手までに調査を行い「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから、工事着手すること。
- 地下埋設物への影響が予想される場合は、施工に先立ち原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造物等を確認しなければならない。
- 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない、万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

- 足場等

- 仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。
 - 労働安全衛生法に基づく構造規格
 - (一社)仮設工業会の認定基準

また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(一社)仮設工業会の「適用工制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。

- 労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が 60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。
- 労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。
- 内部足場
 - 脚立足場
- 足場等の設置業者は、関連工事等の関係者に無償で使用させること。また安全管理も実施すること。
- 足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。
- その他

- 養生

- 既存部分の養生範囲は図示による。(養生方法:ラワン合板 t=4+ビニルシート)
- 仮間仕切りは、(A種 ・ B種 ・ C種)とする。(養生方法:木間仕切り・プリント合板)

- 工事用水、電力等

- 既存電力利用(出来る ・ 出来ない)、電力料金(有償 ・ 無償)ただし、施設管理者と協議すること。
- 既存用水利用(出来る ・ 出来ない)、電力料金(有償 ・ 無償)ただし、施設管理者と協議すること。

3章 防水改修工事

- シーリング

- シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。
- プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。
- 監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。
- シーリング面への仕上塗材仕上げ等を(行う ・ 行わない)。
- 種類及び施工箇所

記 号	材 質	既 存	施工箇所	改修工法	寸 法	接着試験
-----	-----	-----	------	------	-----	------

設計者情報：株式会社 象企画設計 管理建築士 林 貴 番号 第86203号

改特-02 建築改修工事特記仕様書(2)

工事名：R 7 當舖 西部総合県民局三好庁舎 三・池田 本館等トイレ改修工事建築（着手日指定型）

SR-1	1成分シリコーン系					
SR-2	2成分シリコーン系					
PS-2	ポリサルファイド系					
MS-2	変成シリコーン	内装パネルジョイント		3×3		無し
PU-2	ポリウレタン系					

4章 建具改修工事

1. 一般事項

- ① 施工に先立ち、改修範囲を確認し、設計図書との相違等有れば、監督員と協議すること。
- ② 防犯建物部品の適用は、建具表による。
- ③ 防火戸の指定は建具表による。
- ④ 建具見本の製作及び特殊な建具の仮組は、建具表による。

2. 改修工法等

区 分	かぶせ工法	撤去工法
撤去の範囲		図示
既製建具の種類		木製
新設建具の種類		木製
建具周囲の補修工法及び範囲		樹脂モルタル塗り
シーリングの種類		MS-2

3. 鋼製軽量建具

- ① 鋼板類の厚さは、建具表による。
- ② 製造所:評価名簿による。

4. 木製建具

- ① 建具材の含水率の種類は、（ A ・ B ）種とする。
- ② 見込み寸法は、（ 120 ）mmとする。
- ③ フラッシュ戸の表面材の種類 （ 普通合板 ・ 天然木化粧合板 ・ メラミン化粧合板 ・ MDF ）。
- ④ フラッシュ戸の表面材の品質について、ホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。

ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆のフラッシュ戸を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。その他は、改標仕5.7.2(2)による。

- ⑤ 建物内部の木製建具に使用するホルムアルデヒド水溶液を用いた造作用、壁紙施工用及び建具用でん粉系接着剤のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。

ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆のでん粉系接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

5. 建具用金物

- ① 金物の種類及び見え掛り部の材質は、改標仕表5.8.1による。
- ② 既製又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製作所の仕様による。
- ③ 木製建具に使用する丁番は改標仕表5.8.4による。
- ④ 握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置は図示による。

6. ガラス

① 板ガラス

種 類	品 種	厚 さ	備 考
型板ガラス		3	

② ガラス留め材の種類

建具の種類	材 種	ガラス溝の大きさ
鋼 製		建具製造所の仕様による
木 製	押縁	

5章 内装改修工事

1. 一般事項

- ① 工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。
- ② 各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。

2. 撤去並びに下地補修

各改修工事の仕様は、仕様・仕上げ表による。

① 床改修

既設床仕上げの除去 改標仕6.2.2(1)参照

種 類	撤去工法	撤去範囲	備 考
ビニール床シート ビニール床タイルゴム系床タイル	改標仕6. 2. 2(1) (ア)による	全面・一部(図示)	部分的な不良箇所に対する指示を記入。また、木床組の場合、撤去範囲を記入。

② 壁改修

- ・ コンクリート間仕切り壁 改標仕6.3.2(1)参照
- ・ 間仕切壁撤去に伴う構造体の補修

モルタル塗り ※施工場所は図示による。

塗り厚25mm超の場合の補修を（ 行う ・ 行わない ）

機械等の区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容
ダイヤモンドカッター使用	CB壁撤去

工事名：R 7 當舖 西部総合県民局三好庁舎 三・池田 本館等トイレ改修工事建築（着手日指定型）

ハンドブレーカー使用	CB壁撤去
③ 天井改修 改標仕6.4.2参照	
撤 去 区 分	既存壁取合の補修範囲及び内容
天井下地を含む全面	天井全面撤去・軽量鉄骨天井下地+不燃積層石膏ボード t=9.5 新設

3. 木工事

- ① 木材、合板等は、品質、含水率、出荷量等を記録した出荷証明書を監督員に提出する。

含水率は（ A ・ B ）種とする。

② 木材の品質

保存処理木材は、日本農林規格に規定する保存処理の性能区分のうち、K2からK4までの保存処理（JIS K 1570）（木材保存剤）に規定する木材保存剤（ただし、クレオソート油は有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112号）に適合したものである。）、これと同等の薬剤を用いたK2からK4までの薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。）が施されているもの又は認証木材建材（AQマーク表示）として認定された保存処理材を使用するものとする。

4. 製材

- ・ 樹種及び等級

木製建具枠	杉	120×25	A種	図示		
-------	---	--------	----	----	--	--

5. 軽量鉄骨壁下地

- ① JIS A 6517の規格品とする。
- ② スタッド、ランナ等の種類は、（ 65 型）とし、改標仕表6.7.1による。
- ③ 出入口及びこれに準ずる開口部の補強は（ 改標仕6.7.4(5)による ）。
- ④ ダクト類の開口部の補強にあたり、取付け強度を必要とする場合は、監督職員との協議による。

6. 軽量鉄骨天井下地

- ① JIS A 6517の規格品とする。
- ② 野縁等の種類は、屋内19型、屋外25型とし、改標仕表6.6.1による。

7. ビニル床シート張り(JIS A 5705)、ビニル床タイル張り（JIS A 5705）、及びゴム床タイル張り

材質	種類・種類	色柄	厚さ	幅 木			接着剤	施工箇所	備 考	
				材質	厚さ	高さ				
ビニル床シート	FS		無地	2	塩ビ	1.5	60	ウレタン樹脂	前室・廊下	
	FS		無地	2	SUS	2	60	ゴム系溶剤形	便所	ABSアルミ箔

- ① ビニル幅木:材質（ 軟質 ・ 硬質 ）、高さ(60 ・ 70 ・ 80 ）、厚さ(1.5 ）
- ② SUS製巾木:材質（ABS樹脂アルミ箔）HL仕上げ

8. せっこうボードその他ボード及び合板張り

材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ（mm）	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備 考
せっこうボード JIS A 6901の規格品 メラミン不燃化粧板	壁	突付け	12.5	不燃	小ねじ	LGS	
	天井	突付け	9.5	不燃	小ねじ	LGS	
	壁	突付け	3	不燃	接着剤	既存壁	

9. モルタル塗り

施工箇所	仕上げの種類	目地の材質	防水の有無	備 考
便所	長尺塩ビシート	溶接	無	

- ① モルタルは（ 現場調査材料 ・ 既調査材料 ）とする。

10. 有機系接着剤によるタイル張り

施工箇所	形状/寸法(mm)	吸水率による区分			うわぐすり		役物		色		再生材の適用	耐凍害性		耐滑り性	備考
		I類	Ⅱ類	Ⅲ類	施ゆう	無ゆう	有	無	標準	特注		有	無		
汚垂タイル	600	○			○			○	○		無	○	無		

① 標準的な曲がりの役物は一体成形とする。

② タイルの製造所：原則、評価名簿による。評価名簿によらない場合は監督員の承諾を得ること。

③ 見本焼きを（ 行う ・ 行わない ）。

④ 試験張りを（ 行う ・ 行わない ）。

⑤ 目地詰めを（ 行う ・ 行わない ）。

- ⑥ 有機質接着剤 ユリア樹脂等（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤）を用いた接着剤のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。

ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

- ⑦ 引張接着試験を（ 行う ・ 行わない ）。

6章 塗装改修工事

1. 一般事項

- ① 防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。
- ② 塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。
- ③ ユリア樹脂等（ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤）を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

工事名：R 7 営繕 西部総合県民局三好庁舎 三・池田 本館等トイレ改修工事建築（着手日指定型）

2. クリヤーラッカー塗り(GL)

区 分	種 別	下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	備考
木部	A種	RB種	

7章 鉄筋工事

1. 材料

規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295	D10
JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状: 寸法:150x150 径:3.2φ	

8章 コンクリート工事

1. 一般事項

① コンクリートの種別

- ・ I 類(JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート)
- ・ II 類(JIS A 5308への適合したコンクリート)

② 設計基準強度

コンクリートの種類	設計基準強度 Fc(N/mm2)	調査管理強度 Fn(N/mm2)	スランプ (cm)	強度試験の 有無	種別	気乾単位容積 重量 (t/m3)	適用箇所
普通コンクリート	21	21+S	18	有り		2.3	スラブ改修部
普通コンクリート	18	—	15	無し		2.3	嵩上げコンクリート

2. 型枠

型枠は、(県産木製型枠 ・ 合板 ・ 金属製 ・ 樹脂系 ・ 打込み型枠 ・ ブロック)とする。

型枠の種別	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所
標仕6.8.2 (2)イ)	普通型枠	なし	ラワン合板	12	和式便所撤去後補修箇所

3. 普通コンクリート

① セメントの種類は、(普通ポルトランドセメント ・ 混合セメントA種 ・ 高炉セメントB種 ・ フライアッシュセメントB種)とする。

② 骨材は、標仕6.3.1(2)による。

③ 細骨材としてフェロニッケルスラグ使用(できる ・ できない)。

④ 細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。

⑤ コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m3以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。

⑥ 試験りは(行う ・ 行わない)。

⑦ 所要空気量は4.5±1.5%とする。

⑧ 受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。

1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制

アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m3に含まれるアルカリ総量をNa2O (エヌエーツーオー)換算で3.0kg以下にする。

2) 抑制効果のある混合セメント等の使用

JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント[B種またはC種]あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント[B種またはC種]もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。

3) 安全と認められる骨材の使用

骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果で無害と確認された骨材を使用する。試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」による。

⑨ 混和材料を使用する場合の種類は標仕6.3.1(4)によることとし、監督員の承諾を受けること。

4. あと施工アンカーボルトを(使用する ・ 使用しない)。

9章 ユニット及びその他工事

1. 天井点検口・床点検口

材種	寸法	形式	外枠	内枠	
天井:アルミ	600x600	一般型		目地	目地
床:ステンレス	450x450	一般型		目地	目地

製造所: 評価名簿による。

2. トイレブース

表面材の処理	脚部	ドアエッジ	
	形状	形状	材質
高圧メラミン樹脂化粧板+MDF2.5T	SUS製巾木	R型	アルミ成型

製造所: 評価名簿による。

② 非常時外開機能付きとする。

③ トイレブースのパネルの材料のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆のトイレブースのパネルを使用できない場合は、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

3. 洗面カウンター・連立化粧棚:人工大理石とする。その他仕様は、図示による。

4. 洗面カウンター・連立化粧棚:人工大理石とする。その他仕様は、図示による。

工事名：R 7 営繕 西部総合県民局三好庁舎 三・池田 本館等トイレ改修工事建築（着手日指定型）

7. 鏡:防湿性を有するもので、厚さ5mmとする。一部フロスト加工を行う。

8. 手摺:L型手摺、小便器用手摺、可動式手摺は、ステンレス製とし樹脂被覆とする。

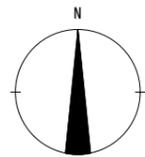
9. 床見切り目地:ステンレスFB-5x10 HLとする。

5. サイン:アクリル製 t=5 150x150 カuttingシート貼(全てのトイレに設置)

工事区分表（参考）（改修工事）

項目	内容	建築	電気	空調	管	備考
軽量鉄骨天井・壁、 吊りボルト、インサート	下地補強を要するボードの切り込み及び下地補強	○				
	下地補強を要しないボードの切り込み		○	○	○	
	開口部の差し出し		○	○	○	
	設備機器・器具・配管・配線・ダクト用の吊りボルト及びインサート		○	○	○	
衛生器具	洗面カウンター（既製品）及び取り付け器具	○				
	鏡				○	洗面用カウンター用鏡は建築工事
	衛生陶器及び水栓				○	
	ペーパーホルダー				○	
	乳幼児用ベッド・イス				○	
	フィッティングボード				○	
	身障用手すり、背もたれ（補強とも）	○				トイレバックは管工事
	手洗い器				○	

※工事用資材等は極力施工業者にて準備した場所を使用すること。
 ※資材の搬入・置場は、施設来訪者の支障とならないよう施設管理者と事前協議の上、搬入時間・資材置場位置等を随時調整すること。

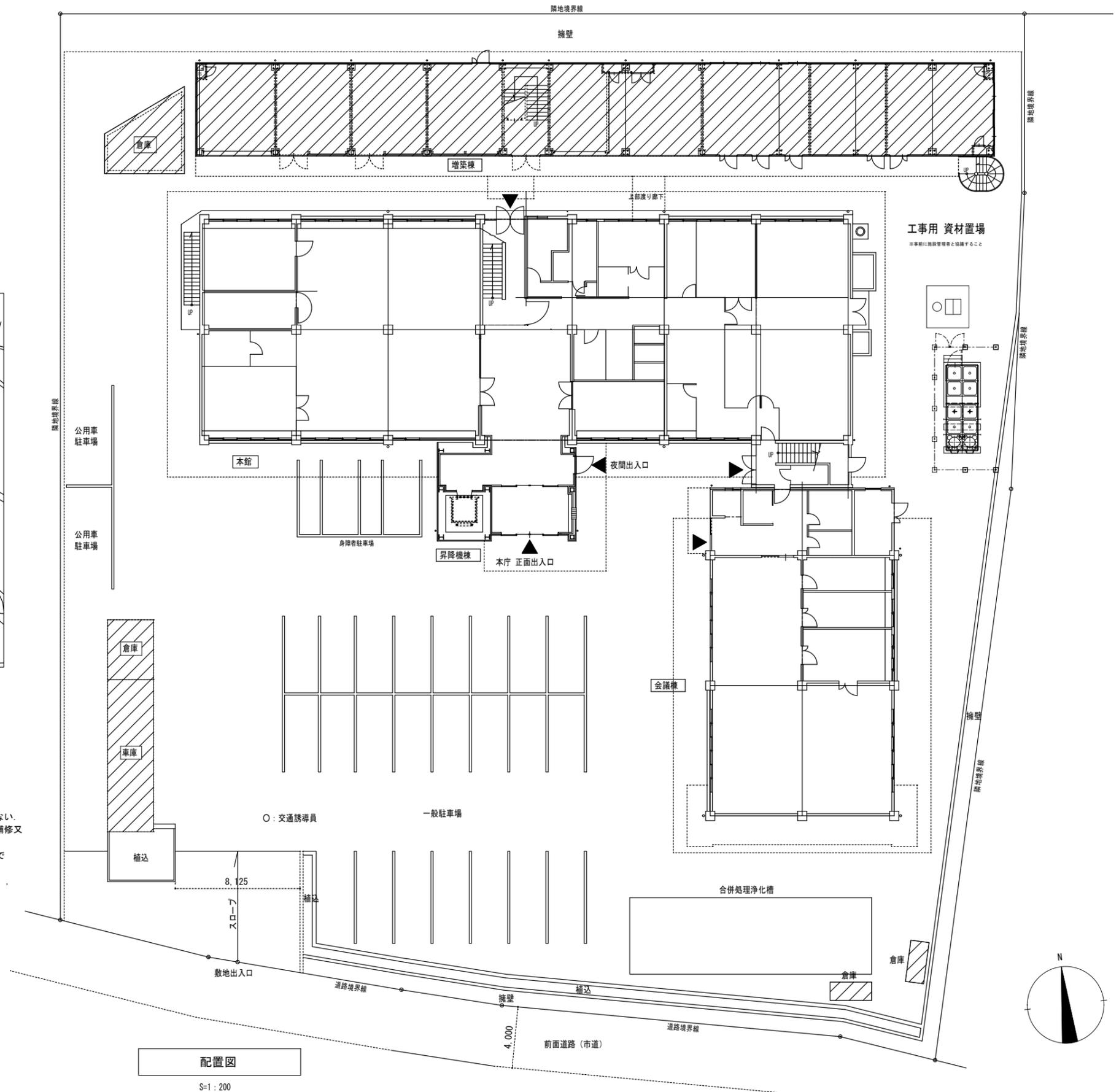


附近見取図

S=1:3000

- ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
- ◎受注者は、工事の施工箇所及び周辺にある地上地下の既設構造物について、工事（仮囲い等仮設資材設置を含む）着手までに調査を行い「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから、工事着手すること。
- ◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造物等を確認しなければならない。

凡例
 工事範囲外の棟を示す。



配置図

S=1:200

縮尺 A2:100%
 A3:70.7%

徳島県土整備部営繕課

工事名称 R7営繕 西部総合県民局三好庁舎
 三・池田 本館等トイレ改修工事建築

図面番号 A --- 01
 縮尺 1:200・3000

図面名称 配置図・附近見取図・支障物件図

株式会社 象企画設計
 TEL 089-661-4080
 FAX 089-661-4097
 徳島市雑賀町西開67-1
 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号
 一級建築士登録 第86203号 林 寛

棟/階	室名	既存/改修	SL	FL	CH	床	仕上代	幅木	壁	天井	廻縁	備考	凡例		
本館 1	前室	既存	-80	±0 -10	2,330	塩ビタイル t=2 撤去	80	塩ビ製 H=60 撤去	コンクリート+モルタル t=25 塗装 既存のまま	LGS下地+GB-R t=9 塗装仕上 撤去	塩ビ製 撤去	床見切: SUS製 W=25 撤去、人研見切縁 W=170 撤去	下地 RC : 鉄筋コンクリート EOP : 押出成形セメント板 W : 木造 LGS : 軽鋼骨 材料 SUS : ステンレススチール MDF : 中密度繊維板 けいカル板 : 無石棉セメント けい酸カルシウム板 化粧けいカル板 : 化粧無石棉セメント けい酸カルシウム板 GB-R : 石膏ボード GB-D : 化粧石膏ボード GB-S : 耐水石膏ボード GB-F : 強化石膏ボード DR : 岩綿巻音板 GW : グラスウール FP : 発泡プラスチック 塗料 EP : 合成樹脂 エマルジョンペイント EP-G : つや合成樹脂 エマルジョンペイント OS : オイルステイン UC : ポリウレタンクリアー CL : クリアラッカー DP : 耐水性塗料 略号 HL : ヘアライン 略号 SL : スラブ天端面 FL : 各階基準床面 OH : 天井高		
						磁器質モザイクタイル 既存のまま		CB壁 t=120+モルタル t=25 塗装 一部撤去		床点検口 450x450 撤去					
		コンクリートスラブ 存置		腰壁: CB壁 t=120+陶器質タイル 一部撤去											
		改修	-80	±0	2,330	長尺塩ビシート t=2 一部モルタル塗 t=8 新設	80	SUS (ABS樹脂 アルミ箔) HL	下地処理の上メラミン不燃化粧板 t=3 新設	LGS下地 不燃積層石膏ボード t=9.5 新設	塩ビ製 新設	床見切 SUS FB-5x10 HL 新設			
	男子便所	既存	-90	-10	2,330 2,100	磁器質モザイクタイル 既存のまま	80	陶器質タイル存置	コンクリート+モルタル t=25 塗装 既存のまま	LGS下地+GB-R t=9 塗装仕上 撤去	塩ビ製 撤去	トイレブース 撤去、人研見切縁 W=100 撤去		床点検口 450x450 撤去 天井点検口 450x450 撤去、(L型手摺・小便器手摺 撤去 設備工事)	
						コンクリートスラブ存置		腰壁: CB壁 t=120+陶器質タイル 一部撤去		一部 LGS下地の上 GB-R t=12.5 撤去					
		改修	-90	±0	2,330 2,100	モルタル塗 t=7 の上 長尺塩ビシート t=2 新設	90	SUS (ABS樹脂 アルミ箔) HL	既存壁 下地処理の上メラミン不燃化粧板 t=3 新設	LGS下地 不燃積層石膏ボード t=9.5 新設	塩ビ製 新設	トイレブース 新設、床見切 SUS FB-5x10 HL 新設			
		既存コンクリートスラブ		H=60	LGS-65下地 GB-R t=12.5+メラミン不燃化粧板 t=3 新設										
	女子便所	既存	-90	-10	2,330 2,100	磁器質モザイクタイル 既存のまま	80	陶器質タイル存置	コンクリート+モルタル t=25 塗装 既存のまま	LGS下地+GB-R t=9 塗装仕上 撤去	塩ビ製 撤去	トイレブース 撤去、人研見切縁 W=100 撤去			天井点検口 450x450 撤去、(L型手摺 撤去 設備工事)
						コンクリートスラブ存置		腰壁: CB壁 t=120+陶器質タイル 一部撤去		一部 LGS下地の上 GB-R t=12.5 撤去					
		改修	-90	±0	2,330 2,100	モルタル塗 t=7 の上 長尺塩ビシート t=2 新設	90	SUS (ABS樹脂 アルミ箔) HL	既存壁 下地処理の上メラミン不燃化粧板 t=3 新設	LGS下地 不燃積層石膏ボード t=9.5 新設	塩ビ製 新設	トイレブース 新設、床見切 SUS FB-5x10 HL 新設			
		既存コンクリートスラブ		H=60	LGS-65下地 GB-R t=12.5+メラミン不燃化粧板 t=3 新設										
本館 2・3・4	前室	既存	-80	±0	2,300	塩ビタイル t=2 撤去	80	塩ビ製 H=60 撤去	コンクリート+モルタル t=25 塗装 既存のまま	LGS下地+GB-R t=9 塗装仕上 撤去	塩ビ製 撤去	床見切: SUS製 W=25 撤去、人研見切縁 W=170 撤去	OS : オイルステイン UC : ポリウレタンクリアー CL : クリアラッカー DP : 耐水性塗料 略号 HL : ヘアライン 略号 SL : スラブ天端面 FL : 各階基準床面 OH : 天井高		
						磁器質モザイクタイル 既存のまま		CB壁 t=120+モルタル t=25 塗装 一部撤去		床点検口 450x450 撤去					
		コンクリートスラブ 存置		腰壁: CB壁 t=120+陶器質タイル 一部撤去											
		改修	-80	±0	2,300	長尺塩ビシート t=2 新設	80	SUS (ABS樹脂 アルミ箔) HL	既存コンクリート+モルタル t=25 下地処理の上メラミン不燃化粧板 t=3 新設	LGS下地 不燃積層石膏ボード t=9.5 新設	塩ビ製 新設	床見切 SUS FB-5x10 HL 新設			
	男子便所	既存	-90	-10	2,220 2,100	磁器質モザイクタイル 既存のまま	80	陶器質タイル存置	コンクリート+モルタル t=25 塗装 既存のまま	LGS下地+GB-R t=9 塗装仕上 撤去	塩ビ製 撤去	トイレブース 撤去、人研見切縁 W=100 撤去		天井点検口 450x450 撤去、(L型手摺・小便器手摺 撤去 設備工事)	
						コンクリートスラブ存置		腰壁: CB壁 t=120+陶器質タイル 一部撤去		一部 LGS下地の上 GB-R t=12.5 撤去					
		改修	-90	±0	2,220 2,100	モルタル塗 t=7 の上 長尺塩ビシート t=2 新設	90	SUS (ABS樹脂 アルミ箔) HL	既存壁 下地処理の上メラミン不燃化粧板 t=3 新設	LGS下地 不燃積層石膏ボード t=9.5 新設	塩ビ製 新設	トイレブース 新設、床見切 SUS FB-5x10 HL 新設			
		既存コンクリートスラブ		H=60	LGS-65下地 GB-R t=12.5+メラミン不燃化粧板 t=3 新設										
	女子便所	既存	-90	-10	2,220 2,100	磁器質モザイクタイル 既存のまま	80	陶器質タイル存置	コンクリート+モルタル t=25 塗装 既存のまま	LGS下地+GB-R t=9 塗装仕上 撤去	塩ビ製 撤去	トイレブース 撤去、人研見切縁 W=100 撤去			天井点検口 450x450 撤去、(L型手摺 撤去 設備工事)
						コンクリートスラブ存置		腰壁: CB壁 t=120+陶器質タイル 一部撤去		一部 LGS下地の上 GB-R t=12.5 撤去					
		改修	-90	±0	2,220 2,100	モルタル塗 t=7 の上 長尺塩ビシート t=2 新設	90	SUS (ABS樹脂 アルミ箔) HL	既存壁 下地処理の上メラミン不燃化粧板 t=3 新設	LGS下地 不燃積層石膏ボード t=9.5 新設	塩ビ製 新設	トイレブース 新設、床見切 SUS FB-5x10 HL 新設			
		既存コンクリートスラブ		H=60	LGS-65下地 GB-R t=12.5+メラミン不燃化粧板 t=3 新設										
会議棟 1	男子便所	既存	-180	-100	2,400	磁器質モザイクタイル 既存のまま	80	陶器質タイル存置	コンクリート+陶器質タイル 既存のまま	LGS下地+GB-R t=9 塗装仕上 撤去	塩ビ製 撤去	トイレブース 撤去、人研見切縁 W=100 撤去	床点検口・天井点検口 450x450 撤去、(L型手摺・小便器手摺 撤去 設備工事)		
						コンクリートスラブ存置		CB壁 t=120+陶器質タイル 一部撤去							
		改修	-180	±0	2,400	業上げコンクリート t=97+油圧金網 3.2φ-150角 の上 長尺塩ビシート t=2 新設	180	SUS (ABS樹脂 アルミ箔) HL	既存コンクリート+陶器質タイル 下地処理の上メラミン不燃化粧板 t=3 新設	LGS下地 不燃積層石膏ボード t=9.5 新設	塩ビ製 新設	トイレブース 新設、床見切 SUS FB-5x10 HL 新設			
		既存コンクリートスラブ		H=60	LGS-65下地 GB-R t=12.5+メラミン不燃化粧板 t=3 新設										
	女子便所	既存	-180	-100	2,400	磁器質モザイクタイル 既存のまま	80	陶器質タイル存置	コンクリート+陶器質タイル 既存のまま	LGS下地+GB-R t=9 塗装仕上 撤去	塩ビ製 撤去	トイレブース 撤去、人研見切縁 W=100 撤去		(L型手摺 撤去 設備工事)	
						コンクリートスラブ存置		CB壁 t=120+陶器質タイル 一部撤去							
		改修	-180	±0	2,400	業上げコンクリート t=97+油圧金網 3.2φ-150角 の上 長尺塩ビシート t=2 新設	180	SUS (ABS樹脂 アルミ箔) HL	既存コンクリート+陶器質タイル 下地処理の上メラミン不燃化粧板 t=3 新設	LGS下地 不燃積層石膏ボード t=9.5 新設	塩ビ製 新設	トイレブース 新設、床見切 SUS FB-5x10 HL 新設			
		既存コンクリートスラブ		H=60	LGS-65下地 GB-R t=12.5+メラミン不燃化粧板 t=3 新設										
身障者便所	既存	-50	±0	2,330	磁器質モザイクタイル 撤去	50	陶器質タイル存置	コンクリート+陶器質タイル 既存のまま	LGS下地+GB-R t=9 塗装仕上 撤去	塩ビ製 撤去	配管欄笠木人研 撤去、(L型手摺・可動手摺 撤去 設備工事)	床点検口 450x450 撤去			
					コンクリートスラブ存置		CB壁 t=120+陶器質タイル 既存のまま								
	改修	-50	±0	2,330	モルタル塗の上 長尺塩ビシート t=2 新設	50	SUS (ABS樹脂 アルミ箔) HL	既存コンクリート+陶器質タイル 下地処理の上メラミン不燃化粧板 t=3 新設	LGS下地 不燃積層石膏ボード t=9.5 新設	塩ビ製 新設	身障者手摺 床点検口 450x450 新設				
	既存コンクリートスラブ		H=60	LGS-65下地 GB-R t=12.5+メラミン不燃化粧板 t=3 新設											
会議棟 2	便所1・2	既存	-90	±0	2,300	磁器質モザイクタイル 撤去	90	陶器質タイル存置	コンクリート+陶器質タイル 既存のまま	LGS下地+GB-R t=9 塗装仕上 撤去	塩ビ製 撤去		トイレブース 撤去、人研見切縁 W=100 撤去	天井点検口 450x450 撤去	
						コンクリートスラブ存置		CB壁 t=120+陶器質タイル 一部撤去							
		改修	-90	±0	2,300	モルタル塗 t=25 の上 長尺塩ビシート t=2 新設	90	SUS (ABS樹脂 アルミ箔) HL	既存コンクリート+陶器質タイル 下地処理の上メラミン不燃化粧板 t=3 新設	LGS下地 不燃積層石膏ボード t=9.5 新設	塩ビ製 新設		床見切 SUS FB-5x10 HL 新設		
		既存コンクリートスラブ		H=60	LGS-65下地 GB-R t=12.5+メラミン不燃化粧板 t=3 新設										
	身障者便所	既存	-90	±0	2,300	磁器質モザイクタイル 撤去	90	陶器質タイル存置	コンクリート+陶器質タイル 既存のまま	LGS下地+GB-R t=9 塗装仕上 撤去	塩ビ製 撤去	トイレブース 撤去、人研見切縁 W=100 撤去	天井点検口 450x450 撤去		
						コンクリートスラブ存置		CB壁 t=120+陶器質タイル 一部撤去							
		改修	-90	±0	2,300	モルタル塗 t=25 の上 長尺塩ビシート t=2 新設	90	SUS (ABS樹脂 アルミ箔) HL	既存コンクリート+陶器質タイル 下地処理の上メラミン不燃化粧板 t=3 新設	LGS下地 不燃積層石膏ボード t=9.5 新設	塩ビ製 新設	床見切 SUS FB-5x10 HL 新設			
		既存コンクリートスラブ		H=60	LGS-65下地 GB-R t=12.5+メラミン不燃化粧板 t=3 新設										
廊下	改修	-90	±0	2,300	モルタル塗 t=33 の上 長尺塩ビシート t=2 新設	90	SUS (ABS樹脂 アルミ箔) HL	既存コンクリート+陶器質タイル 下地処理の上メラミン不燃化粧板 t=3 新設	LGS下地 不燃積層石膏ボード t=9.5 新設	塩ビ製 新設					
					既存コンクリートスラブ		H=60	LGS-65下地 GB-R t=12.5+メラミン不燃化粧板 t=3 新設							

縮尺 A2: 100%
A3: 70.7%

徳島県土整備部営繕課

工事名称 R 7 営繕 西部総合県民局三好庁舎
三・池田 本館等トイレ改修工事建築

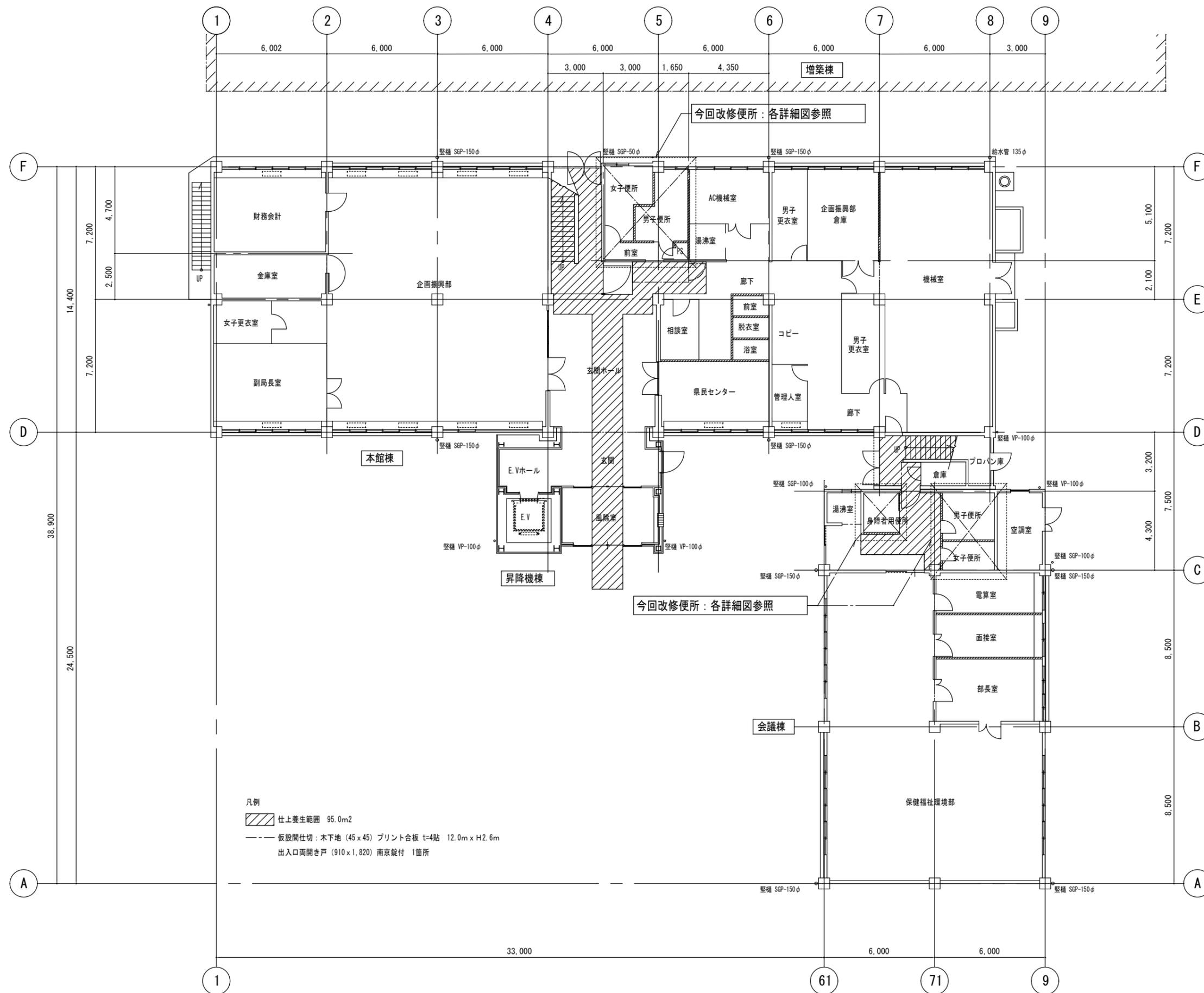
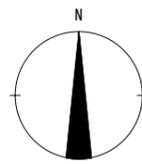
図面番号 A - 02

株式会社 象企画設計

徳島市雑賀町西開67-1 TEL 088-661-4080
一級建築士事務所 FAX 088-661-4097
一級建築士登録 第31093号 徳島県知事登録 第8203号 林 貴

図面名称 内部仕上表

縮尺 1: -



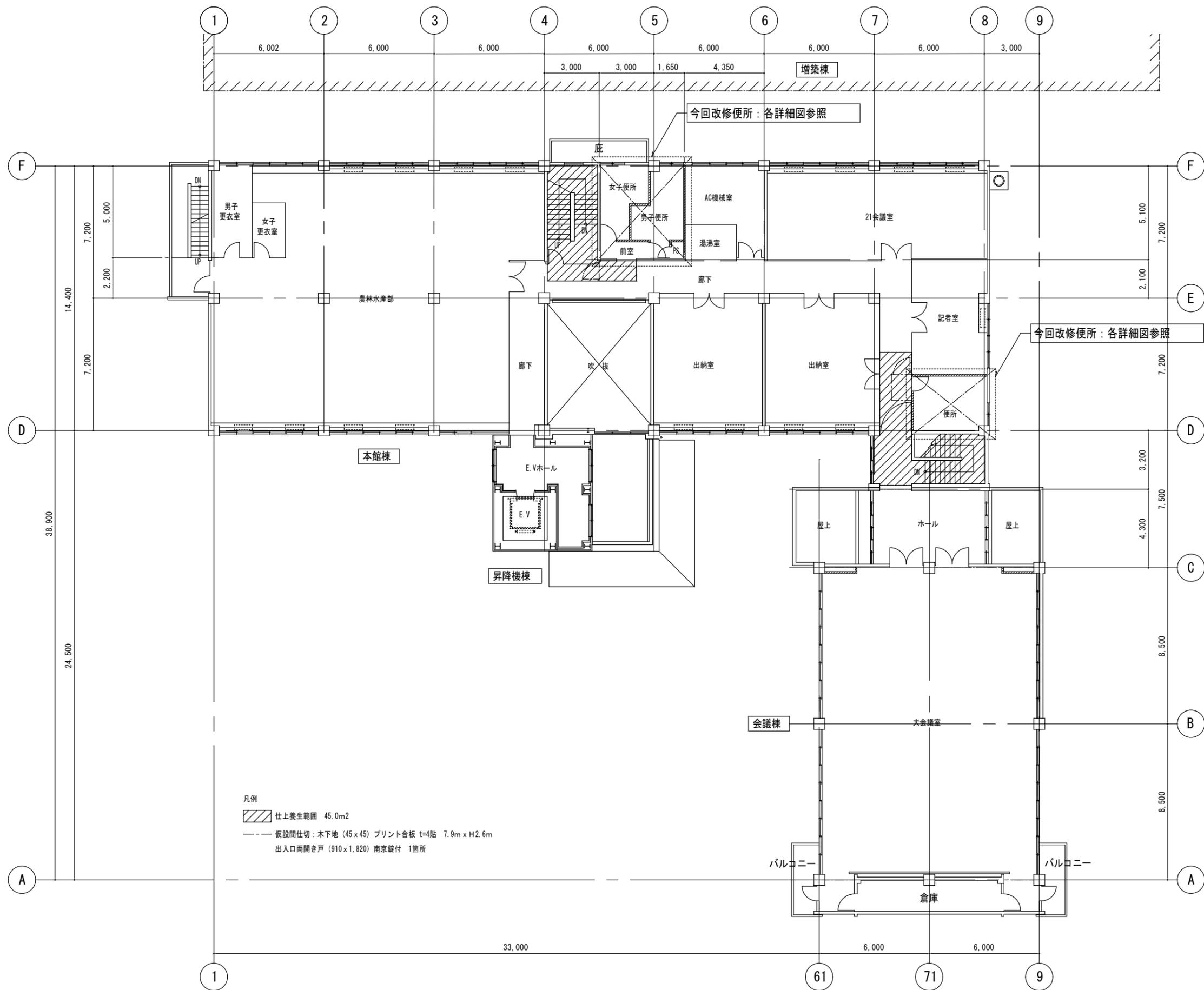
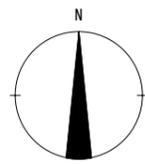
凡例
 仕上養生範囲 95.0m²
 仮設間仕切: 木下地 (45 x 45) プリント合板 t=4貼 12.0m x H2.6m
 出入口両開き戸 (910 x 1,820) 南京錠付 1箇所

今回改修便所: 各詳細図参照

今回改修便所: 各詳細図参照

1階平面図

縮尺 A2: 100% A3: 70.7%	徳島県土整備部営繕課	工事名称 R7営繕 西部総合県民局三好庁舎 三・池田 本館等トイレ改修工事建築	図面番号 A-03	株式会社 象企画設計 <small>徳島市難波町西開67-1 TEL 089-661-4086 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号 一級建築士登録 第86203号 FAX 089-661-4097 林 賢</small>
		図面名称 1階平面図 (既存)・内部仮設図	縮尺 1:150	



縮尺 A2: 100%
A3: 70.7%

徳島県県土整備部営繕課

工事名称 R7営繕 西部総合県民局三好庁舎
三・池田 本館等トイレ改修工事建築

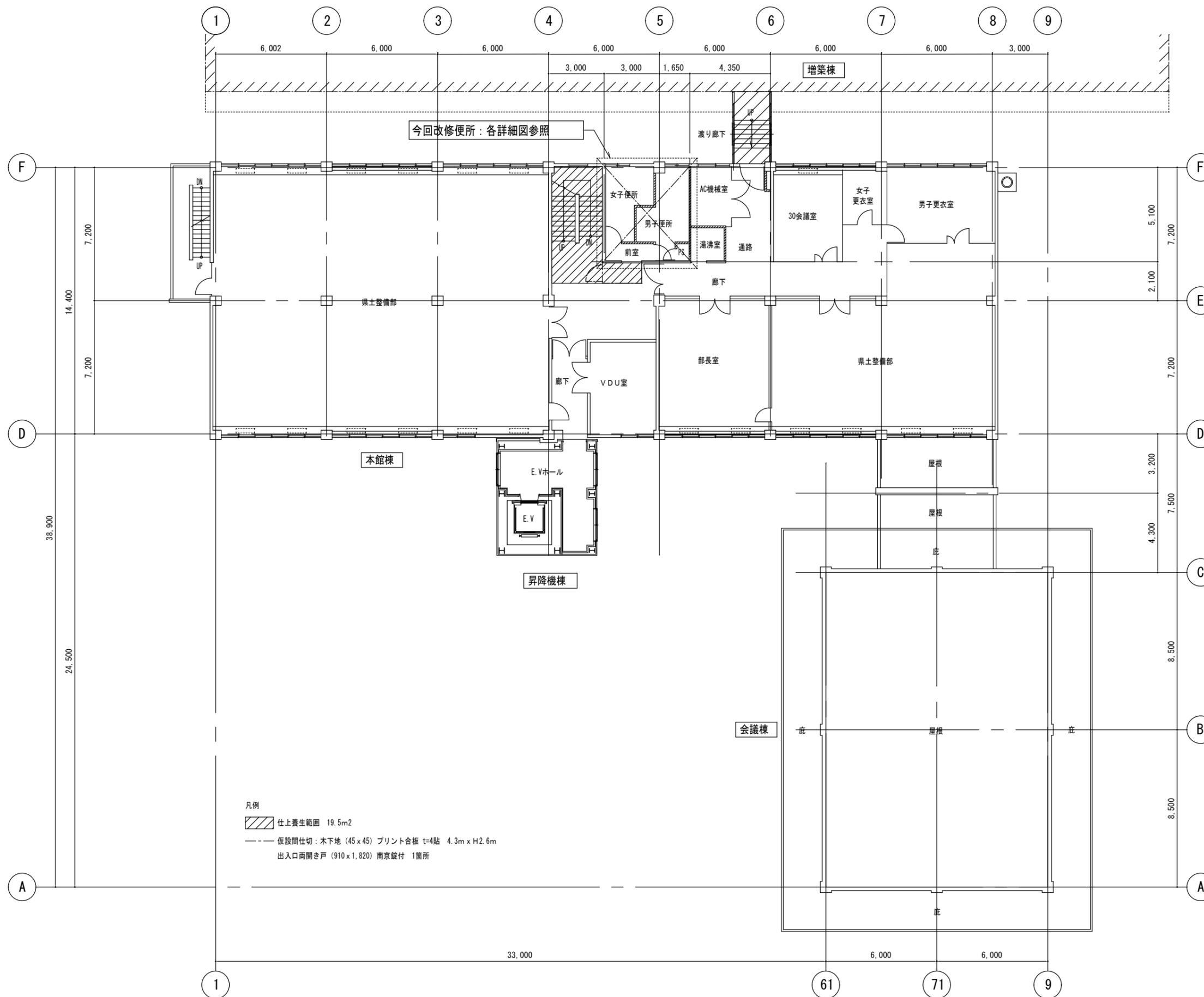
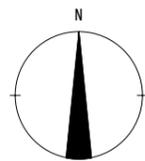
図面番号 A - 04

図面名称 2階平面図 (既存)・内部仮設図

縮尺 1: 150

株式会社 象企画設計

徳島市難波町西開67-1 TEL 089-661-4086
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号 FAX 089-661-4097
一級建築士登録 第86203号 林 賢



凡例
 〰 仕上養生範囲 19.5m²
 - - - 仮設間仕切: 木下地 (45 x 45) プリント合板 t=4貼 4.3m x H2.6m
 出入口両開き戸 (910 x 1,820) 南京錠付 1箇所

3階平面図

縮尺 A2: 100%
 A3: 70.7%

徳島県県土整備部営繕課

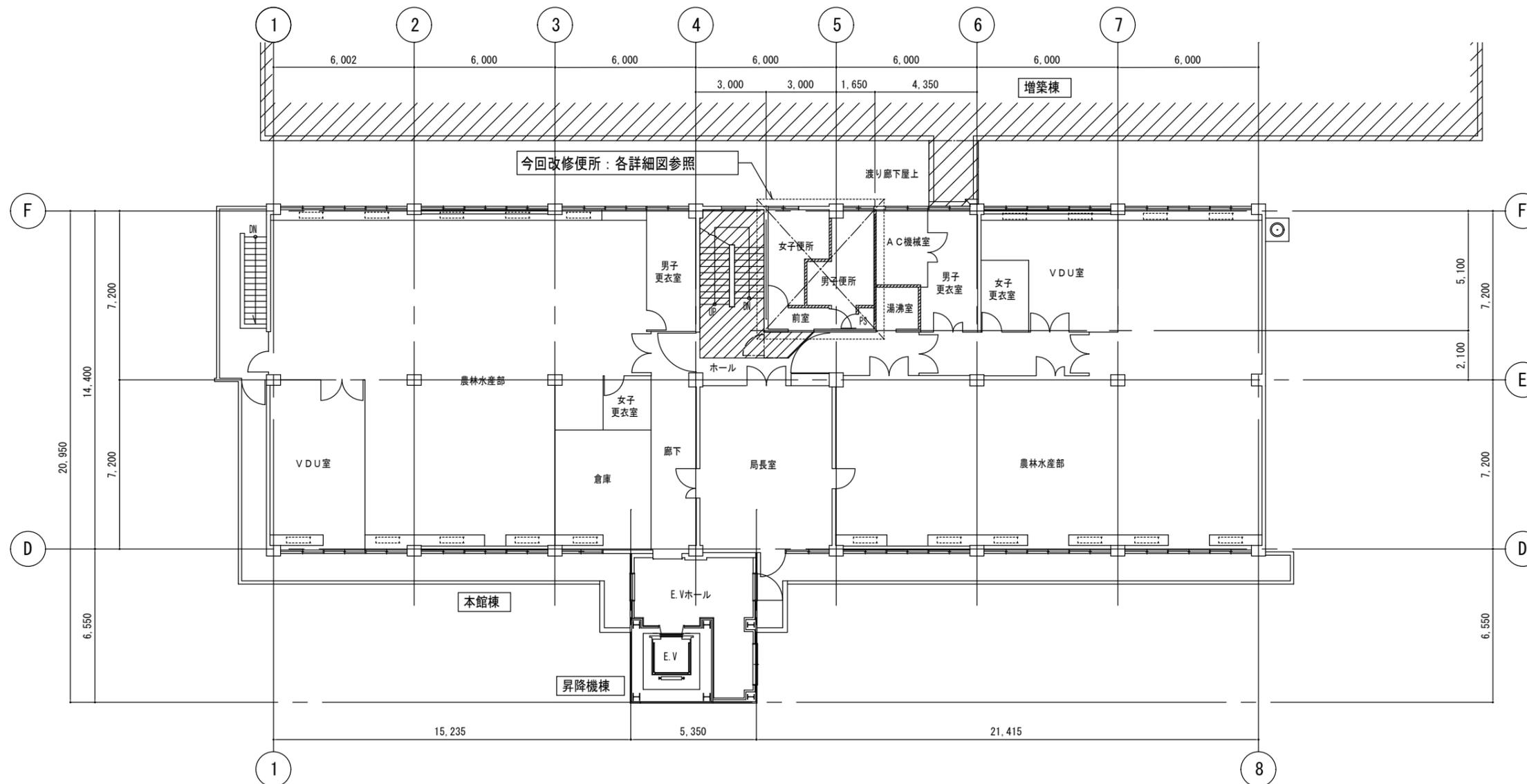
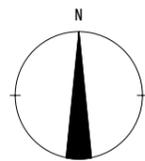
工事名称 R7営繕 西部総合県民局三好庁舎
 三・池田 本館等トイレ改修工事建築

図面番号 A - 05

図面名称 3階平面図 (既存)・内部仮設図

縮尺 1: 150

株式会社 象企画設計
 徳島市雑賀町西開67-1 TEL 089-661-4086
 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号 FAX 089-661-4097
 一級建築士登録 第86203号 林 賢



4階平面図

凡例

- 仕上養生範囲 18.9m²
- 仮設間仕切: 木下地 (45 x 45) プリント合板 t=4貼 3.6m x H2.6m
- 出入口両開き戸 (910 x 1,820) 南京錠付 1箇所

縮尺 A2: 100%
A3: 70.7%

徳島県県土整備部営繕課

工事名称 R7 営繕 西部総合県民局三好庁舎
三・池田 本館等トイレ改修工事建築

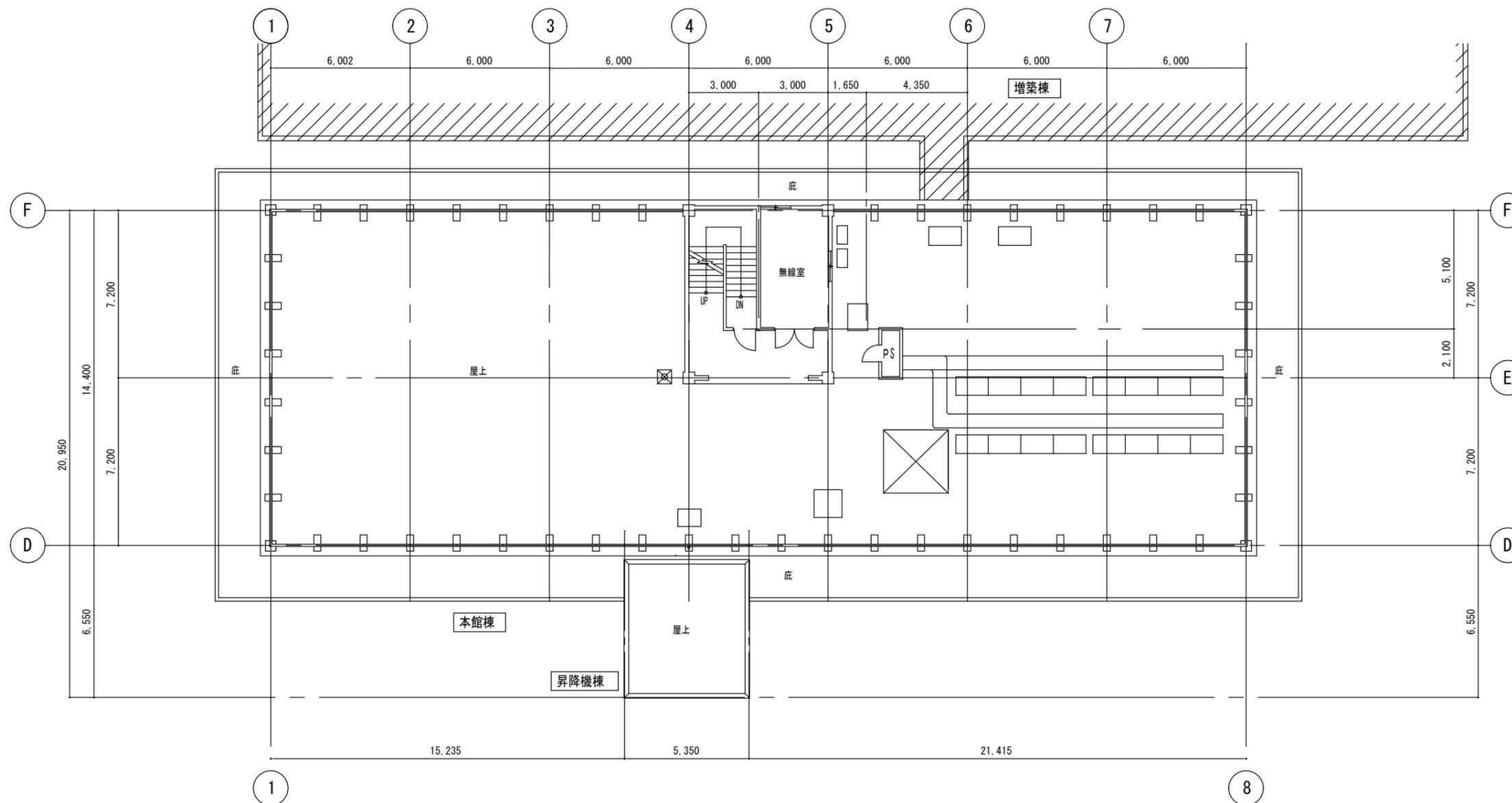
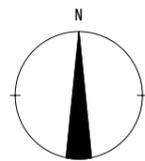
図面番号 A - 06

図面名称 4階平面図 (既存)・内部仮設図

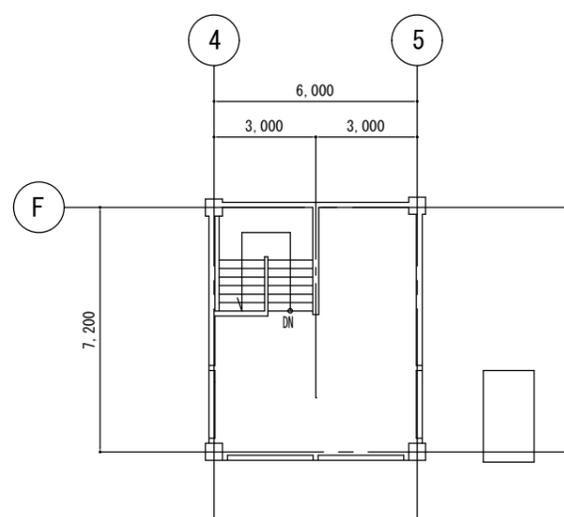
縮尺 1: 150

株式会社 象企画設計

徳島市雑賀町西開67-1 TEL 089-661-4086
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号 FAX 089-661-4097
一級建築士登録 第86203号 林 賢



R階平面図



PHR階平面図

縮尺 A2 : 100%
A3 : 70.7%

徳島県土整備部営繕課

工事名称 R 7 営繕 西部総合県民局三好庁舎
三・池田 本館等トイレ改修工事建築

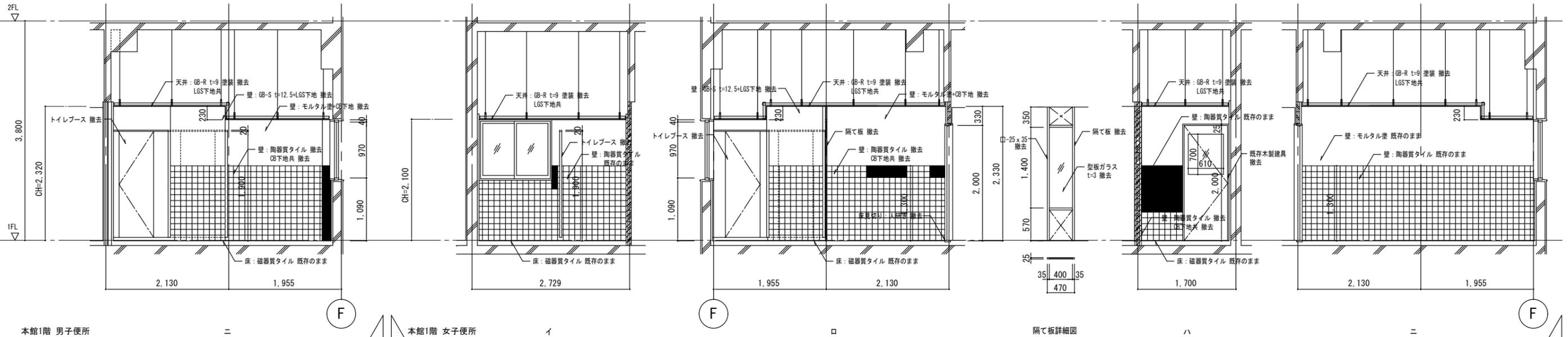
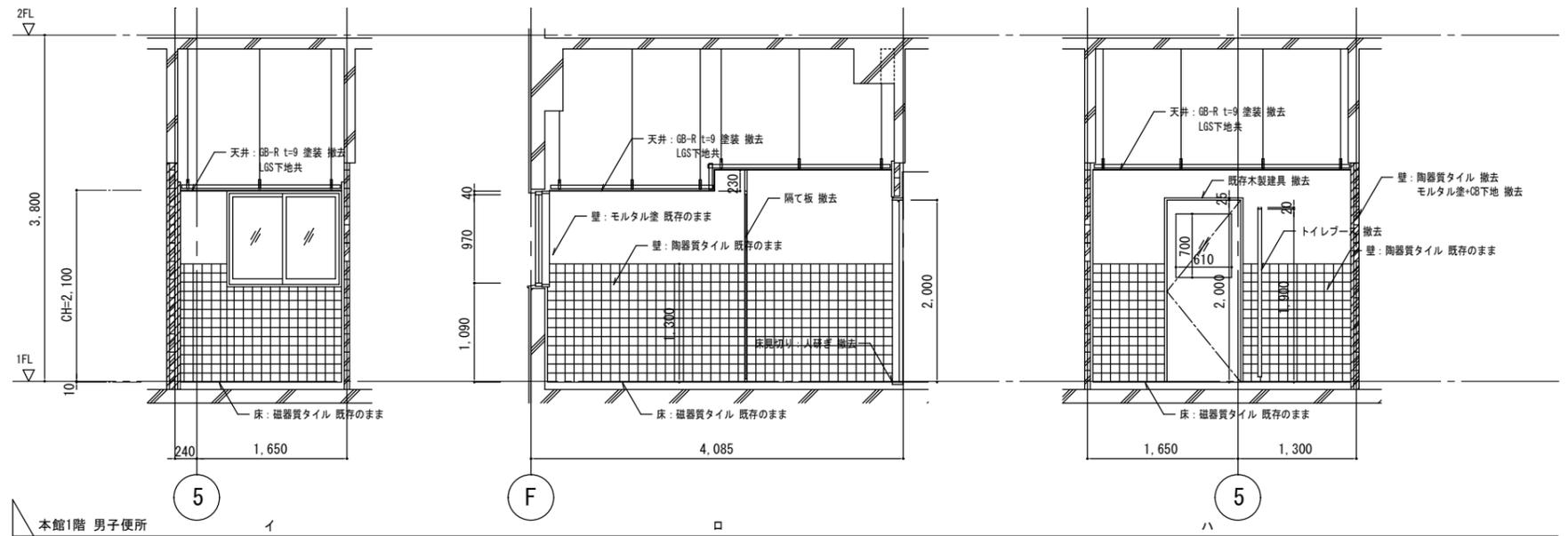
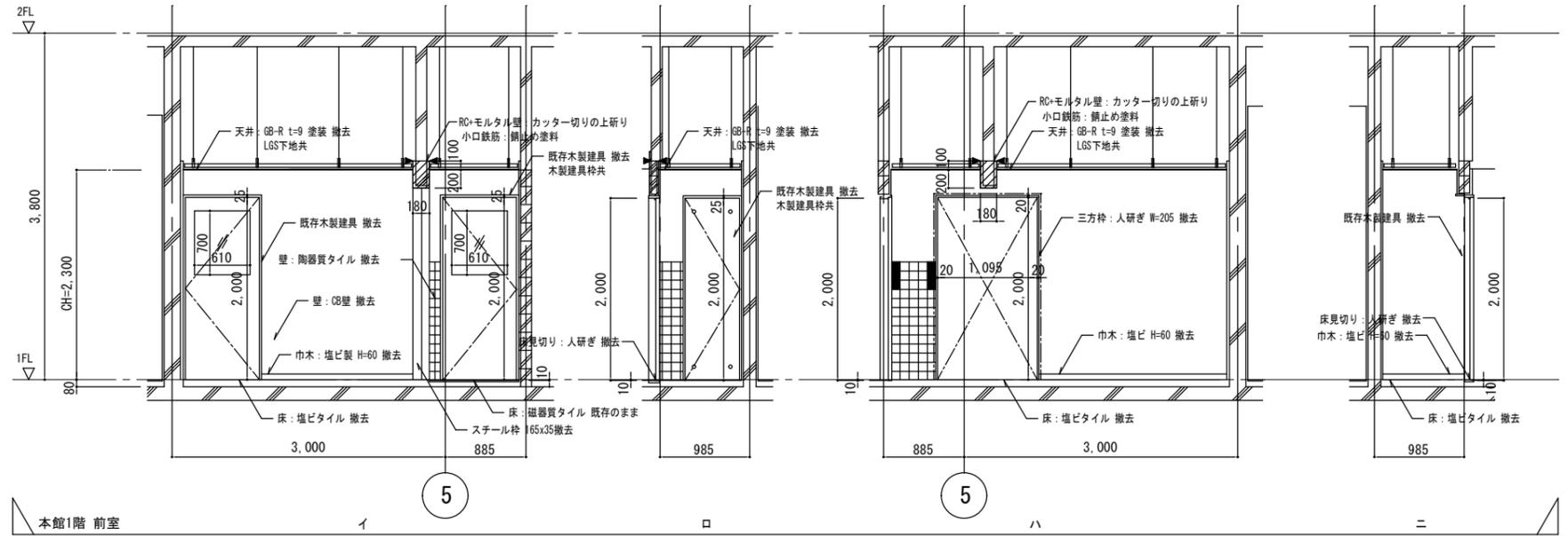
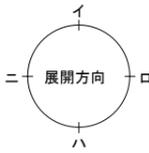
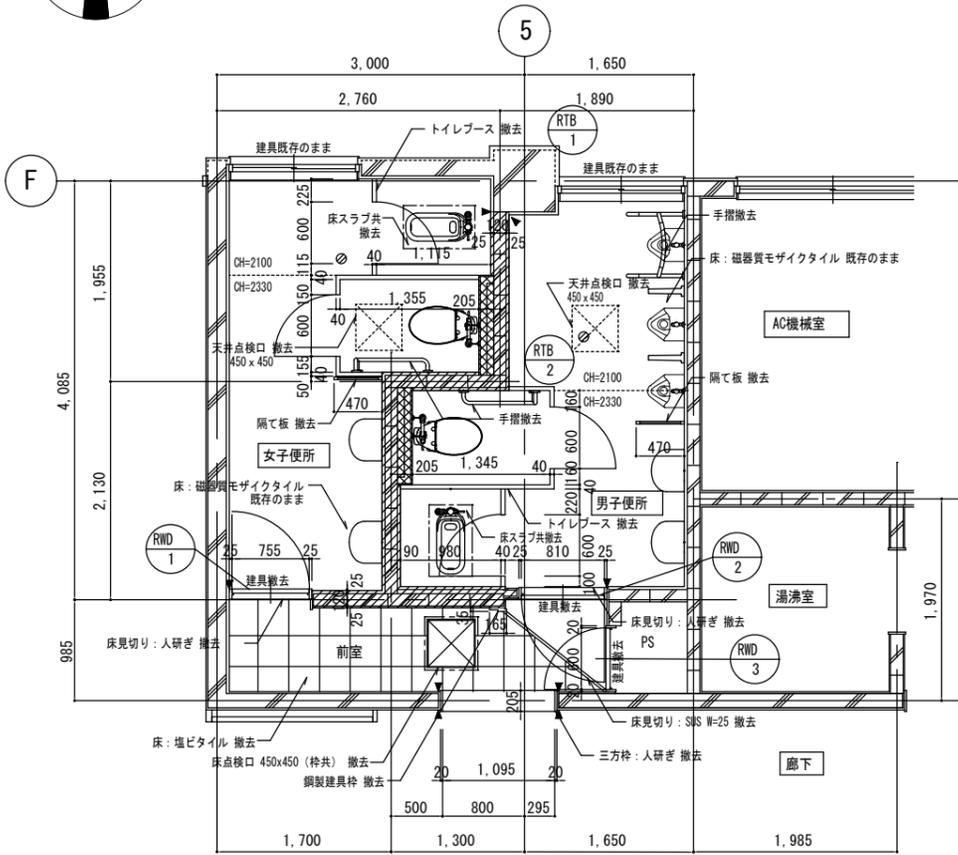
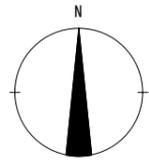
図面番号 A - 07

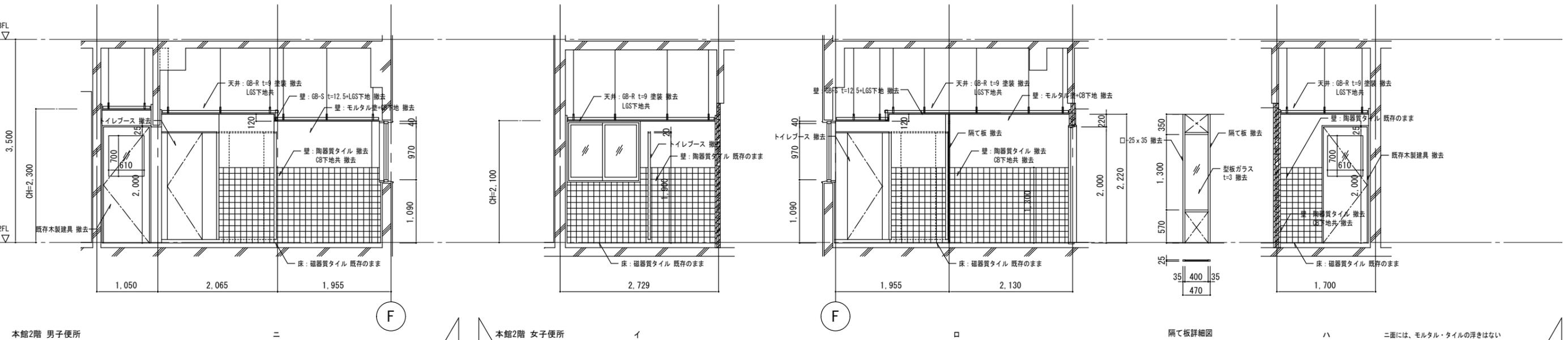
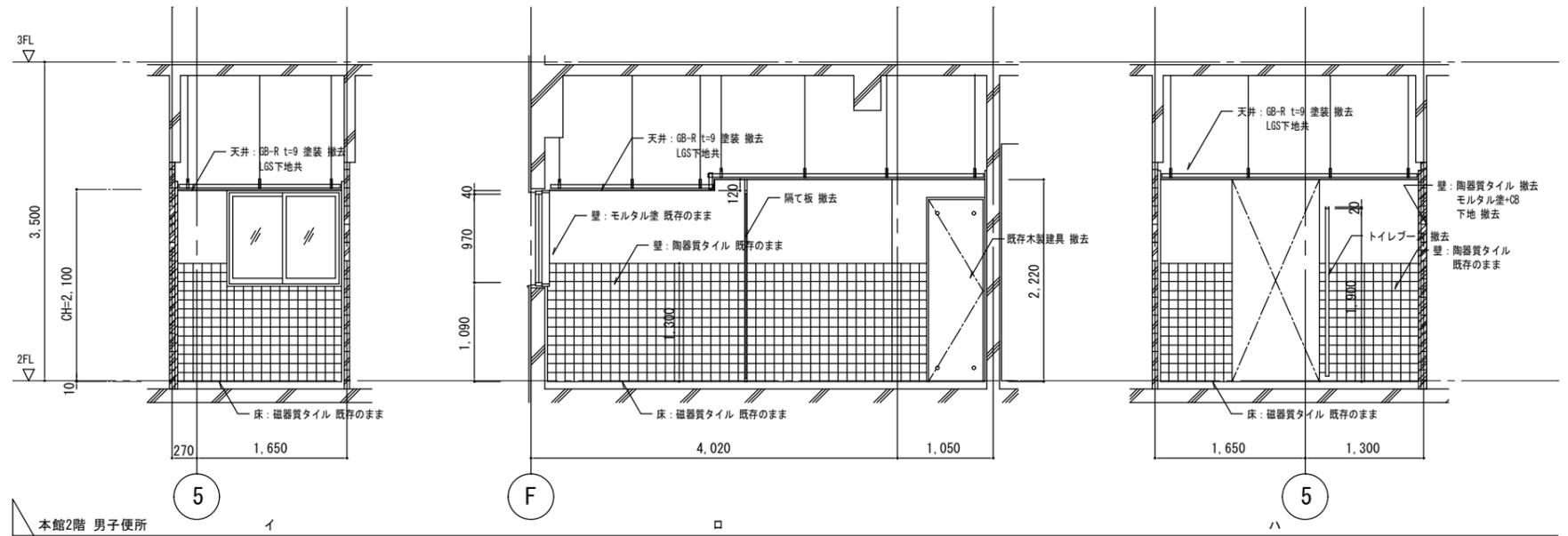
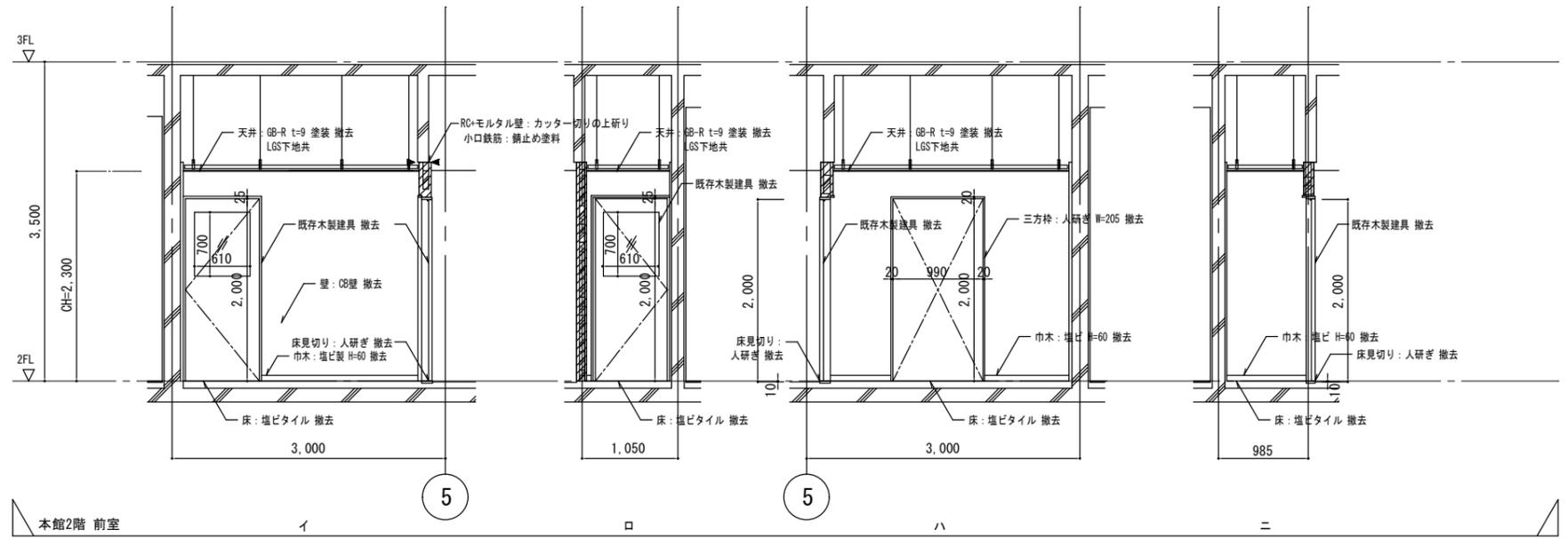
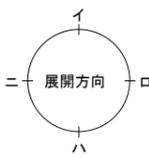
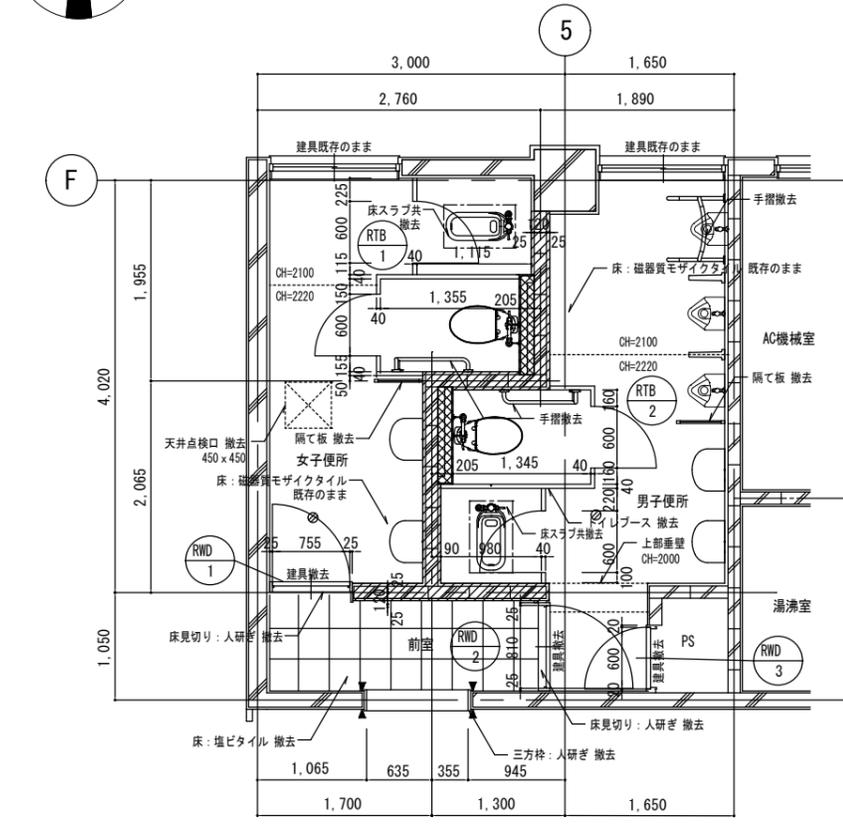
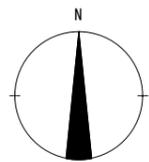
図面名称 R・PHR階平面図 (既存)

縮尺 1 : 150

株式会社 象企画設計

徳島市雑賀町西開67-1 TEL 089-661-4086
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号 FAX 089-661-4097
一級建築士登録 第86203号 林 賢



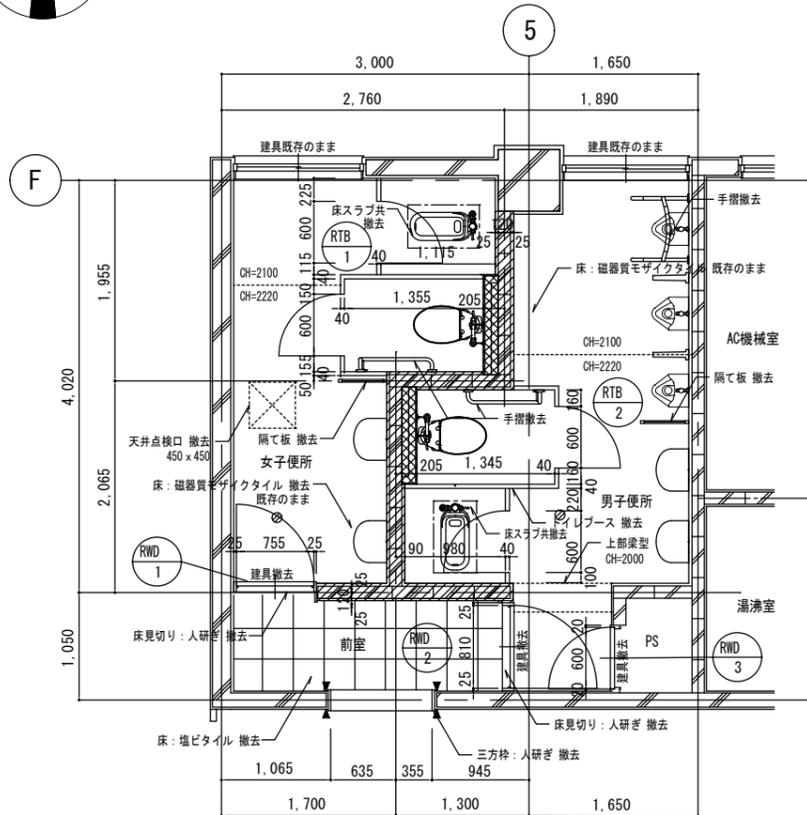
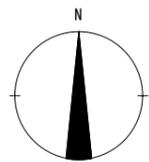


縮尺 A2 : 100%
A3 : 70.7%

徳島県土木整備部営繕課
工事名称 R7営繕 西部総合県民局三好庁舎
三・池田 本館等トイレ改修工事建築
図面名称 本館 2階平面詳細図・展開図 (既存撤去)

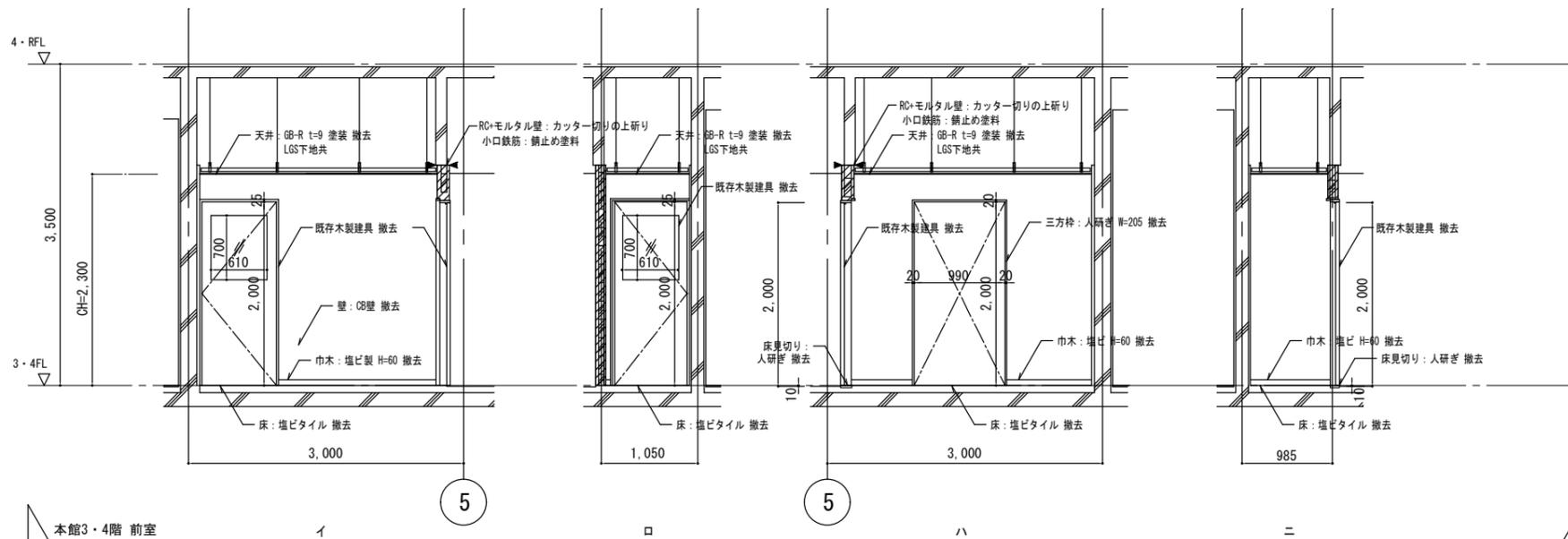
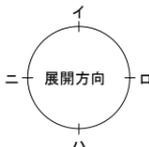
図面番号 A - 09
縮尺 1 : 50

株式会社 象企画設計
徳島市雑司町高間67-1 TEL 088-661-4080
一級建築士事務所 FAX 088-661-4097
一級建築士登録 第31093号 徳島県知事登録 第86203号 林 貴

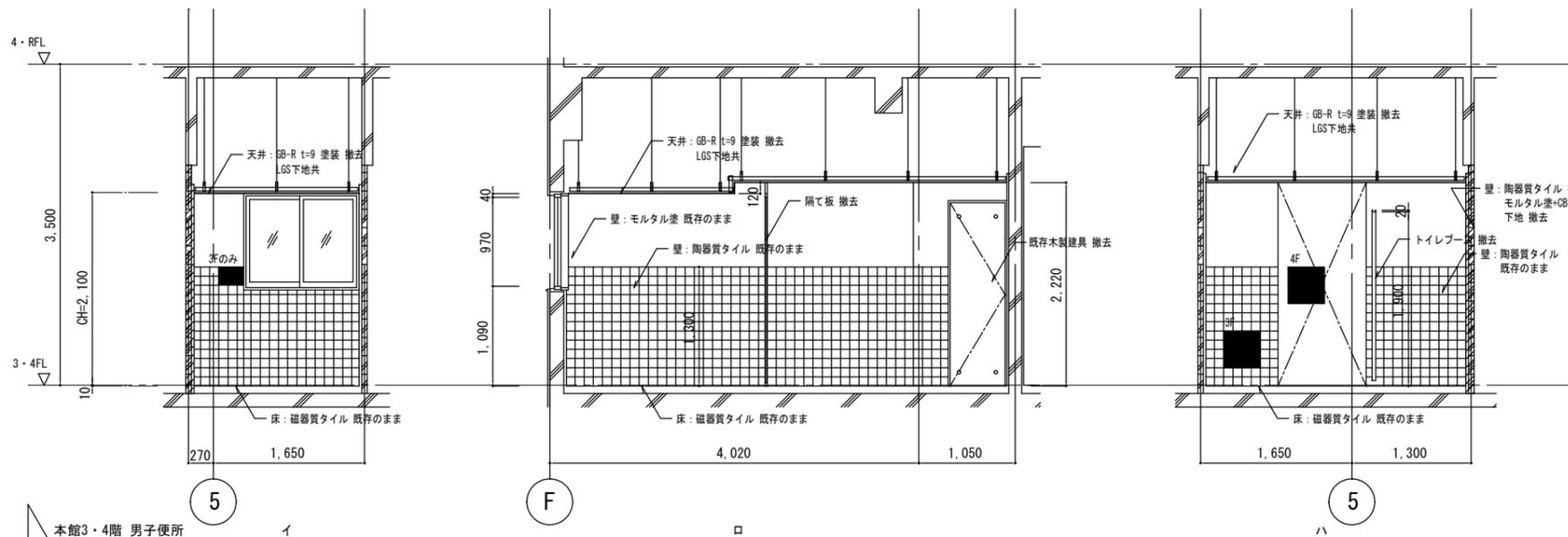


既存撤去 平面図

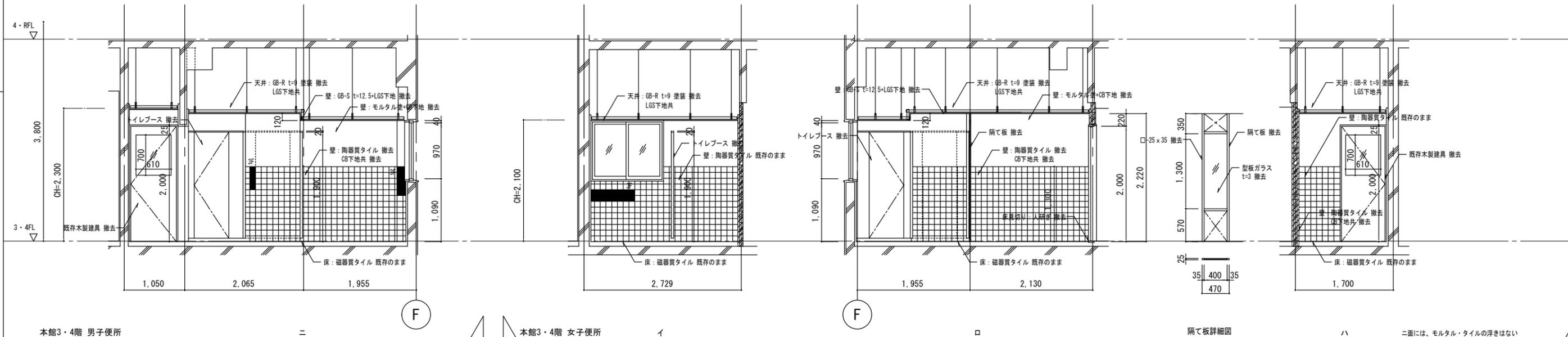
- OBモルタル塗り壁 撤去
- 軽鉄間仕切り壁 撤去
- タイル・モルタル浮き部分 研り撤去
- ← --- カッター位置を示す。便器部分：□700 x 420



本館3・4階 前室



本館3・4階 男子便所



本館3・4階 男子便所

本館3・4階 女子便所

隔て板詳細図

二面には、モルタル・タイルの浮きはない

縮尺 A2 : 100%
A3 : 70.7%

徳島県土整備部営繕課

工事名称 R7 営繕 西部総合県民局三好庁舎
三・池田 本館等トイレ改修工事建築

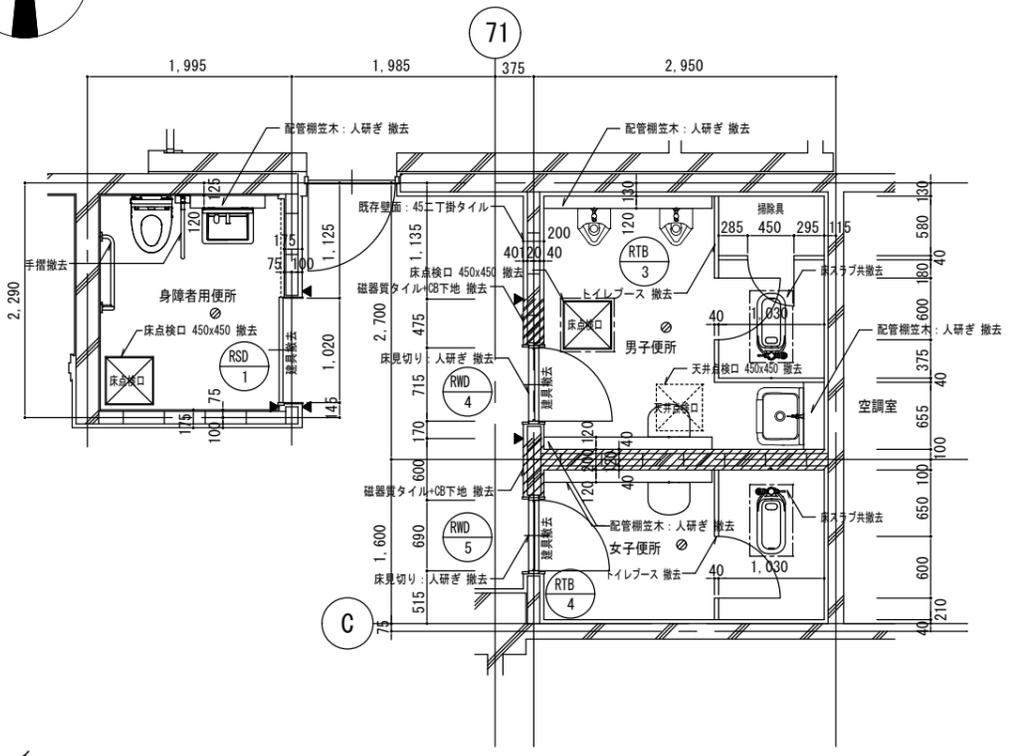
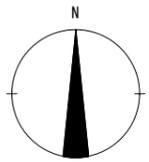
図面番号 A - 10

株式会社 象企画設計

図面名称 本館 3・4階平面詳細図・展開図 (既存撤去)

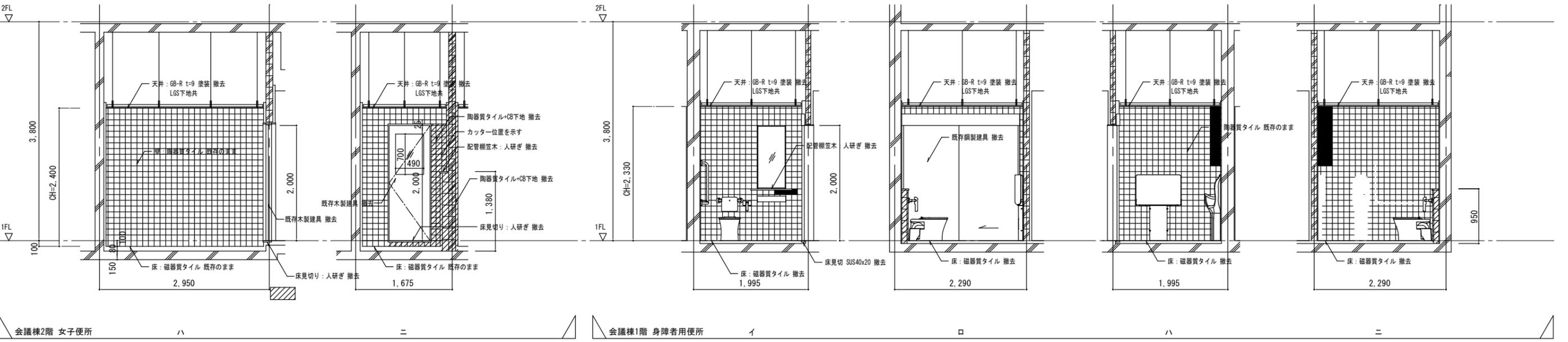
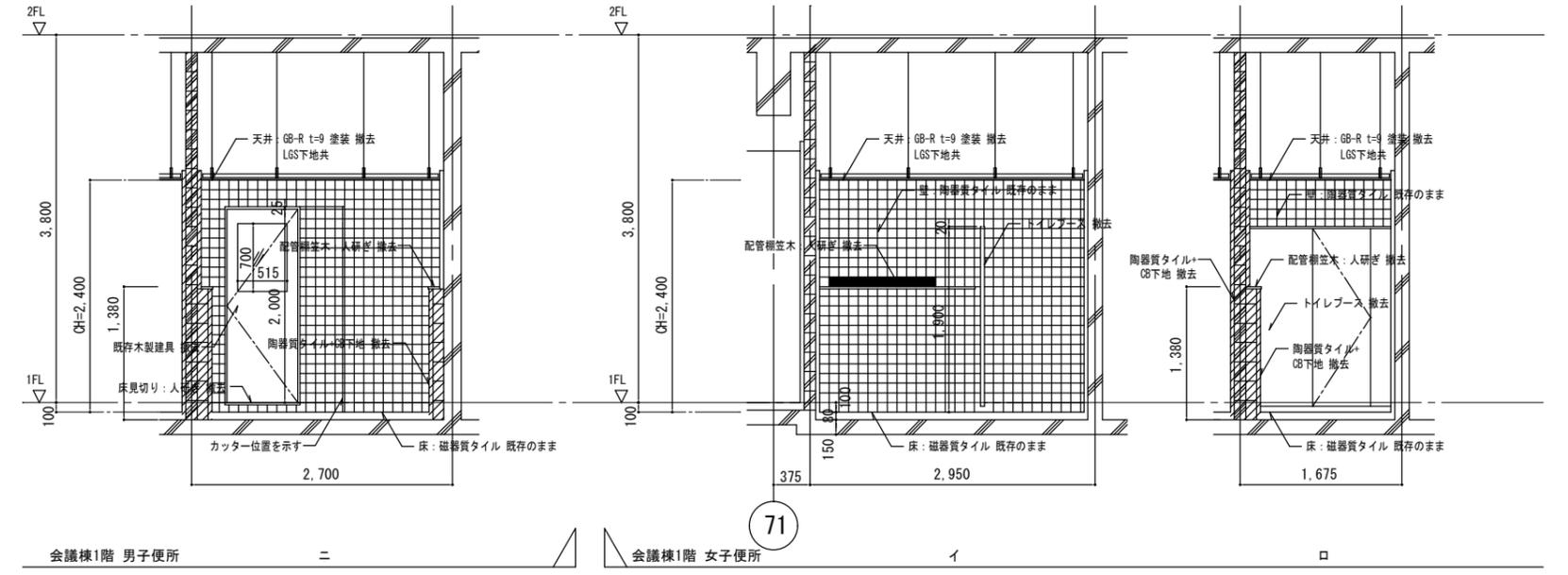
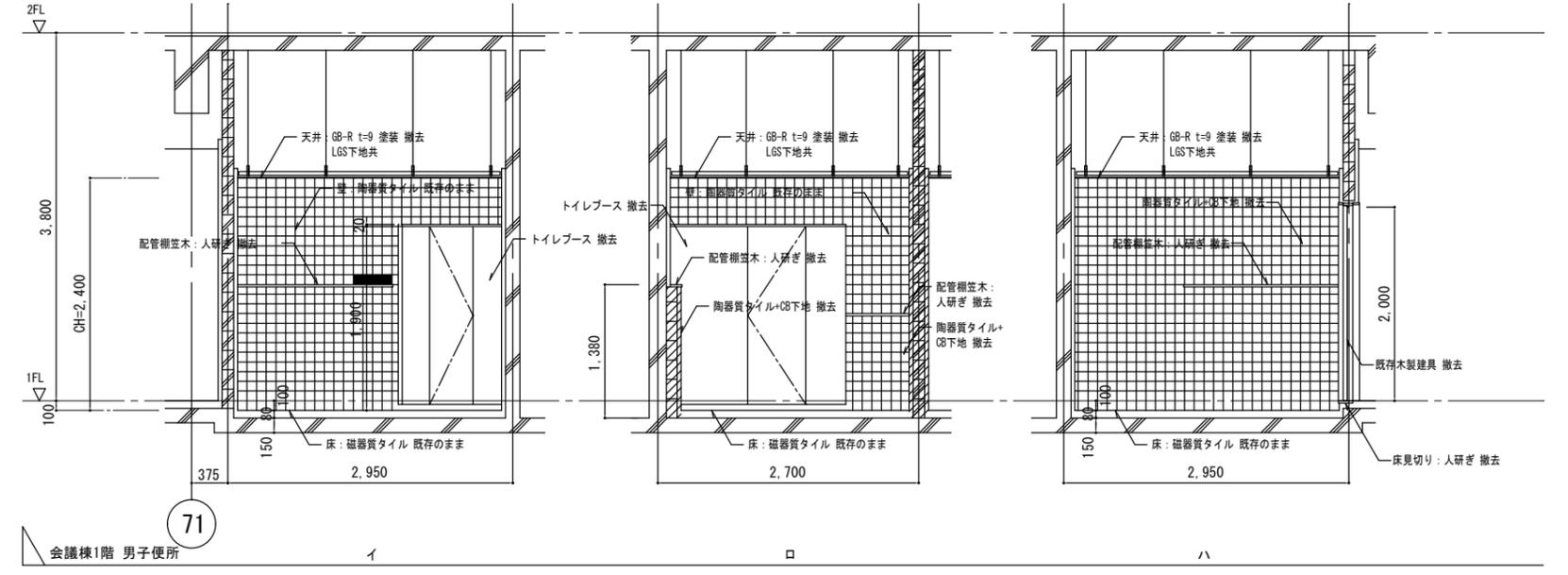
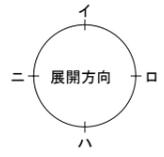
縮尺 1 : 50

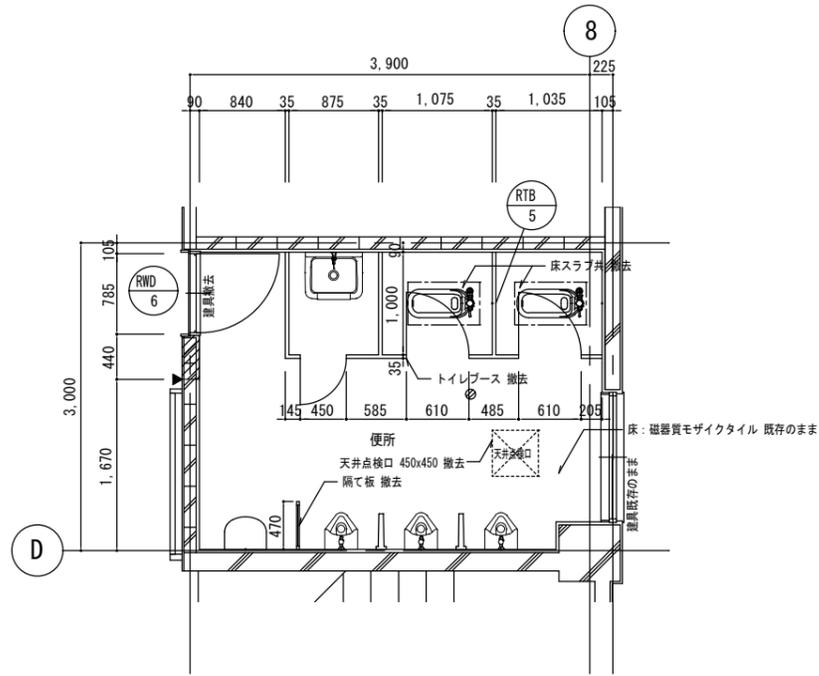
徳島市雑賀町高岡67-1 TEL 088-661-4080
一級建築士事務所 FAX 088-661-4097
徳島県知事登録 第31093号
一級建築士登録 第86203号 林 貴



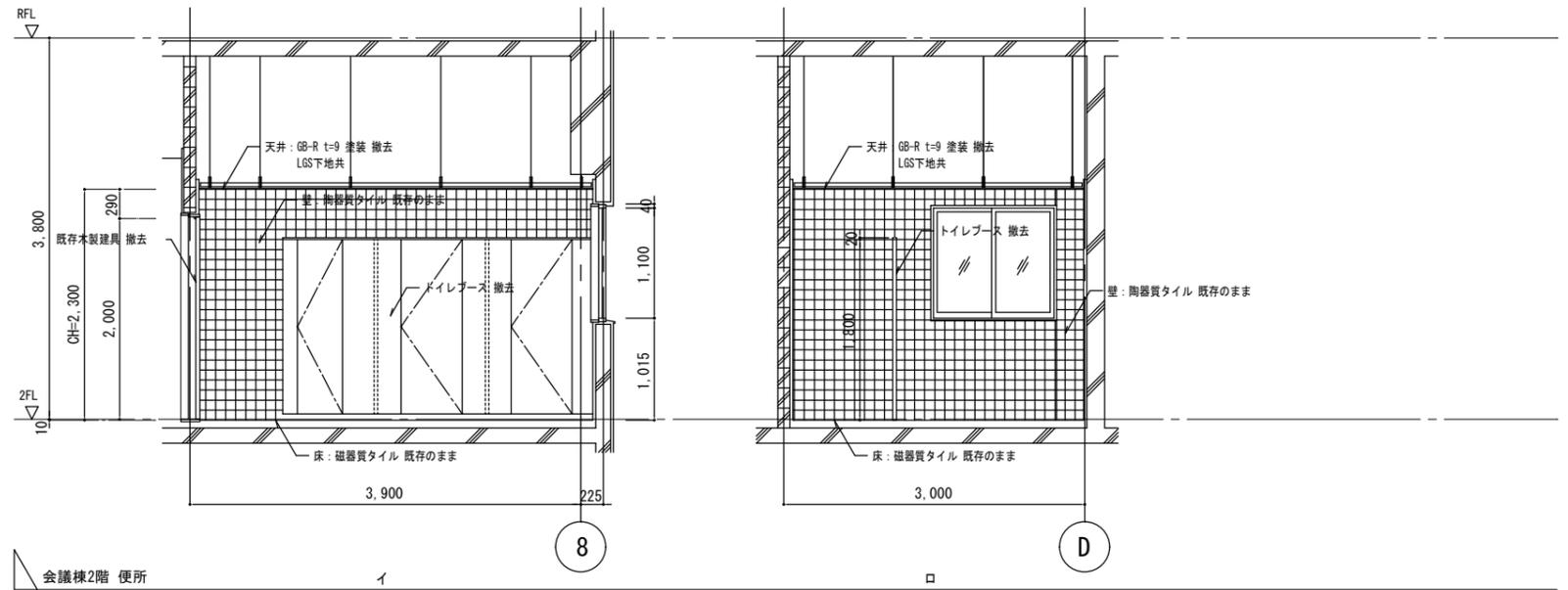
1階既存撤去 平面図

CB磁器質タイル壁 撤去
 タイル・モルタル浮き部分 取り壊す
 カッター位置を示す。便器部分：□=700x420





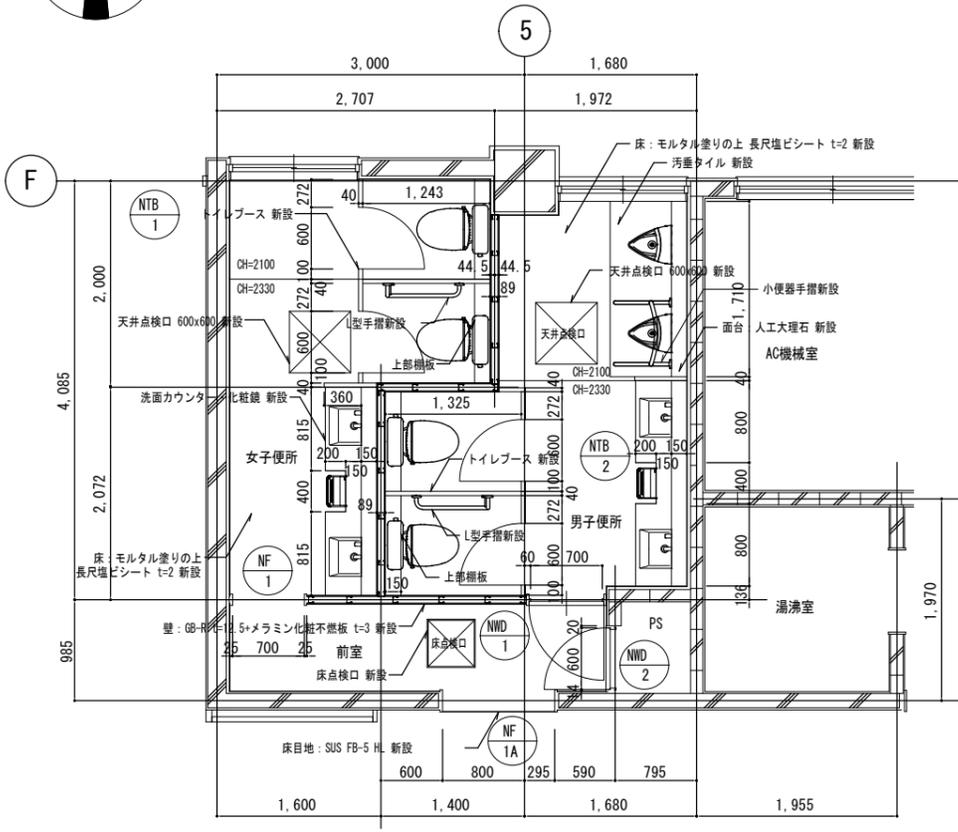
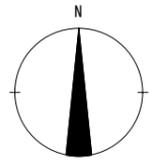
CB磁器質タイル壁 撤去
 カッター位置を示す。便器部分: □-700 x 420



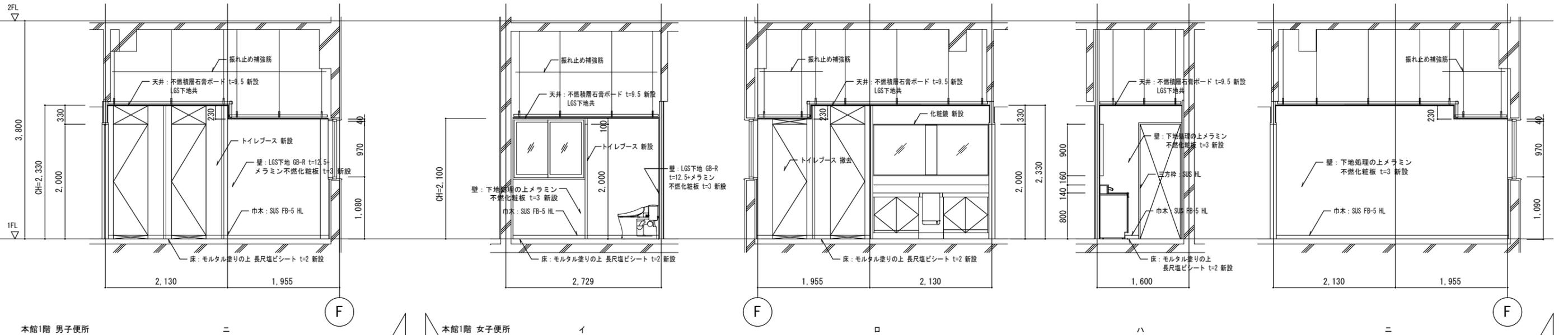
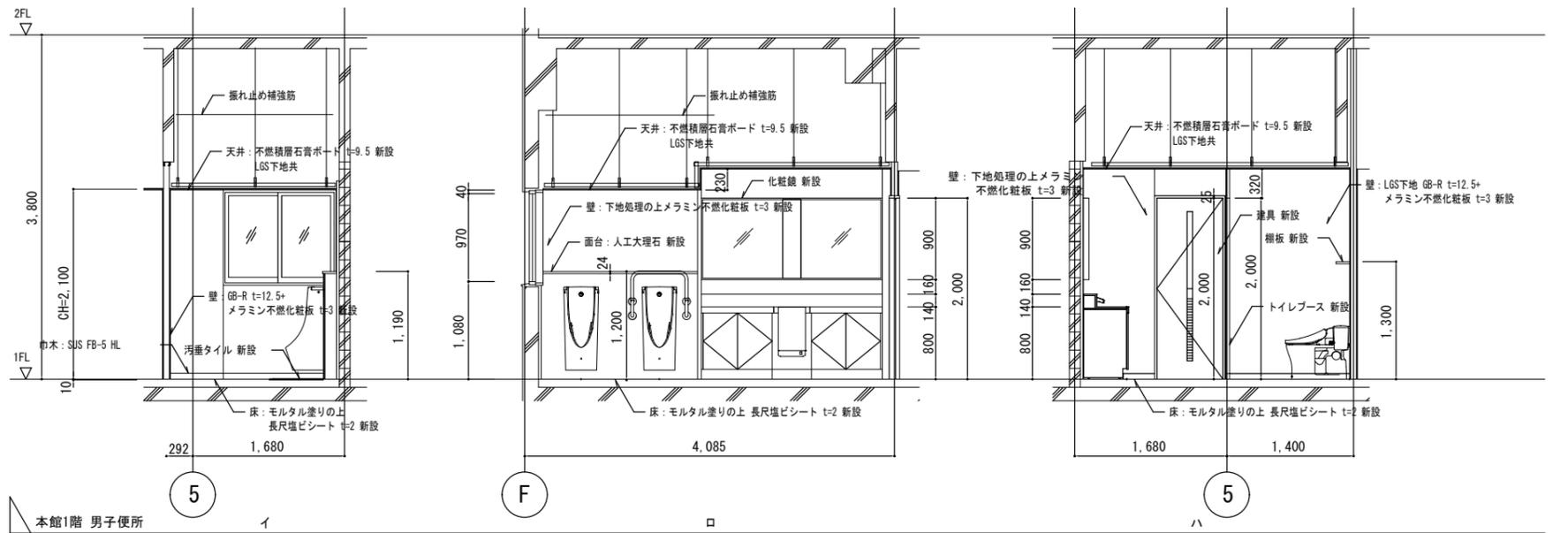
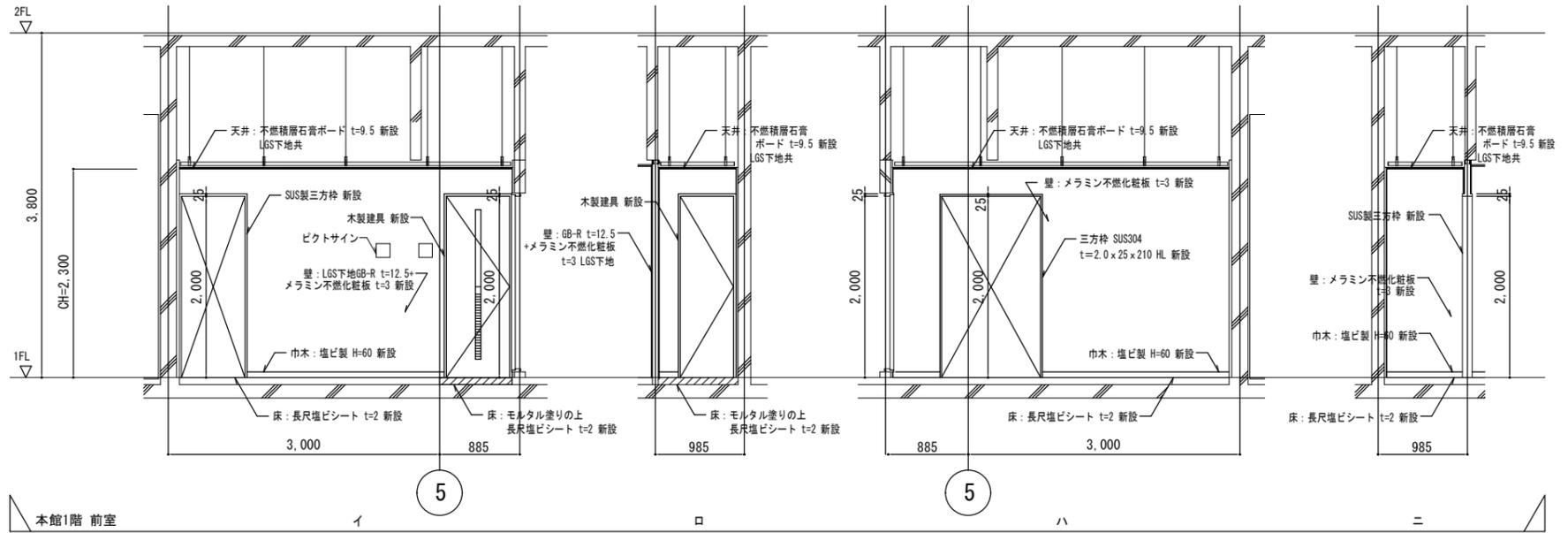
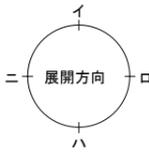
徳島県土木整備部管轄課
 工事名称 R7 営繕 西部総合県民局三好庁舎
 三・池田 本館等トイレ改修工事建築
 図面名称 会議棟 2階平面詳細図・展開図 (既存撤去)

図面番号 A - 12
 縮尺 1: 50

株式会社 象企画設計
 徳島市桂賀町高開67-1 TEL 088-661-4080
 一級建築士事務所 FAX 088-661-4097
 一級建築士登録 第31093号 徳島県知事登録 林 貴



改修 平面詳細図



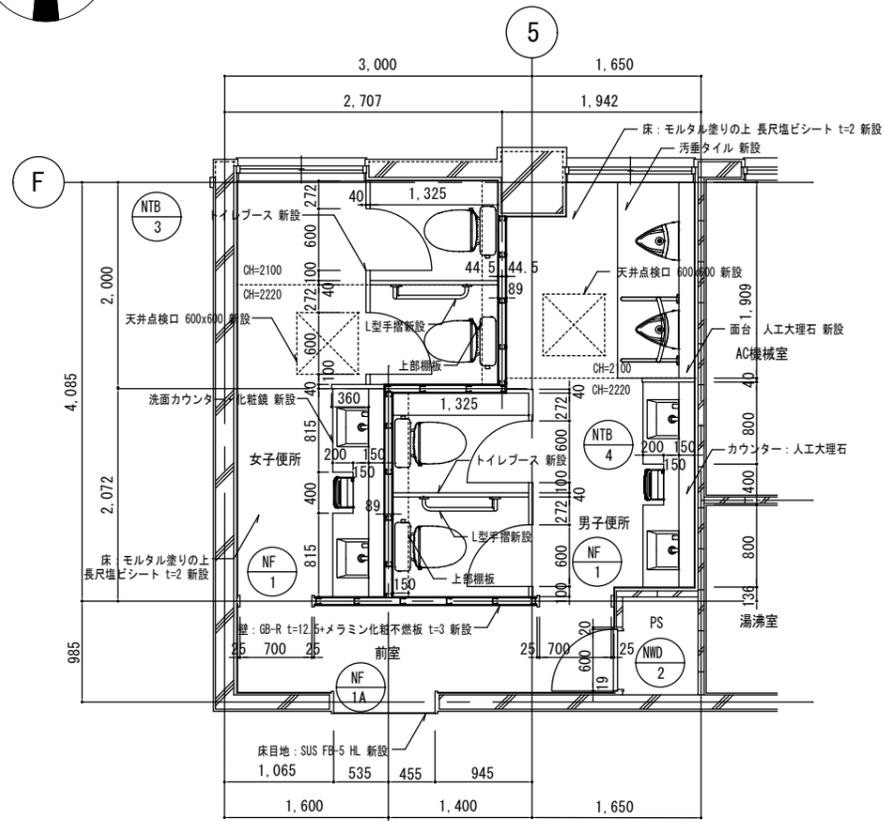
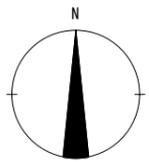
縮尺 A2 : 100%
A3 : 70.7%

徳島県土木整備部営繕課

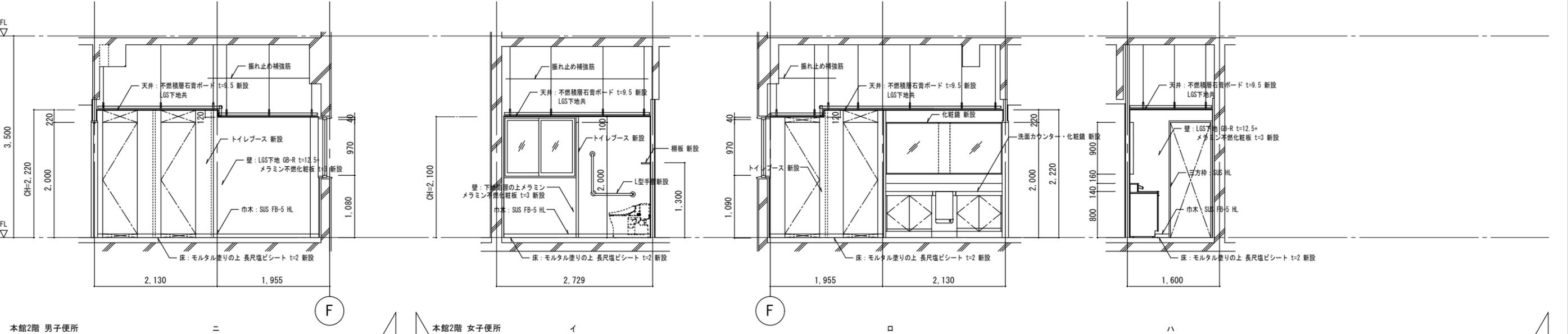
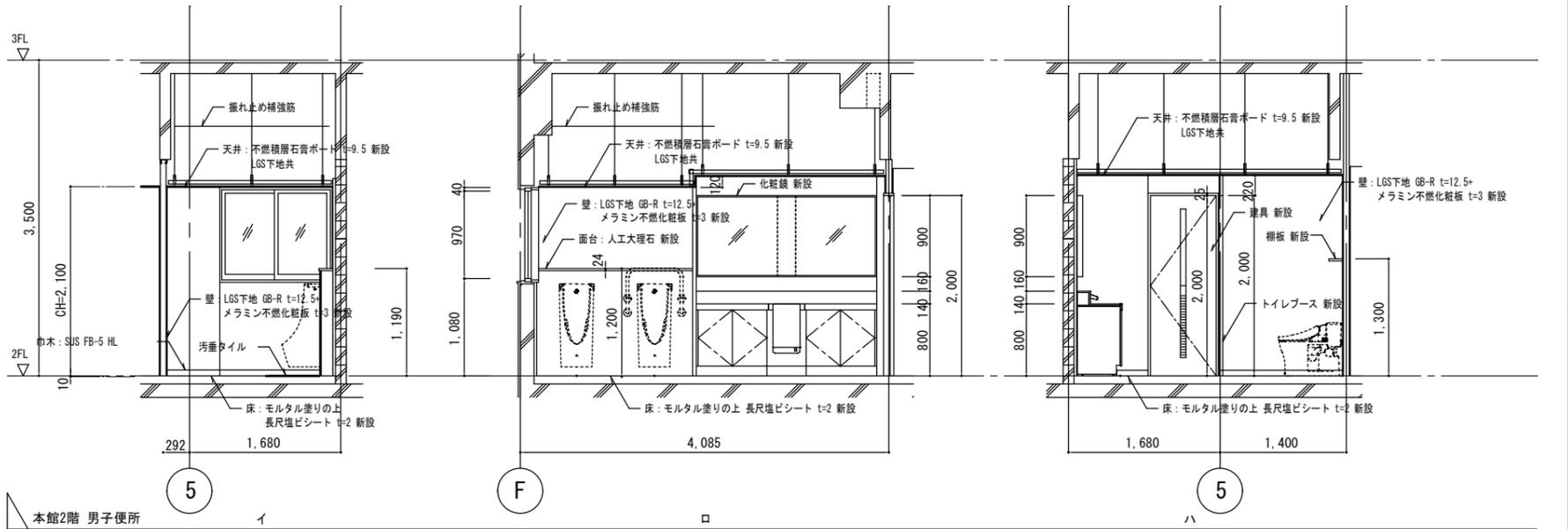
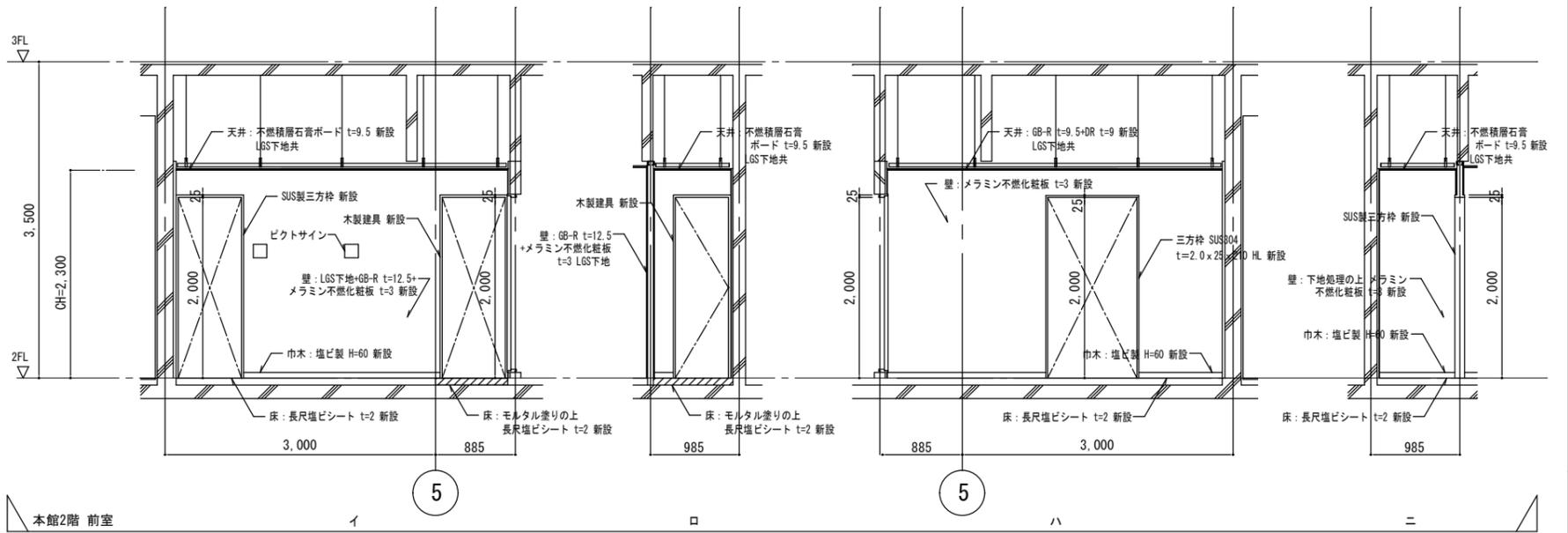
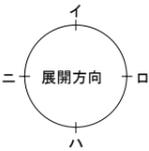
工事名称 R7 営繕 西部総合県民局三好庁舎
三・池田 本館等トイレ改修工事建築
図面名称 本館 1階平面詳細図・展開図 (改修後)

図面番号 A - 13
縮尺 1 : 50

株式会社 象企画設計
徳島市経貿町西間67-1 TEL: 088-661-4080
一級建築士事務所 FAX: 088-661-4097
一級建築士登録 第31093号 徳島県知事登録 第86203号 林 貴



改修 平面詳細図

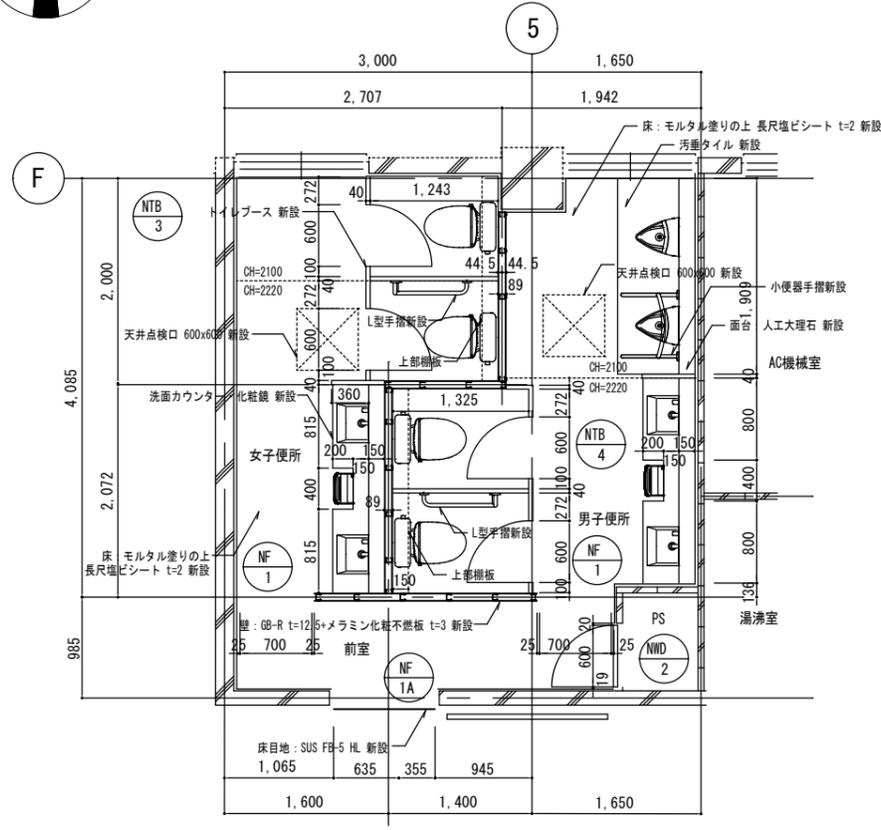
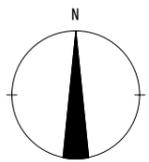


縮尺 A2 : 100%
A3 : 70.7%

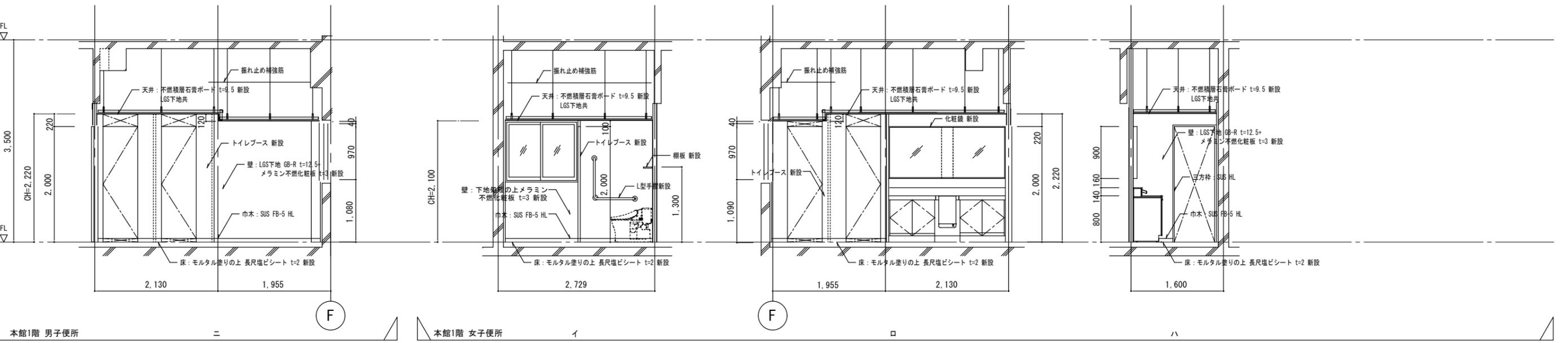
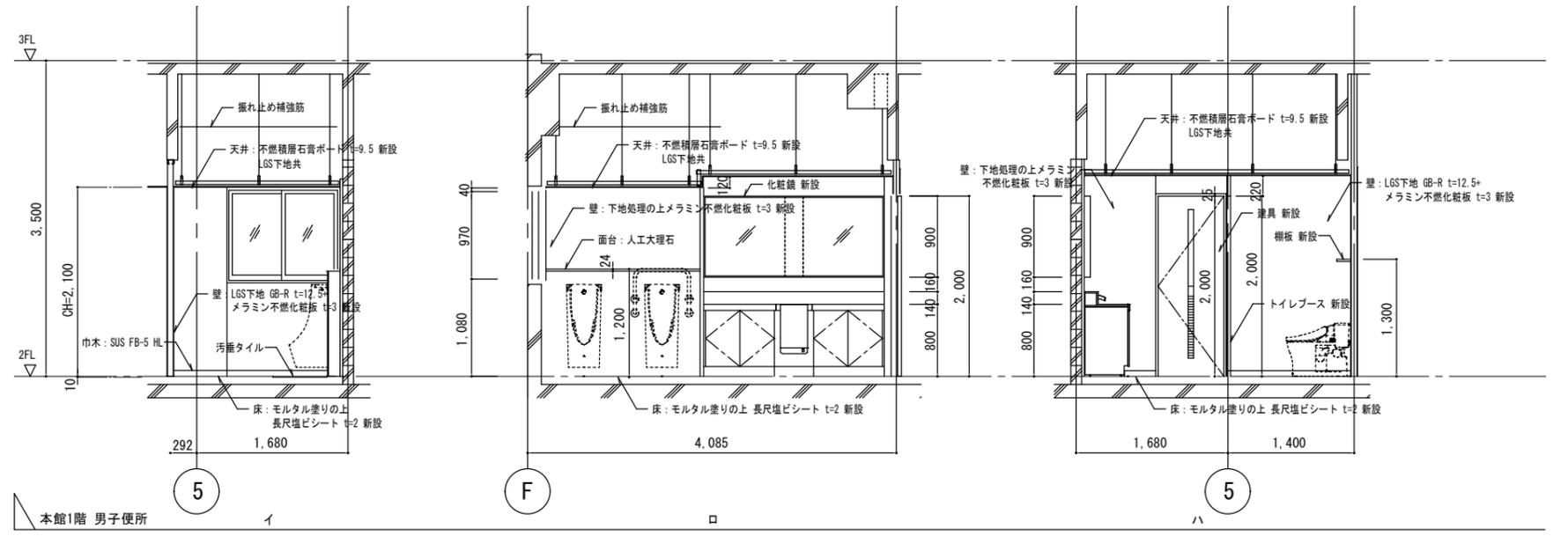
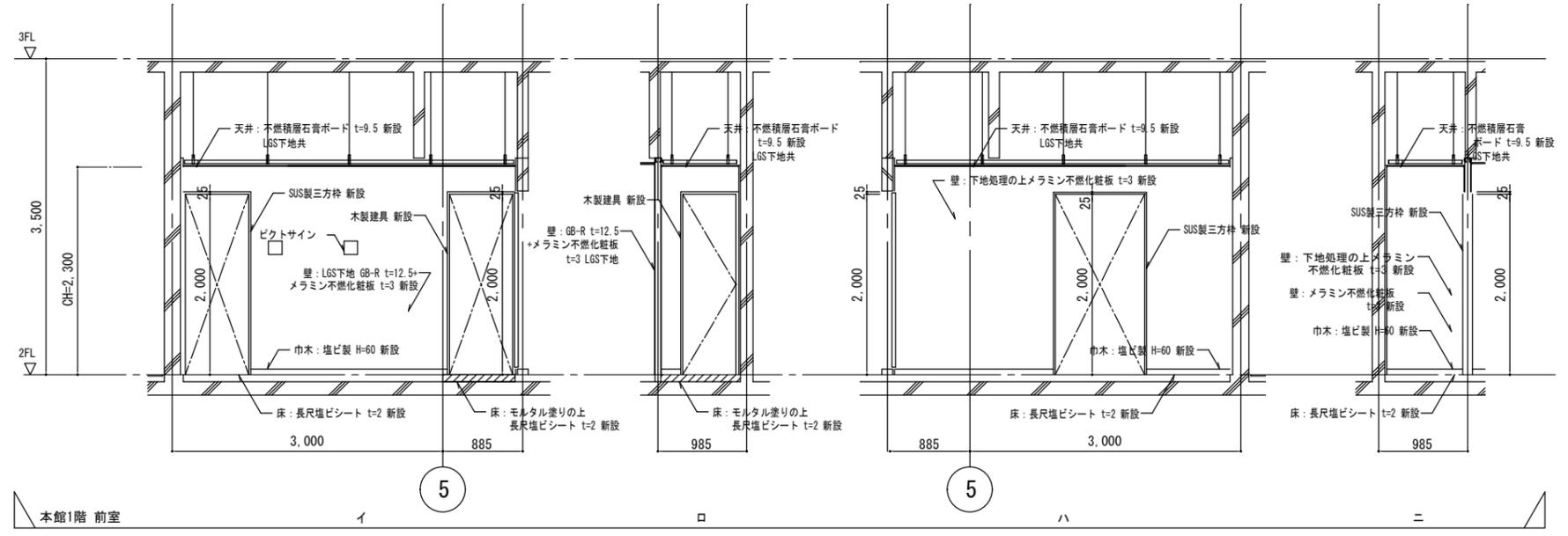
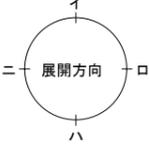
徳島県土整備部営繕課
工事名称 R7営繕 西部総合県民局三好庁舎
三・池田 本館等トイレ改修工事建築
図面名称 本館 2階平面詳細図・展開図 (改修後)

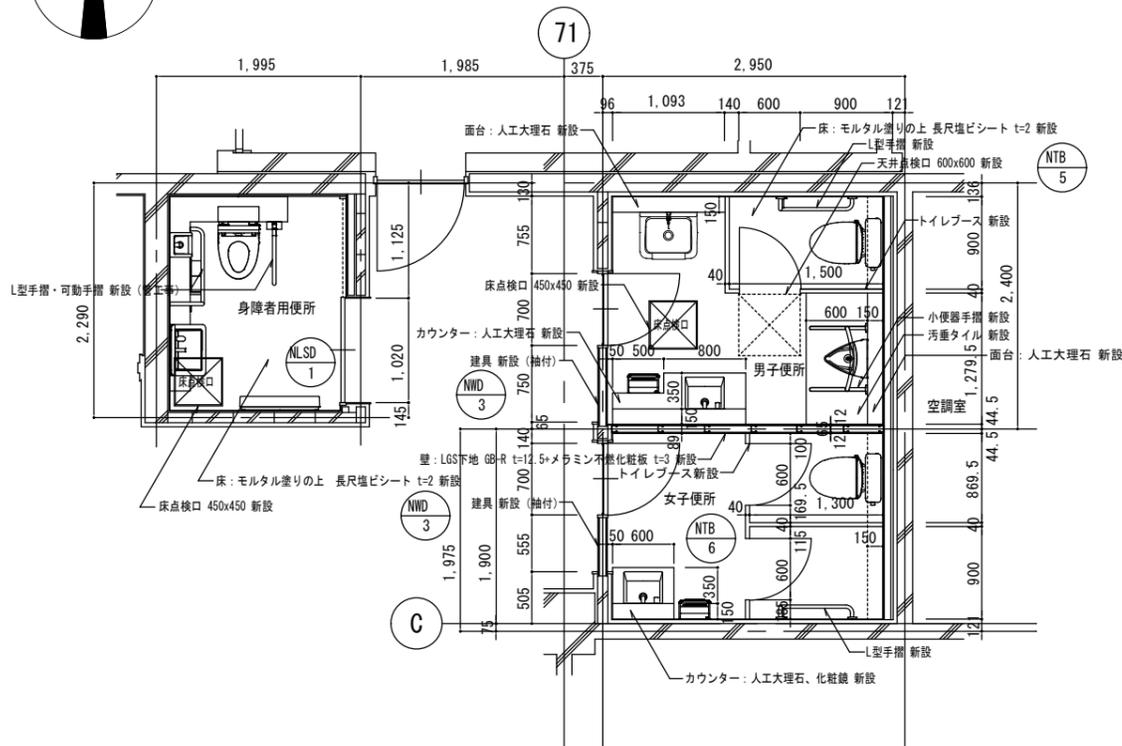
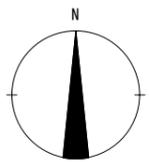
図面番号 A - 14
縮尺 1 : 50

株式会社 象企画設計
徳島市雑司町西間67-1 TEL 088-661-4080
一級建築士事務所 FAX 088-661-4097
一級建築士登録 第31093号 徳島県知事登録 第86203号 林 貴

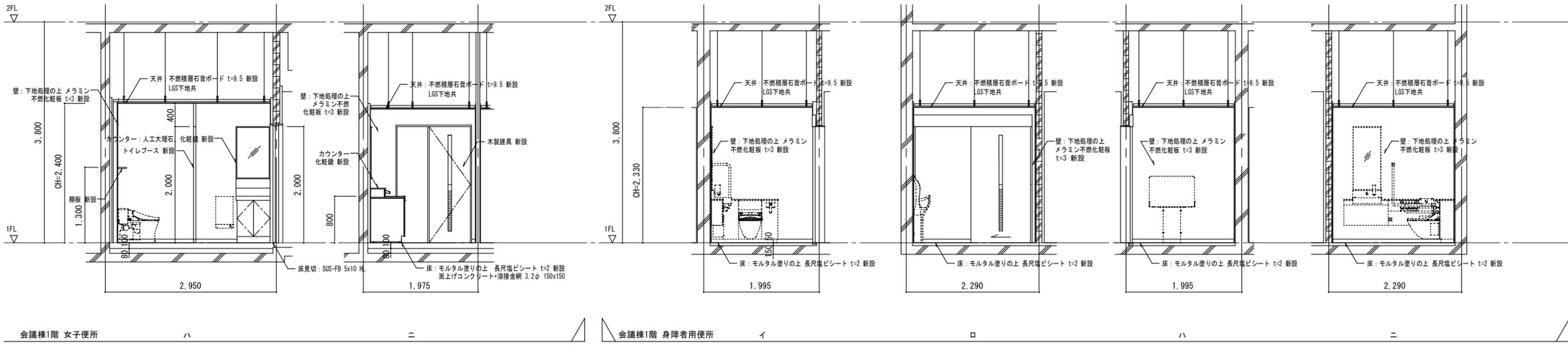
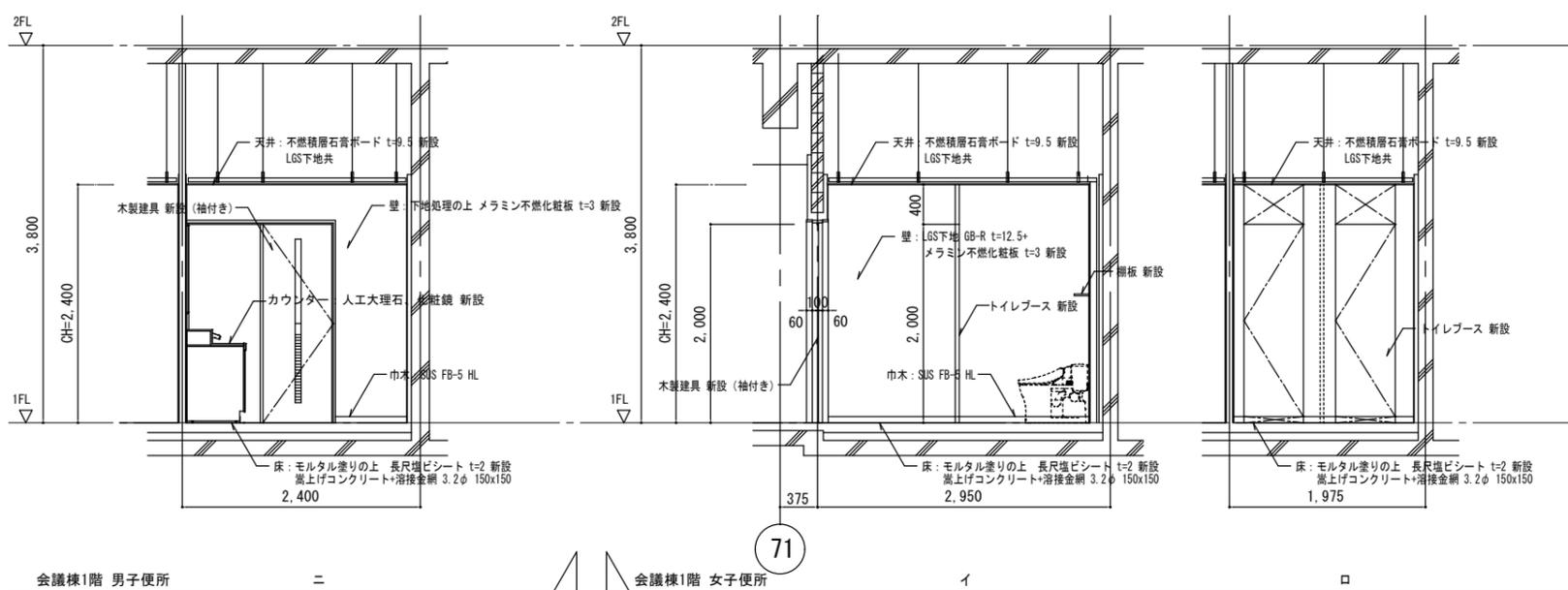
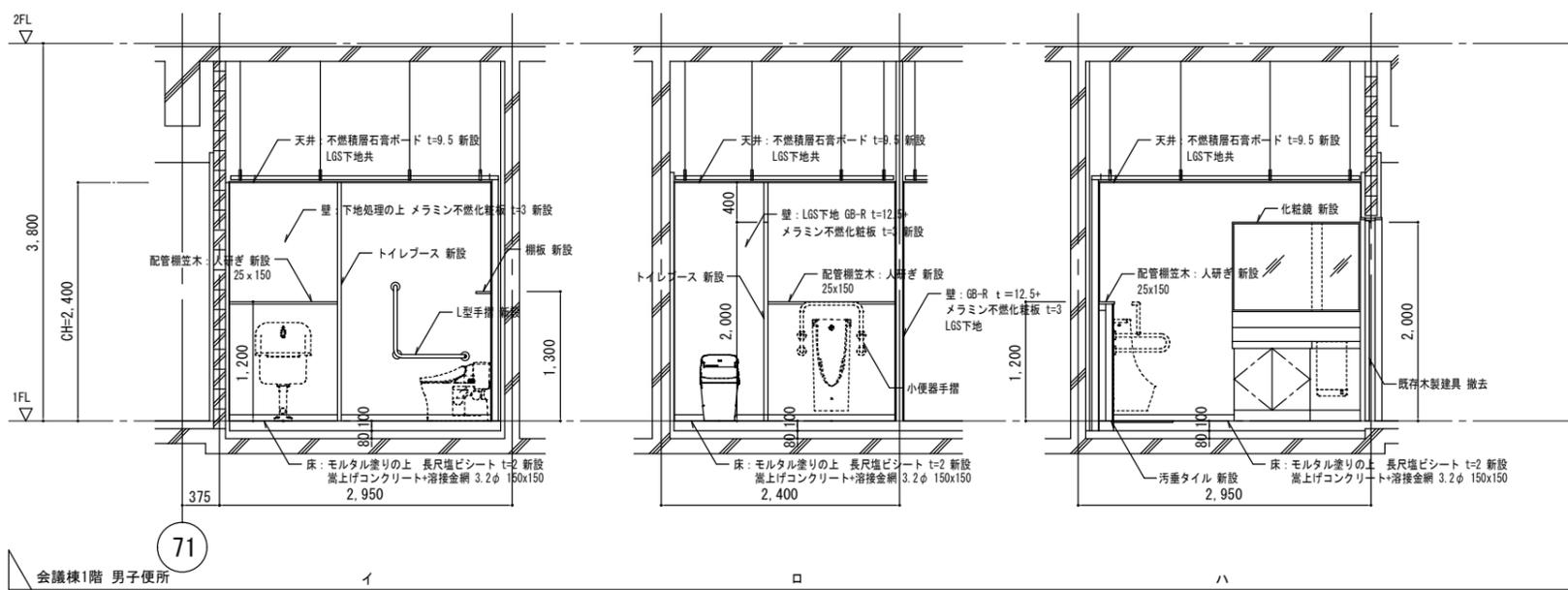
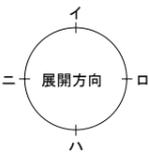


改修 平面詳細図

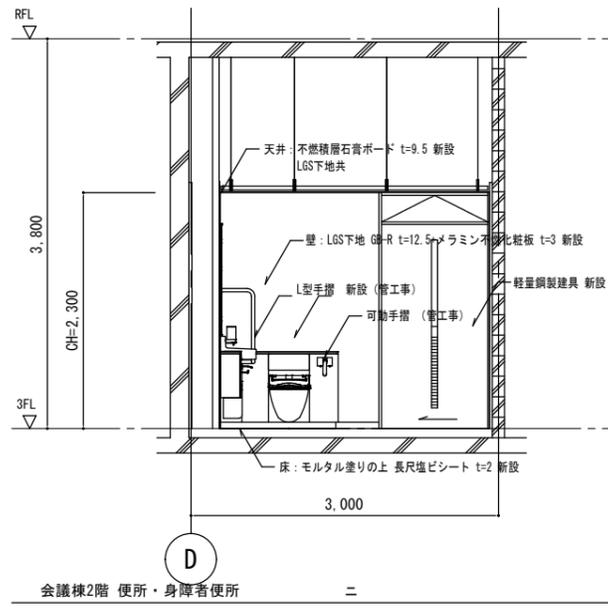
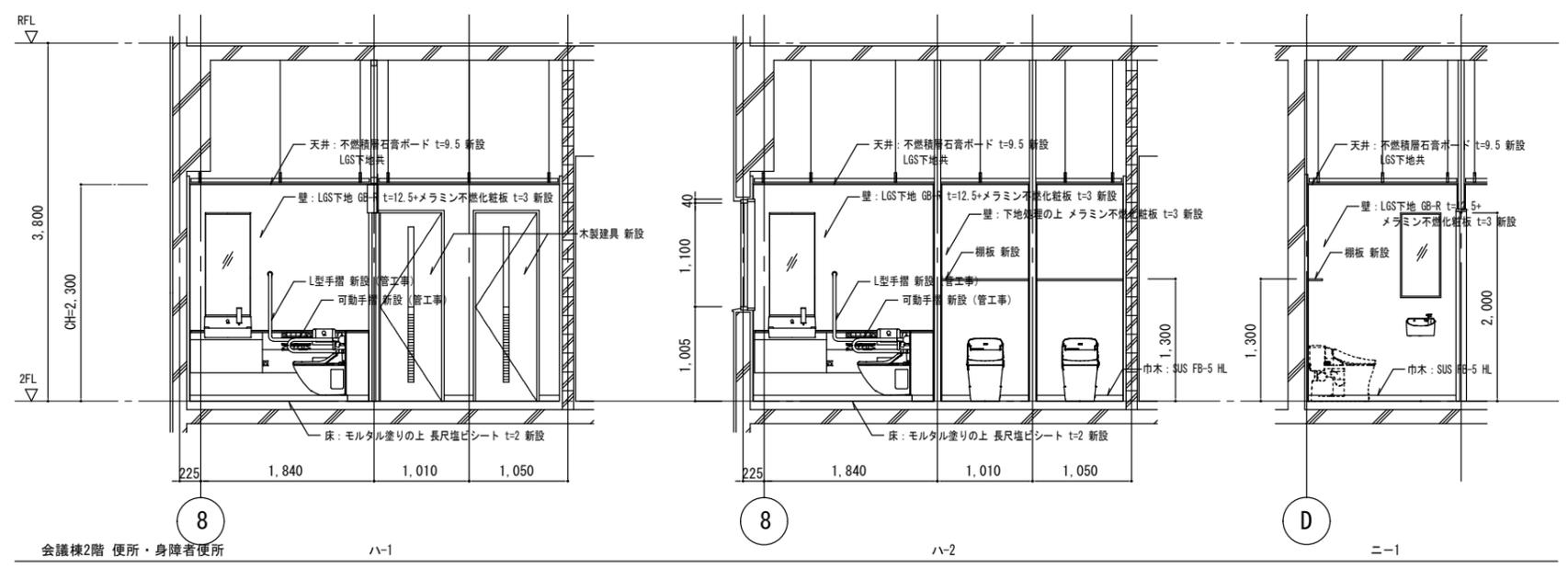
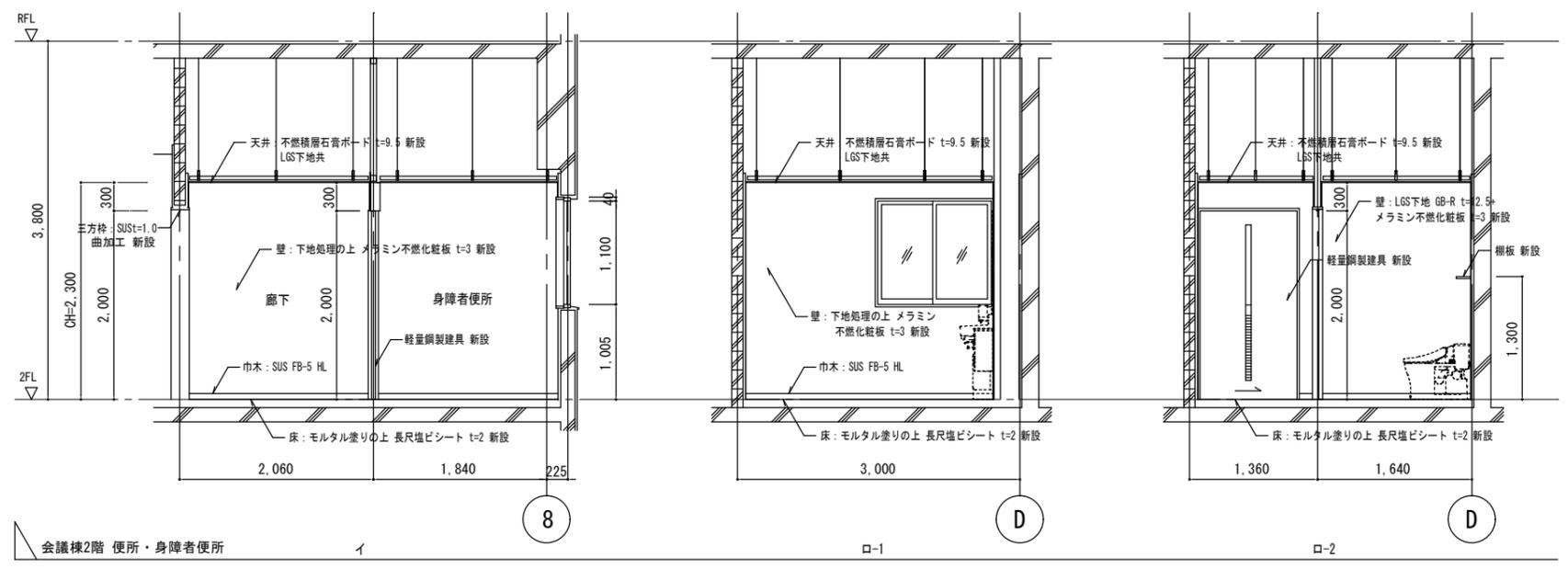
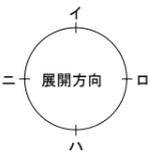
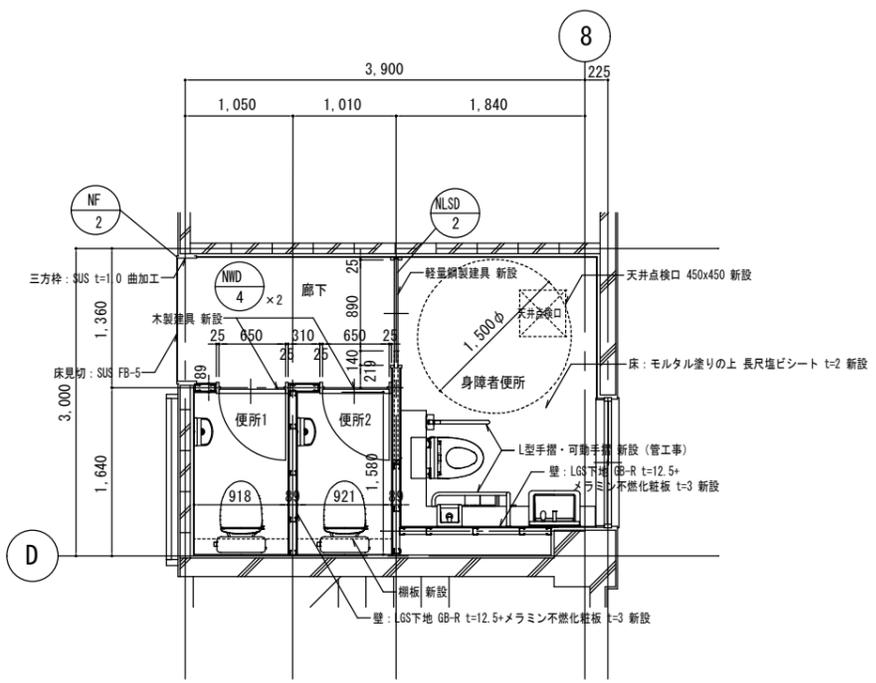
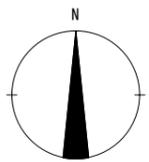




1階改修平面図

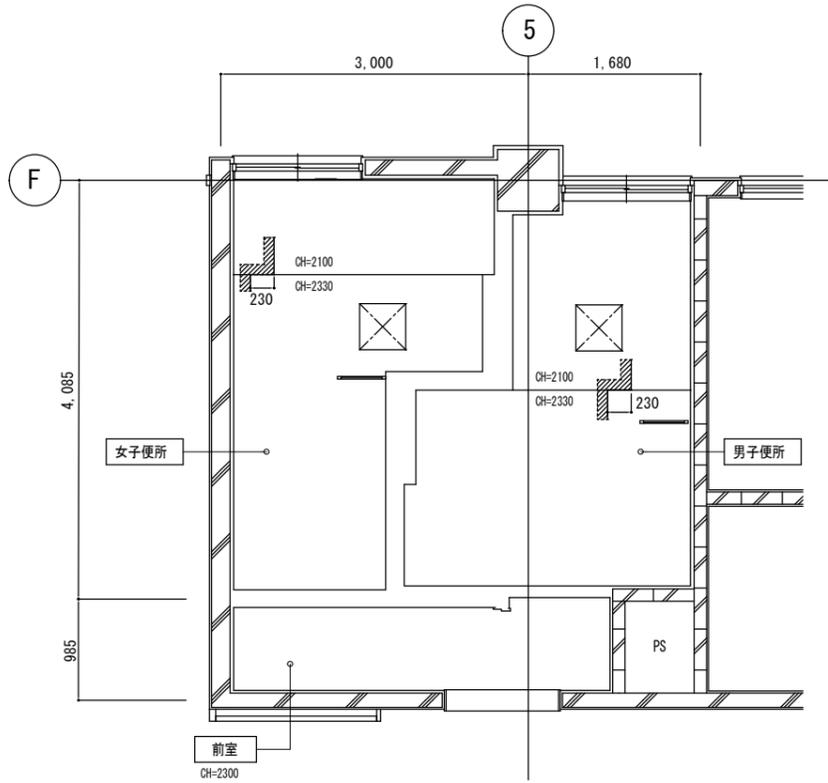


縮尺 A2 : 100% A3 : 70.7%	徳島県土整備部営繕課	工事名称 R7 営繕 西部総合県民局三好庁舎 三・池田 本館等トイレ改修工事建築	図面番号 A - 16	株式会社 象企画設計 徳島市雑賀町高岡67-1 TEL 088-661-4080 一級建築士事務所 FAX 088-661-4097 一級建築士登録 第31093号 徳島県知事登録 第86203号 林 貴
	会議棟 1階平面詳細図・展開図 (改修後)	縮尺 1 : 50		

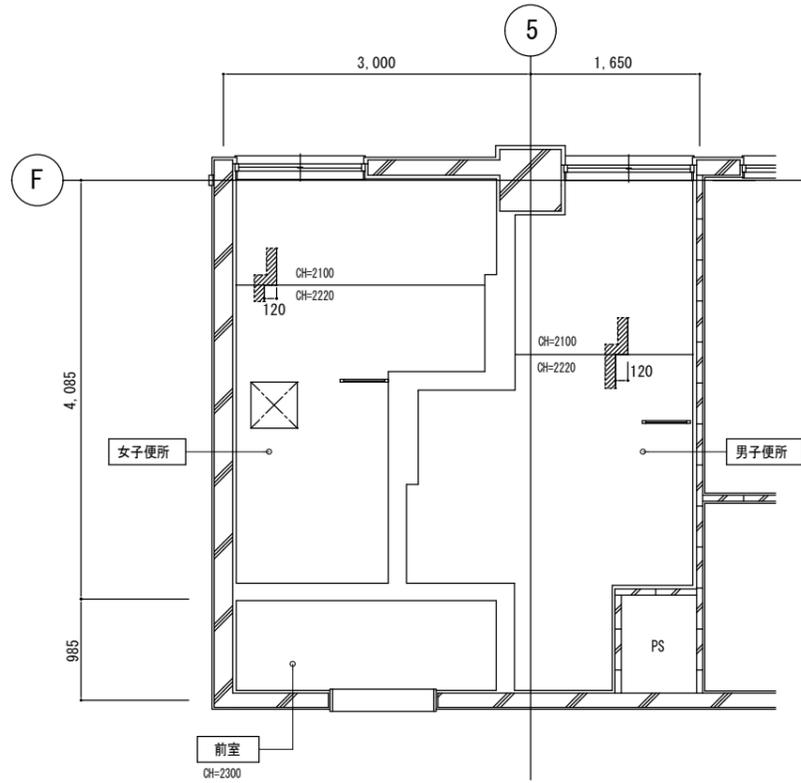


縮尺 A2: 100% A3: 70.7%	徳島県土整備部営繕課	工事名称 R7 営繕 西部総合県民局三好庁舎 三・池田 本館等トイレ改修工事建築	図面番号 A - 17	株式会社 象企画設計 徳島市経貿町高開67-1 TEL 088-661-4080 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第31093号 一級建築士登録 第86203号 林 貴
	会議棟 2階平面詳細図・展開図 (改修後)	縮尺 1: 50		

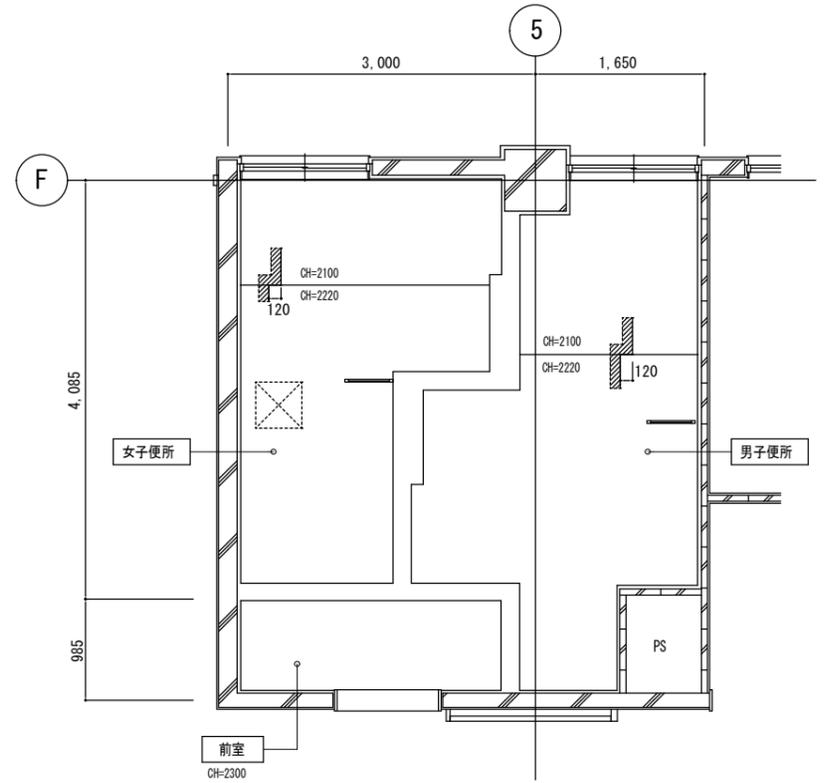
本館棟



1階



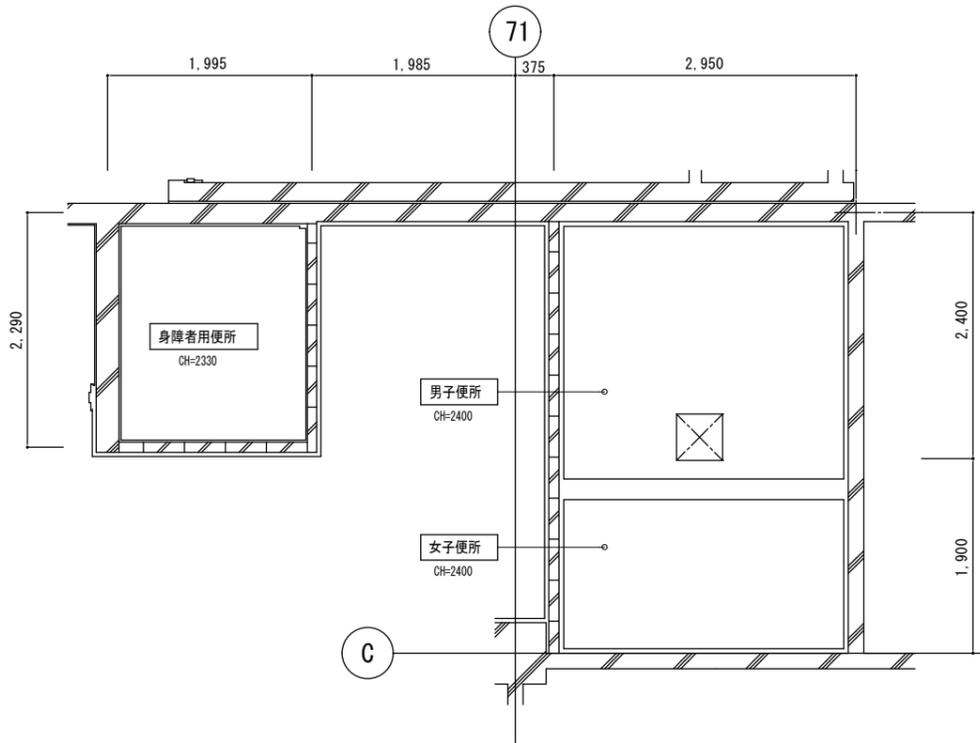
2階



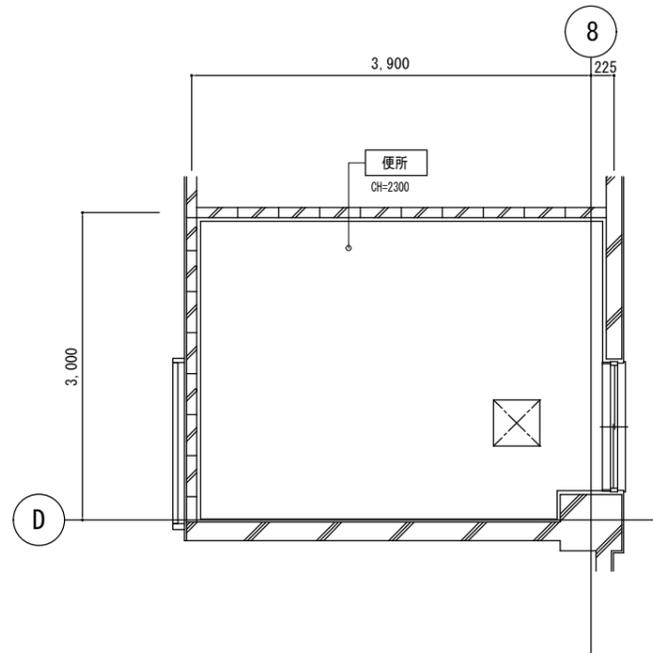
3・4階

仕上：6B-R t=9 塗装仕上 撤去
 ☒ 天井点検口：450×450
 ※天井仕上げ材・LGS下地は全て撤去するものとする。

会議棟



1階



2階

仕上：6B-R t=9 塗装仕上 撤去
 ☒ 天井点検口：450×450
 ※天井仕上げ材・LGS下地は全て撤去するものとする。

縮尺 A2：100%
 A3：70.7%

徳島県土木整備部営繕課

工事名称 R7 営繕 西部総合県民局三好庁舎
 三・池田 本館等トイレ改修工事建築

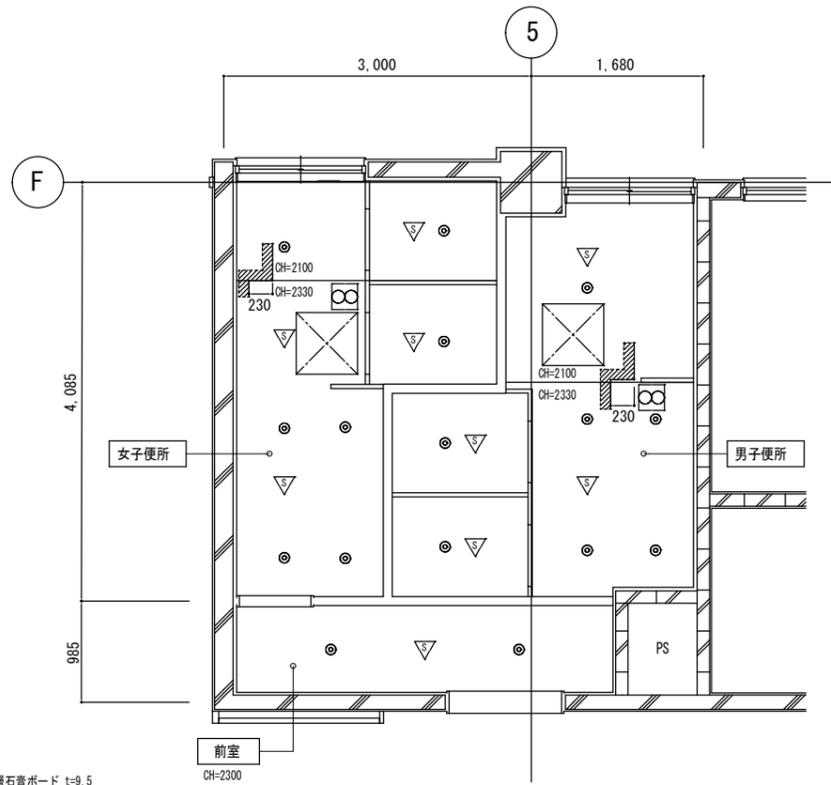
図面名称 天井伏図 (既存撤去)

図面番号 A - 18

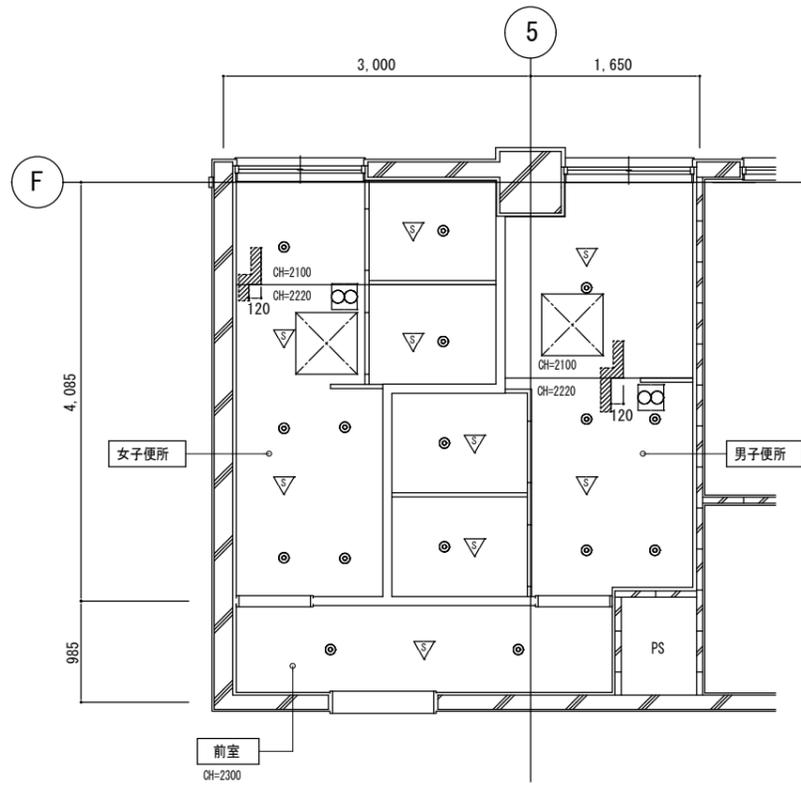
縮尺 1：50

株式会社 象企画設計
 徳島市経貿町西開67-1 TEL 088-661-4080
 一級建築士事務所 FAX 088-661-4097
 一級建築士登録 第31093号 徳島県知事登録 林 貴

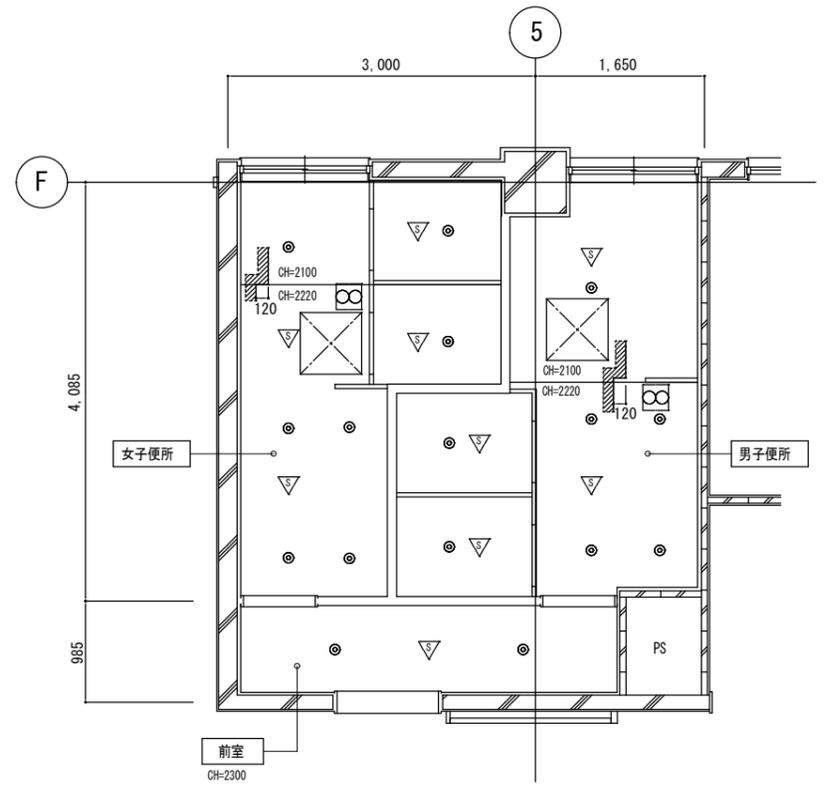
本館棟



1階



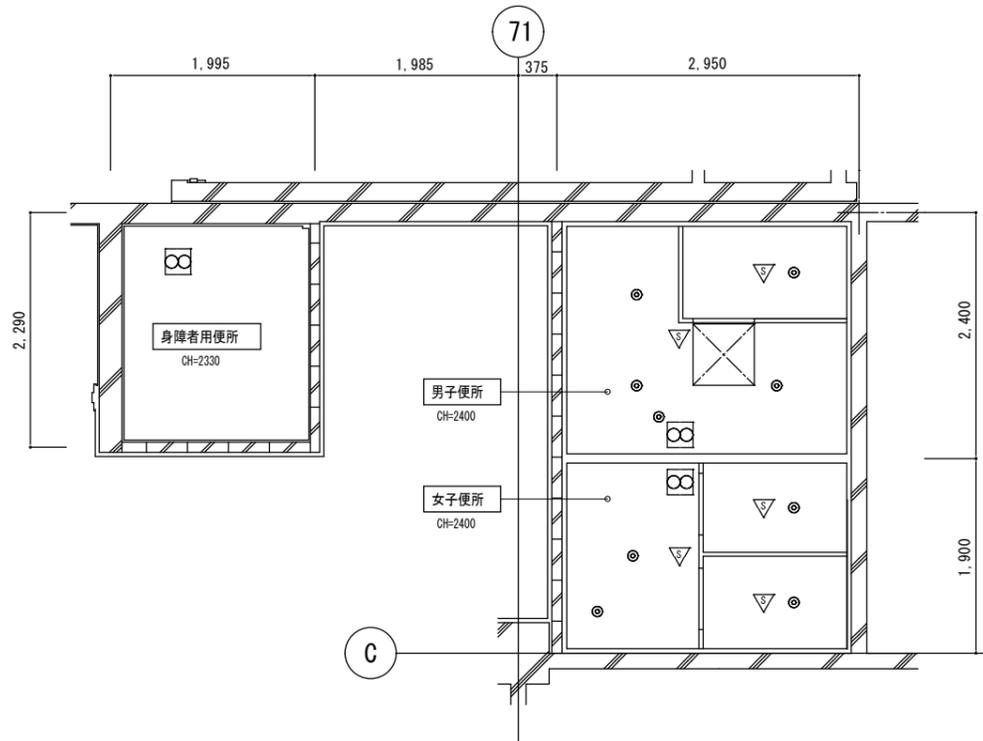
2階



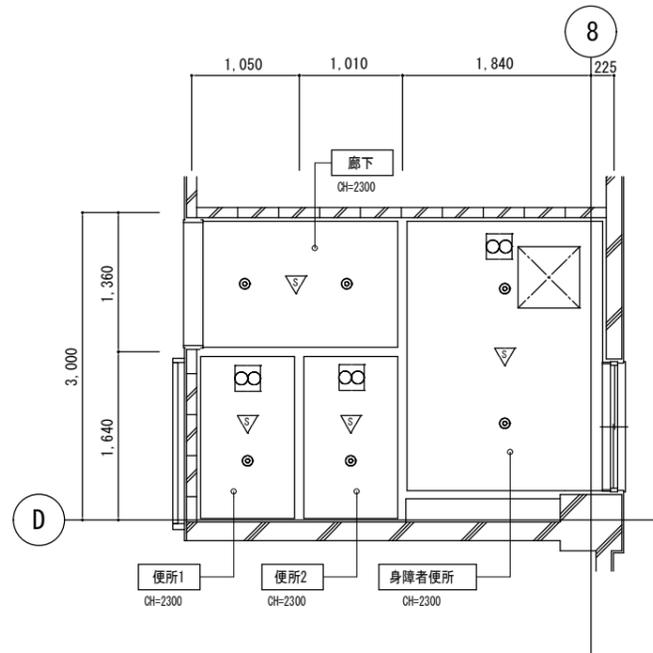
3・4階

仕上：不燃積層石膏ボード t=9.5
 ⊠ 天井点検口：600×600
 ⊙ ダウンライト
 ▽ センサー

会議棟



1階



2階

仕上：不燃積層石膏ボード t=9.5
 ⊠ 天井点検口：600×600
 ⊙ ダウンライト
 ▽ センサー

縮尺 A2：100%
 A3：70.7%

徳島県国土整備部営繕課

工事名称 R7 営繕 西部総合県民局三好庁舎
 三・池田 本館等トイレ改修工事建築

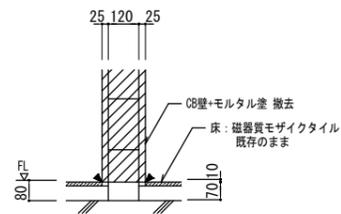
図面番号 A - 19

図面名称 天井伏図 (改修後)

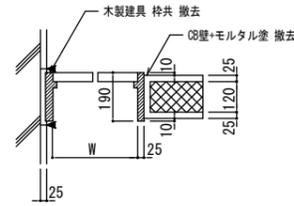
縮尺 1：50

株式会社 象企画設計
 徳島市雑賀町西開67-1 TEL 088-661-4080
 一級建築士事務所 FAX 088-661-4097
 一級建築士登録 第31093号 徳島県知事登録 林 貴

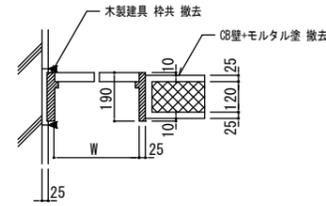
符号	室名	NTB 1	本館棟1階 女子便所	NTB 2	本館棟1階 男子便所	NTB 3	本館棟2~4階 女子便所	NTB 4	本館棟2~4階 男子便所								
数量	形式	法規制	1 トイレブース	1 トイレブース	3 トイレブース	3 トイレブース	3 トイレブース	3 トイレブース									
姿図																	
内法寸法 (W×H)	図示 × 2,090・2,320		図示 × 2,320		図示 × 2,090・2,210		図示 × 2,210										
枠 見込	材質・仕上	40	AL メラミン化粧合板	40	AL メラミン化粧合板	40	AL メラミン化粧合板	40	AL メラミン化粧合板								
笠木	材質・仕上	44×20	AL B1	44×20	AL B1	44×20	AL B1	44×20	AL B1								
脚金物	材質・仕上	アジャストサポート	SUS HL	アジャストサポート	SUS HL	アジャストサポート	SUS HL	アジャストサポート	SUS HL								
金物特記	軸吊式グレビティーヒンジ、戸当フック、表示付きスライドラッチ（非常開錠付）ステンレス巾木、アルミRエッジ（指挟み防止使用）アルミ笠木 芯材：ペーパーコア		軸吊式グレビティーヒンジ、戸当フック、表示付きスライドラッチ（非常開錠付）ステンレス巾木、アルミRエッジ（指挟み防止使用）アルミ笠木 芯材：ペーパーコア		軸吊式グレビティーヒンジ、戸当フック、表示付きスライドラッチ（非常開錠付）ステンレス巾木、アルミRエッジ（指挟み防止使用）アルミ笠木 芯材：ペーパーコア		軸吊式グレビティーヒンジ、戸当フック、表示付きスライドラッチ（非常開錠付）ステンレス巾木、アルミRエッジ（指挟み防止使用）アルミ笠木 芯材：ペーパーコア										
備考																	
符号	室名	NTB 5	会議棟1階 男子便所	NTB 6	会議棟1階 女子便所					NF 2	会議棟2階 廊下						
数量	形式	法規制	1 トイレブース	1 トイレブース					1	三方枠							
内法寸法 (W×H)	図示 × 2,400		図示 × 2,400						1,200 × 2,000								
枠 見込	材質・仕上	40	AL メラミン化粧合板	40	AL メラミン化粧合板												
笠木	材質・仕上	44×20	AL B1	44×20	AL B1												
脚金物	材質・仕上	アジャストサポート	SUS HL	アジャストサポート	SUS HL												
金物特記	軸吊式グレビティーヒンジ、戸当フック、表示付きスライドラッチ（非常開錠付）ステンレス巾木、アルミRエッジ（指挟み防止使用）アルミ笠木 芯材：ペーパーコア		軸吊式グレビティーヒンジ、戸当フック、表示付きスライドラッチ（非常開錠付）ステンレス巾木、アルミRエッジ（指挟み防止使用）アルミ笠木 芯材：ペーパーコア														
備考																	
符号	室名	NLSD 1	会議棟1階 身障者用便所	NLSD 2	会議棟2階 身障者用便所	NWD 1	本館棟1階 男子便所	NWD 2	本館棟1~4階 前室	NWD 3	会議棟1階 男子便所 女子便所	NWD 4	会議棟2階 便所1・2	NF 1	本館棟1階 女子便所 本館棟2~4階 男子・女子便所	NF 1A	本館棟1~4階 前室
数量	形式	法規制	1 片引きドア	1 片引きドア	1 片引きドア	4 片引きドア	2 片引きドア	2 片引きドア	7 三方枠	1 三方枠							
姿図																	
内法寸法 (W×H)	1,020 × 2,000		890 × 2,000		700 × 2,000		600 × 2,000		図示 × 2,000		650 × 2,000		700 × 2,000		800 × 2,000		
扉 厚さ	仕上	40	SOP	40	SOP	40	メラミン化粧合板	40	メラミン化粧合板	40	メラミン化粧合板	40	メラミン化粧合板	-	-	-	
枠 形状	材質・仕上	C	S SOP	C	S SOP	A-1	W CL	A-1	W CL	A-1	W CL	A-1	W CL	C	W CL	C W CL	
柵形状	材質・仕上	FB-5×10	SUS HL	FB-5×10	SUS HL	FB-5×10	SUS HL	B	SUS HL	FB-5×10	SUS HL	FB-5×10	SUS HL	-	-	-	
ガラス種類	厚み	F	4	F	4	-	-	-	-	F	4	F	4	-	-	-	
がらり形状	材質・仕上	A	S SOP	A	S SOP	A	S SOP	-	-	A	S SOP	A	S SOP	-	-	-	
金物特記	吊金物一式		吊金物一式		レバーハンドル、丁番、DC、空錠		ケースハンドル、丁番、空錠		レバーハンドル、丁番、DC、空錠		レバーハンドル、表示錠、丁番、DC		-		-		
備考	SUS製樹脂被覆引棒 L=600 表示錠、指詰防止パッキン		SUS製樹脂被覆引棒 L=600 表示錠、指詰防止パッキン														
特記			徳島県東土整備部宮緒課						工事名称 R 7 宮緒 西部総合県民局三好庁舎 三・池田 本館等トイレ改修工事建築		図面番号 A - 21		株式会社 象企画設計				
									図面名称 新設建具表		縮尺 1 : 100		TEL 088-661-4080 FAX 088-661-4097 徳島県知事登録 第31093号 一級建築士事務所 第86203号 林 貴				



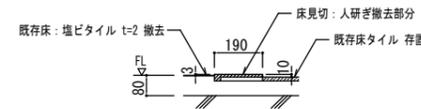
CB壁+モルタル塗 撤去 詳細図



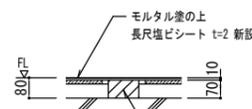
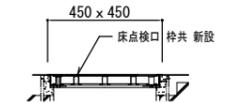
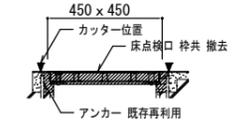
木製建具 枠共 撤去 詳細図



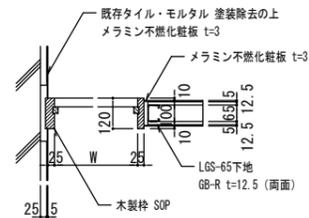
木製建具 枠共 撤去 詳細図



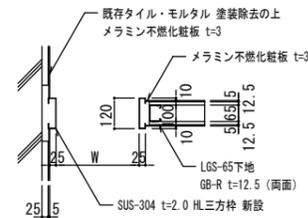
沓摺 撤去 詳細図



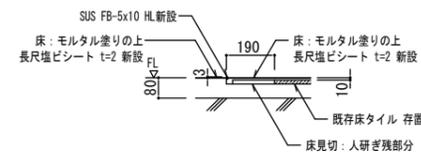
CB壁+モルタル塗 改修 詳細図



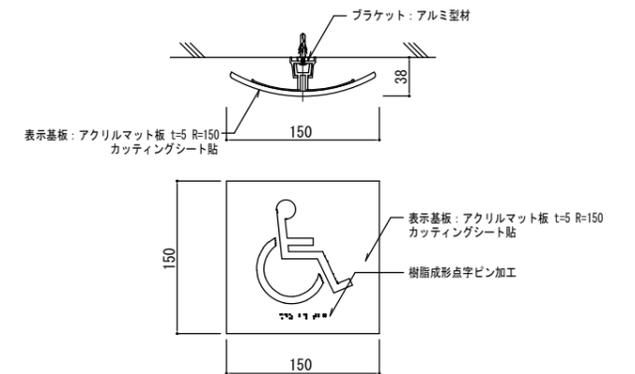
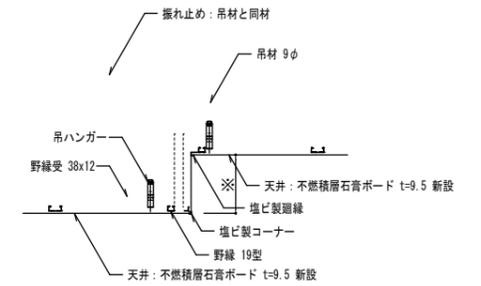
木製建具 枠共 改修 詳細図



SUS製三方枠 改修 詳細図



沓摺 改修 詳細図



工程区分		R8.3月	R8.4月	R8.5月	R8.6月	R8.7月	R8.8月	R8.9月	R8.10月	R8.11月	R8.12月	R9.1月	R9.2月	備考
本館・会議棟														
準備	工事準備・書類作成	準備												
本館 1~4階	仮設工事							仮設設置						
	撤去工事							CB壁・床撤去						
	内装工事									間仕切り等仕上げ工事				
	設備撤去工事							器具・配管撤去						
	設備改修工事									器具・配管・電気改修工事				
	検査等												検査	
会議棟 1~2階	仮設工事			仮設設置										
	撤去工事			CB壁・床撤去										
	内装工事					間仕切り等仕上げ工事								
	設備撤去工事			器具・配管撤去										
	設備改修工事					器具・配管・電気改修工事								
	検査等						検査							

工事着手日：R8.5.1

縮尺 A2：100%
A3：70.7%

徳島県土木整備部営繕課

工事名称 R7 営繕 西部総合県民局三好庁舎
三・池田 本館等トイレ改修工事建築

図面番号 A - 24

図面名称 概略工程表 (参考)

縮尺 1：-

株式会社 象企画設計

徳島市雑賀町西開67-1 TEL 089-661-4086
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号 FAX 089-661-4097
一級建築士登録 第86203号 林 賢

工事名：R 7 営繕 西部総合県民局三好庁舎 三・池田 本館等トイレ改修工事建築

Ⅲ. 電気設備工事特記仕様書

1章 一般共通事項

- 官公署その他への届出手続等
 - 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手續などの費用は本工事に含む。官公署その他への届出手続等は(標仕<1> 1.1.3)により行う。なお、監理指針<1>1.1.3を参考とする。
 - 自家用電気工作物の保安規程(本工事にし定める ・ **既存施設の保安規程を適用(改修・増築等)**)
 - 既存施設の保安規程を適用する場合の工事、維持、運用に関する保安業務は電気主任技術者との協議による。
 - 官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
 - 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。

- 機材の品質等
 - 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
 - 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
 - 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
 - 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
 - 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
 - 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
 - 販売、保守等の営業体制を整えていること。

品名	機材名・注記
LED照明器具	一般屋内用に限る
盤類	分電盤(OA盤・実験盤を含む)、制御盤、キュービクル式配電盤高圧スイッチギヤ(CW形、PW形)

- 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- 機材の検査に伴う試験については、標仕 <1>1.4.5により行う。また、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

2章 共通工事

- 耐震施工 (参考図書:建築設備耐震設計・施工指針(2014年版))
 - 設備機器の固定は、施設の種類並びに機器の種類、重要度及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないようにする。なお、施工に先立ち、耐震計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。
 - 設計用水平地震力

機器の重量(kN)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、設計用標準水平震度は、特記なき場合は下表による。
 - 設計用鉛直地震力

設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
 - 施設の種類、地域係数

施設の種類(**特定の施設** ・ 一般の施設) 地域係数(1.0 ・ **0.9**)
 - 重要機器

(配電盤 ・ 防災用発電装置 ・ 直流電源装置 ・ 交流無停電電源装置 ・ 交換機
火災報知受信機 ・ 中央監視制御装置 ・ 構内情報通信網装置 ・)
 - 設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

(注) ・上層階の定義は次のとおりとする。
2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
・水槽類にはオイルタンク等を含む。

- 質量100kg以下の軽量な機器(標仕の適用を受けるものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。
- 横引き配管等の耐震支持は、施設の種類に応じたものとする。

2. あと施工アンカー

あと施工アンカーボルトの選定については、次による。

- 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、重要機器及び次の機器については、施工後確認試験を行う。()
 - 試験方法 引張試験機による引張試験とし、確認強度まであと施工アンカーを引張るものとする。
 - 試験箇所数 対象機器、径毎に対し1本とし、無作為に抜き取る。
- 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
- 屋外に使用するものはステンレス製又はJIS H 8641「熔融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の熔融亜鉛めっきを施したものとする。(ただし、コンクリート内に施工するあと施工アンカーは除く)

3. 試験

- 試験項目は、標仕<2> 2.18.2により行う。なお、監理指針<2> 2.18.2を参考とする。
- 照度測定の測定方法は、JIS C 7612を参考とする。
- 次の項目は、施工前と施工後に行うものとする。
 - 照度測定**
 - 絶縁抵抗測定**

工事名：R 7 営繕 西部総合県民局三好庁舎 三・池田 本館等トイレ改修工事建築

- その他共通事項
 - 配管工事
 - 最上階の天井配管は、原則二重天井内の隠べい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。(最上階が二重天井の場合に限る。)
 - 長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。(標仕<2>2.2.9、<2>2.12.4)
 - 屋外の防水形プルボックスは、(ステンレス製 ・ **鋼板製** ・ 樹脂製)とし、(メラミン焼付塗装 ・ **熔融亜鉛めっき** ・ 無塗装)とする。
 - 屋外敷設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m2のものを使用し、原則塗装不要とする。
 - 配線工事
 - 高圧ケーブルの種類(EM-高圧架橋ポリエチレンケーブル)は、JCS 4395「6,600V架橋ポリエチレンケーブル(3層押出型)」によるものとする。
 - 塗装工事
 - 機械室、隠べい部を除く露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。
 - 屋内、屋外及びピット内の支持金物等のうち、ステンレス製、熔融亜鉛めっき製及び熔融亜鉛めっき(HDZT49)と同等の耐食性能を有する製品は、原則塗装不要とする。
 - 配線器具
 - 図面に記載なきフラッシュプレート材質は、新金属製とする。
 - 支持金物等
 - 屋外及びピット内の支持金物等は、ステンレス製、熔融亜鉛めっき製(HDZT49以上)及び熔融亜鉛めっき(HDZT49)と同等の耐食性能を有する製品の何れかを使用する。
 - 用途別表示
 - 盤内、幹線プルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には合成樹脂製、ファイバ製等の表示札等を取付け、回路の種類、行先等を表示する。(標仕 <2>2.2.10、<2>2.12.5)
 - なお、屋外において直接外気に触れる場所(盤内、プルボックス内を除く。)及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
 - カバープレート及びプルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。なお、屋外部分の表示はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
 - その他
 - 分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。
 - 分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数(スペースを含む)に応じた配管を天井裏まで立上げる。
 - 改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。

3章 電灯設備

- 照明器具
 - LEDモジュールの光源色は、監督員との協議により、標準図に規定する光源色を変更できる。ただし、非常照明用及び誘導灯用を除く。

4章 その他

- 機器取付高さ

次表を標準とする。ただし、天井高がFL+3,000以上の場合及び機器の使用に支障がある場合は、監督員と協議する。

名 称	測点	取付高(mm)	備考
【電力共通】			
積算計器	地上～窓中心	1,800～2,000	
引込開閉器	床上～中心	1,800～2,200	
【電灯】			
分電盤	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
スイッチ	床上～中心	1,300	
熱線センサ用スイッチ	床上～中心	1,800	
コンセント(一般)	床上～中心	300	
” (和室)	床上～中心	150	
” (台上)	台上～中心	150	
” (土間)	床上～中心	800～1,300	
” (車椅子用)	床上～中心	900	
プラケット(一般)	床上～中心	2,100～2,300	
” (踊場)	床上～中心	2,000～2,600	
” (鏡上)	鏡上端～中心	150	
多機能便所スイッチ	床上～中心	1,100	
【構内交換・構内情報通信網】			
端子盤	床上～下端	300	
保安器箱	天井下～上端	200	
壁付アウトレット(一般)	床上～中心	300	
” (和室)	床上～中心	150	
【誘導支援・呼出】			
壁付インターホン(一般)	床上～中心	1,300	
” (外部受付)	床上～中心	標準図による	
” (モニタ付)	床上～中心	1,400	
” (カメラ付)	床上～中心	1,100～1,400	
壁付位置ボックス(一般)	床上～中心	300	
” (和室)	床上～中心	150	
呼出ボタン(多機能便所)		900(400)	(400)は床に転倒した場合を考慮した取付高さを示す

2. 配線記号等

- EM-EEFケーブルにて、4芯以上の配線を布設する場合、全部又は一部に4芯のものを使用しても差し支えない。
- 図面に明記なき配管は次のとおりとする。
(G16) (G22) … 厚鋼電線管(JIS C 8305「鋼製電線管」によるもの)を示す。
(16) (22) … PF管(単層管)(JIS C 8411「合成樹脂製可とう電線管」によるもの)を示す。
(19) (25) … ねじなし電線管(JIS C 8305「鋼製電線管」によるもの)を示す。
- EM電線及びEMケーブルの表記において、「EM」が省略されている場合は、「EM」付きの表記のものに読み替える。

新設電灯盤 単線結線図

盤名称 仕様	幹線番号 幹線Y1X	電気方式 主開閉器	分岐回路							負荷名称	負荷 容量	単 位	備考	盤名称 仕様	幹線番号 幹線Y1X	電気方式 主開閉器	分岐回路							負荷名称	負荷 容量	単 位	備考	
			回路 番号	電圧	MC CB	EL CB	P	AF	AT								回路 番号	電圧	MC CB	EL CB	P	AF	AT					
新設 本館 L-1・3・4-WC 銅板製 壁掛形 (標準色塗装)	CE3.5sq-3C E1.6mm x 2	ELCB3P 50AF 30AT	1	100	○	-	2	50	20	電灯	男子・女子便所 他	130	VA		新設 会議棟 L-1-1-WC 銅板製 壁掛形 (標準色塗装)	CE3.5sq-3C E1.6mm x 2	ELCB3P 50AF 30AT	1	100	○	-	2	50	20	電灯	身障者便所他	125	VA
			2	100	○	-	2	50	20	コンセント	男子便所	460	VA															
			3	100	○	-	2	50	20	コンセント	女子便所	900	VA															
			4	100	○	-	2	50	20	コンセント	身障者便所	670	VA															
備考	容量合計											2,450	VA	備考	容量合計											3,955	VA	
ED, ED (ELCB) 端子付き ※既製品														ED, ED (ELCB) 端子付き ※既製品														

盤名称 仕様	幹線番号 幹線Y1X	電気方式 主開閉器	分岐回路							負荷名称	負荷 容量	単 位	備考	
			回路 番号	電圧	MC CB	EL CB	P	AF	AT					
新設 本館 L-2-WC1 銅板製 壁掛形 (標準色塗装)	CE3.5sq-3C E1.6mm x 2	ELCB3P 50AF 30AT	1	100	○	-	2	50	20	電灯	男子・女子便所 他	130	VA	
			2	100	○	-	2	50	20	コンセント	男子便所	900	VA	
			3	100	○	-	2	50	20	コンセント	女子便所	920	VA	
			4	100	○	-	2	50	20	予備	-	500	VA	
備考	容量合計											2,450	VA	
ED, ED (ELCB) 端子付き ※既製品														

盤名称 仕様	幹線番号 幹線Y1X	電気方式 主開閉器	分岐回路							負荷名称	負荷 容量	単 位	備考	
			回路 番号	電圧	MC CB	EL CB	P	AF	AT					
新設 本館 L-2-WC2 銅板製 壁掛形 (標準色塗装)	CE3.5sq-3C E1.6mm x 2	ELCB3P 50AF 30AT	1	100	○	-	2	50	20	電灯	HDCP他	70	VA	
			2	100	○	-	2	50	20	コンセント	便所1・2	900	VA	
			3	100	○	-	2	50	20	コンセント	HDCP	670	VA	
			4	100	○	-	2	50	20	コンセント	HDCP	1,300	VA	
			5	100	○	-	2	50	20	予備	-	500	VA	
			6	100	○	-	2	50	20	予備	-	500	VA	
備考	容量合計											3,940	VA	
ED, ED (ELCB) 端子付き ※既製品														

新設 照明器具姿図

A	LEDベースライト天井埋込 公共施設用器具型式:LSS9-2-30	
B	LEDダウンライト天井埋込 公共施設用器具型式:LRS1-05	
C	LEDダウンライト天井埋込 公共施設用器具型式:LRS1-08	
D	LEDダウンライト天井埋込 公共施設用器具型式:LRS1-13	

縮尺 A2: 100%
A3: 70.7%

徳島県土木整備部管轄課

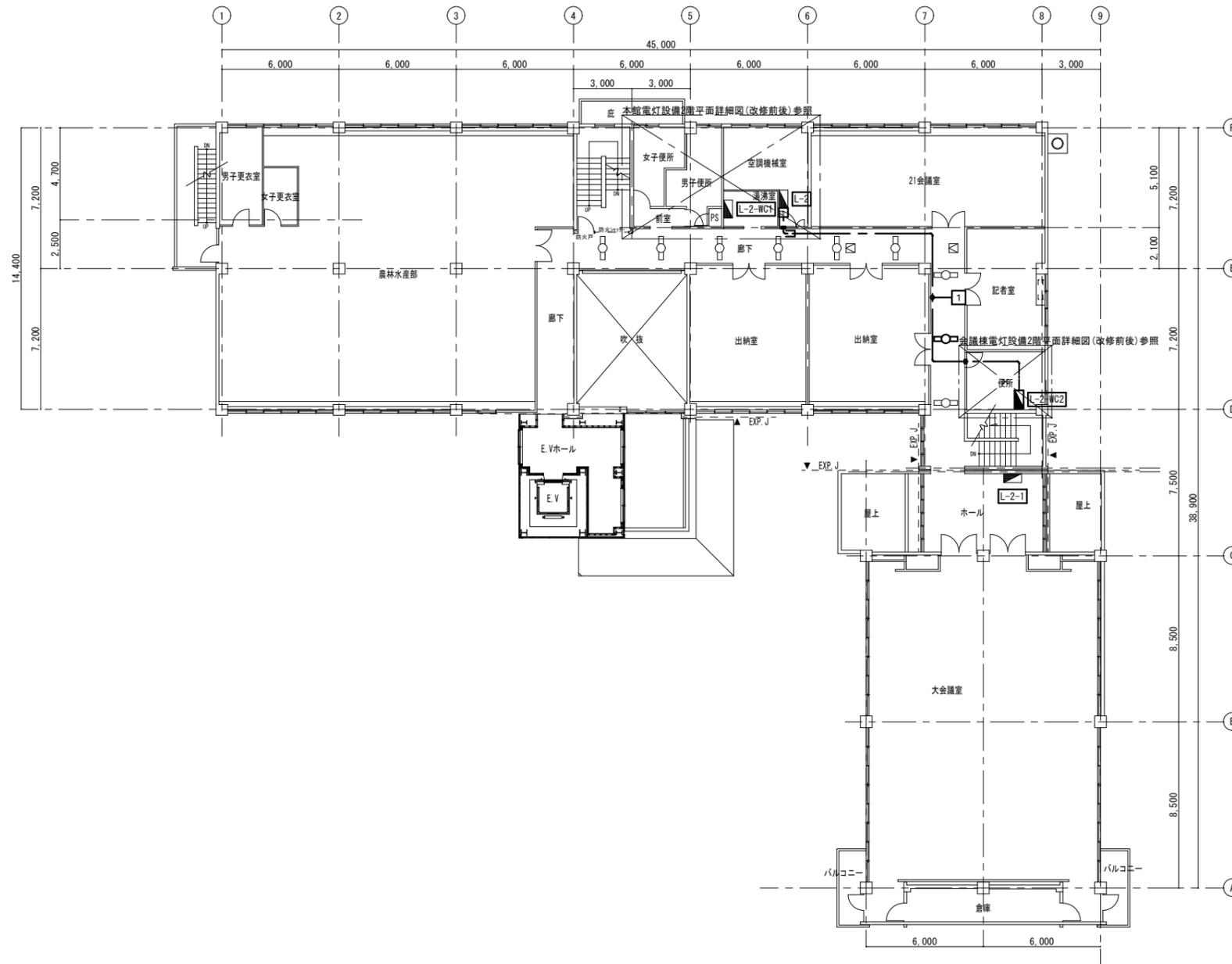
工事名称 R7 営繕 西部総合県民局三好庁舎
三・池田 本館等トイレ改修工事建築

図面番号 E - 01

株式会社 象企画設計
TEL 089-661-4090
徳島市建寅町西開67-1
FAX 089-661-4097
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号
一級建築士登録 第86203号 林 貴

図面名称 新設電灯盤単線結線図・新設照明器具姿図

縮尺 1: NON



2階平面図 S=1/200

配線配管リスト

配線番号	配線	接地線	露出配管
1	EM-CE3.5sq-3C	IE1.6mmx2	E25

注記

- 太線は今回工事対象を示し、細線は工事対象外とする。
 - 特記なき器具機器・配管配線は新設とする。但し埋設配管は既設流用とする。
 - 特記なき配管配線は下記とする。
- 二重天井内配線

凡例

記号	名称	仕様
■	電灯分電盤	別図 盤単線結線図 参照
□	手元開閉器	MCCB3P50AF30AT 収納盤(露出・鍵付) 共
○	蛍光灯器具(φ-35付天井埋込)	FL40Wx1
□	配線用壁貫通口	φ50 200mm
□	天井点検口	既設

縮尺 A2 : 100%
A3 : 70.7%

徳島県土整備部営繕課

工事名称 R7営繕 西部総合県民局三好庁舎
三・池田 本館等トイレ改修工事建築

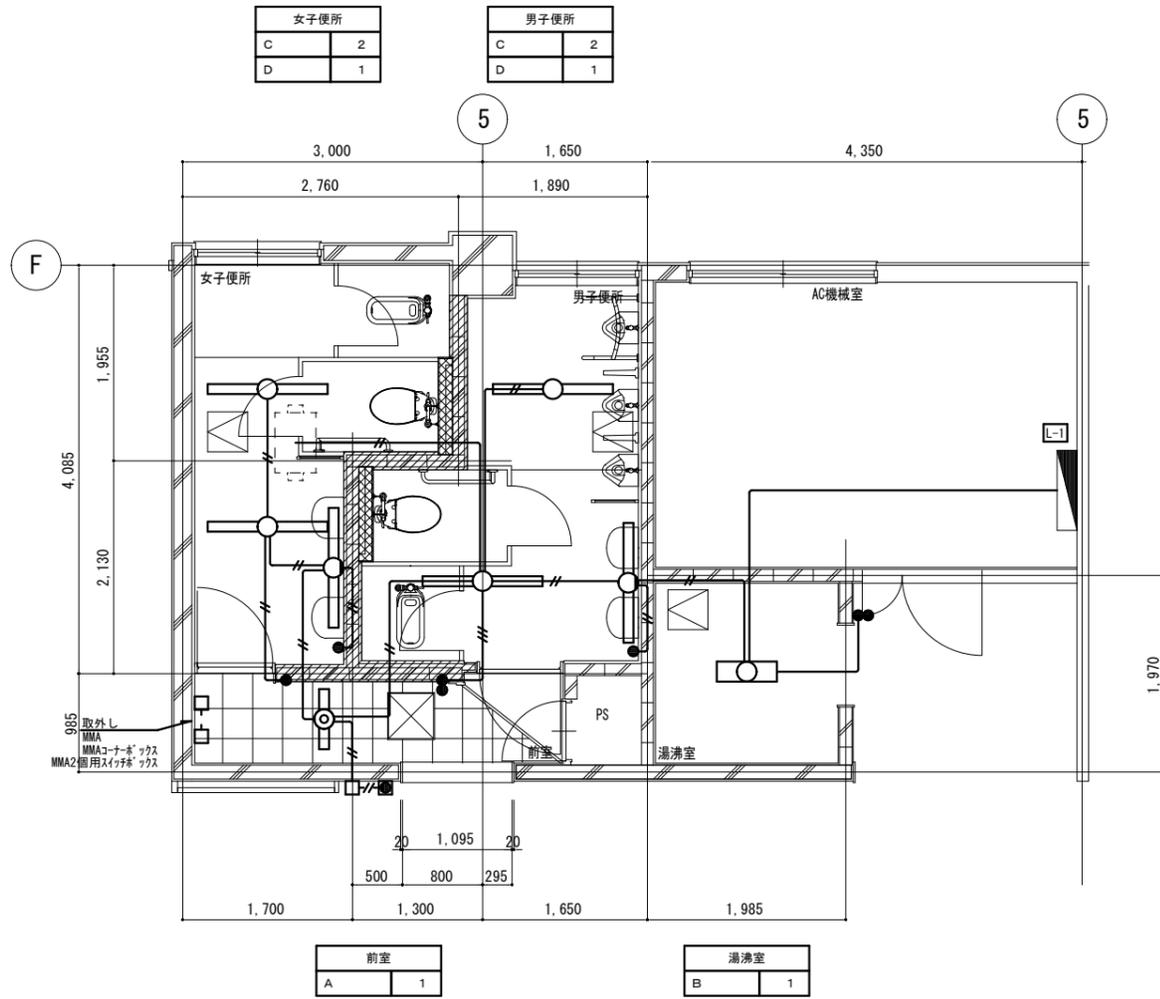
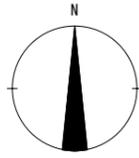
図面番号 E - 02

図面名称 本館 電灯設備 2階平面図

縮尺 1 : 200・3000

株式会社 象企画設計
TEL 089-661-4090
FAX 089-661-4097
徳島市建賀町西開67-1
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号
一級建築士登録 第86203号 林 貴

改修前



1階平面詳細図

注記

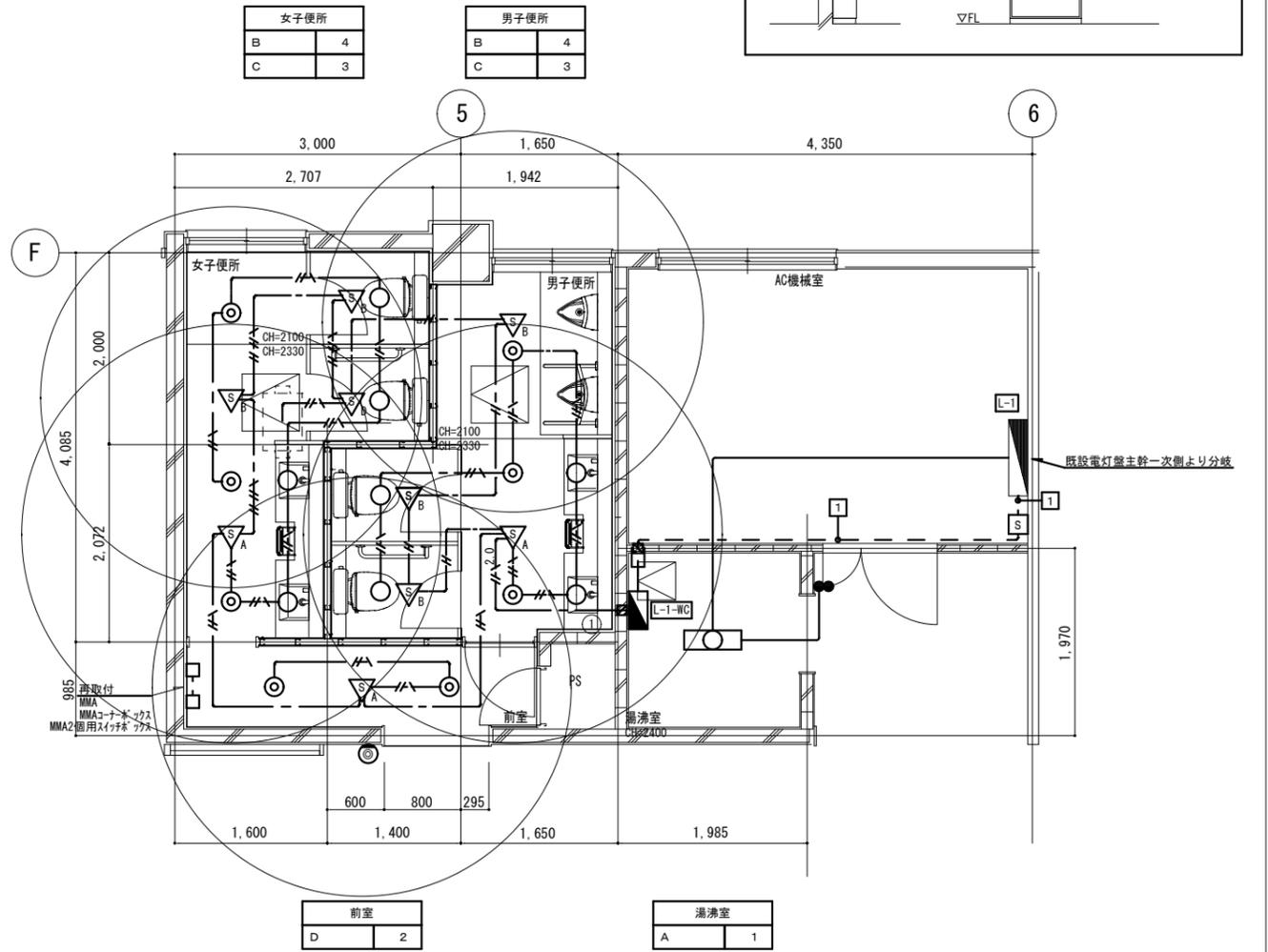
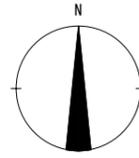
- 太線は今回工事対象を示し、細線は工事対象外とする。
- 特記なき器具機器・配管配線は撤去とする。但し埋設配管は既設残置とする。
- 工事対象外の配線は東でまとめ、工事に影響しない場所へ避ける事とする。
- 特記なき配管配線は下記とする。

配線記号	配線名称	隠蔽配管	露出配管
WVF1.6mm-2C		C19	-

凡例

記号	名称	仕様
☐	電灯分電盤	
○	蛍光灯器具A(へーサイト天井埋込)	FL20Wx1
○	蛍光灯器具B(へーサイト天井露出)	FL20Wx2
○	蛍光灯器具C(へーサイト天井埋込)	FL40Wx1
○	蛍光灯器具D(フックタイプ埋込露出)	FL40Wx1
●	ダンプスイッチ(埋込)	1P15Ax1
■	ダンプスイッチ(埋込)	1P15Ax1 MMA* ヲ共
□	ダンプスイッチ(露出)	MMA
△	天井点検口	建築工事

改修後



1階平面詳細図

配線配管リスト

配線番号	配線	接地線	露出配管
1	EM-CE3.5sq-3C	IE1.6mmx2	E25

注記

- 太線は今回工事対象を示し、細線は工事対象外とする。
- 特記なき器具機器・配管配線は新設とする。
- 特記なき配管配線は下記とする。

配線記号	配線名称	隠蔽配管	露出配管
EM-EEF1.6mm-2C		-	-
EM-EEF1.6mm-3C		-	-
EM-EEF2.0mm-3C		-	-

凡例

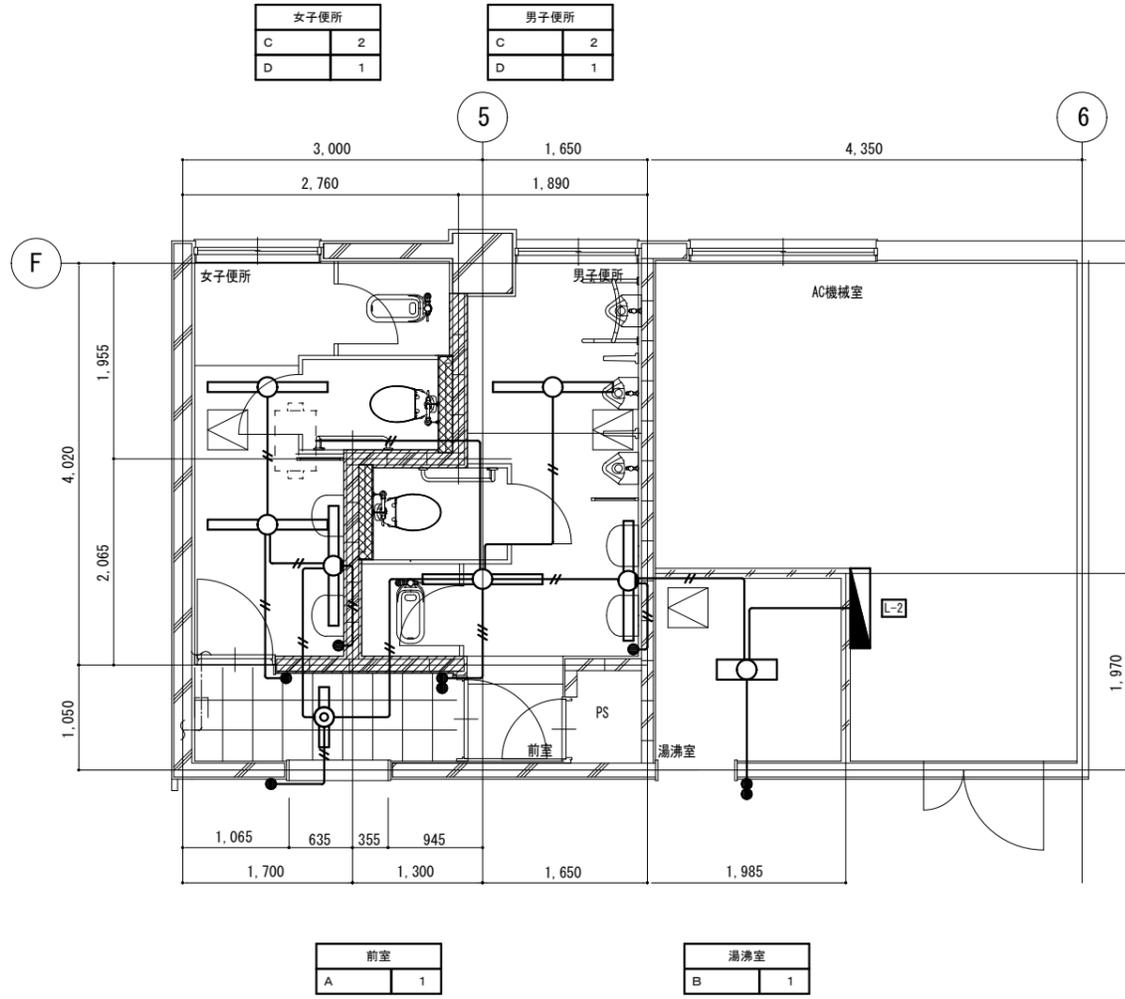
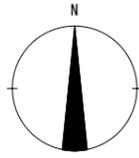
記号	名称	仕様
☐	電灯分電盤	別図 盤単線結線図 参照
☐	手元開閉器	MCCB3P50AF30AT 収納盤(露出・鍵付) 共
○	LED器具A(へーサイト天井露出)	別図 照明器具姿図 参照
○	LED器具B(ダクト天井埋込)	別図 照明器具姿図 参照
○	LED器具C(ダクト天井埋込)	別図 照明器具姿図 参照
○	LED器具D(ダクト天井埋込)	別図 照明器具姿図 参照
▽A	照明制御器(人感センサー)	親機
▽B	照明制御器(人感センサー)	子機
▽C	照明制御器(人感センサー)	親機 換気扇連動
▽D	照明制御器(人感センサー)	子機 換気扇連動 親機3系統連動
○	フラッシュレール	新金属
△	配線用壁貫通口	φ50 150mm
△	天井点検口	建築工事

縮尺 A2:100%
A3:70.7%

工事名称 R7 営繕 西部総合県民局三好庁舎
三・池田 本館等トイレ改修工事建築
図面番号 E-03
図面名称 本館 電灯設備 1階平面詳細図(改修前後)
縮尺 1:50

株式会社 象企画設計
TEL 088-661-4090
FAX 088-661-4097
徳島市建設事務所 第一級建築士事務所
徳島県知事登録 第91093号
林 實

改修前



2階平面詳細図

注記

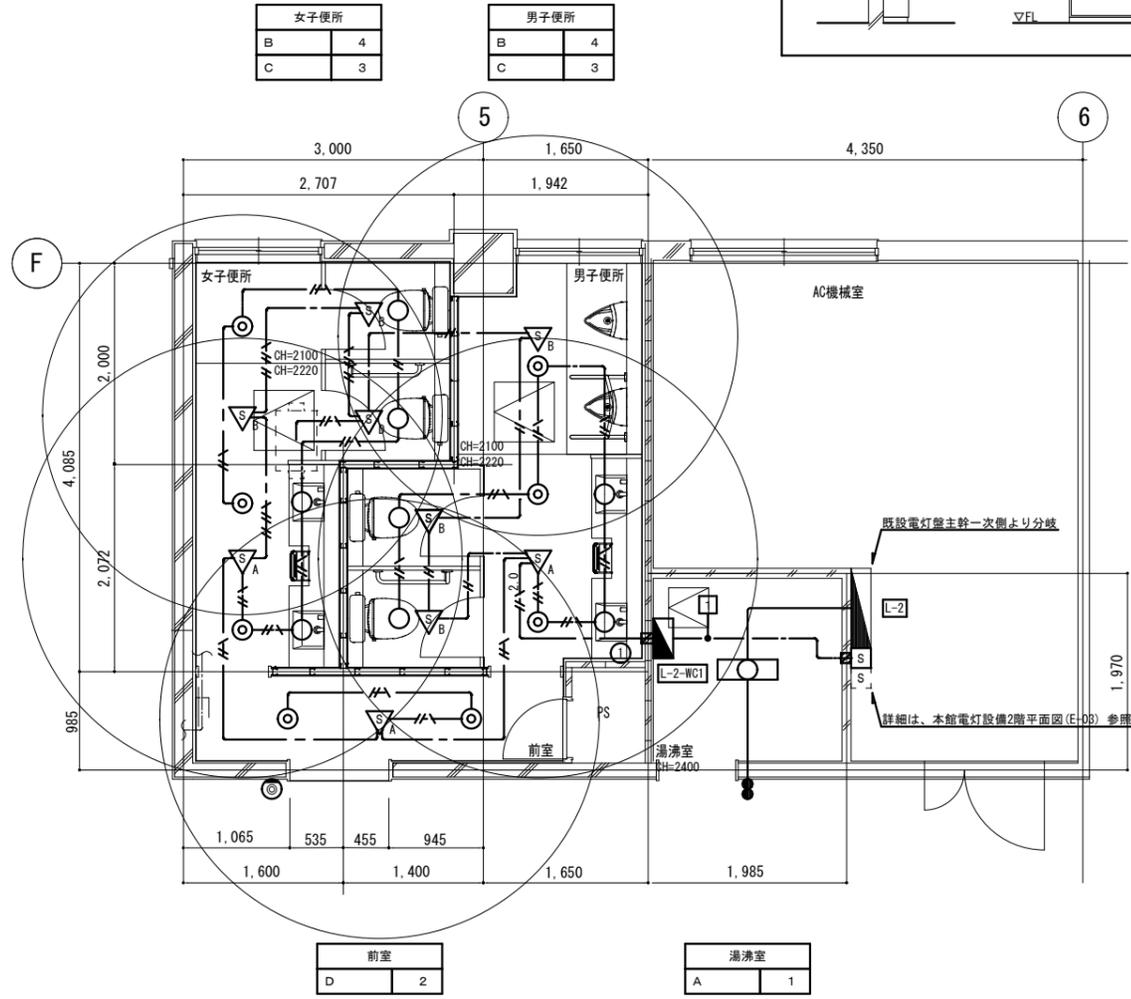
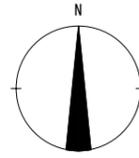
- 太線は今回工事対象を示し、細線は工事対象外とする。
- 特記なき器具機器・配管配線は撤去とする。但し埋設配管は既設残置とする。
- 工事対象外の配線は東でまとめ、工事に影響しない場所へ避ける事とする。
- 特記なき配管配線は下記とする。

配線記号	配線名称	隠蔽配管	露出配管
—//—	VVF1.6mm-2C	C19	-

凡例

記号	名称	仕様
◻	電灯分電盤	
○	蛍光灯器具A(へ-スライト天井埋込)	FL20Wx1
○	蛍光灯器具B(へ-スライト天井露出)	FL20Wx2
○	蛍光灯器具C(へ-スライト天井埋込)	FL40Wx1
○	蛍光灯器具D(フック付天井露出)	FL40Wx1
●	ランプスイッチ(埋込)	1P15Ax1
■	ランプスイッチ(埋込)	1P15Ax1 MMA* ッタ共
□	タクトスイッチ	MMA
◻	天井点検口	建築工事

改修後



2階平面詳細図

配線配管リスト

配線番号	配線	接地線	露出配管
1	EM-CE3.5sq-3C	IE1.6mmx2	E25

注記

- 太線は今回工事対象を示し、細線は工事対象外とする。
- 特記なき器具機器・配管配線は新設とする。
- 特記なき配管配線は下記とする。

配線記号	配線名称	隠蔽配管	露出配管
—//—	EM-EEF1.6mm-2C	-	-
—//—	EM-EEF1.6mm-3C	-	-
—//2.0—	EM-EEF2.0mm-3C	-	-

凡例

記号	名称	仕様
◻	電灯分電盤	別図 盤単線結線図 参照
◻	手元開閉器	MCCB3P50AF30AT 収納盤(露出・鍵付)共
○	LED器具A(へ-スライト天井露出)	別図 照明器具姿図 参照
○	LED器具B(フック付天井埋込)	別図 照明器具姿図 参照
○	LED器具C(へ-スライト天井埋込)	別図 照明器具姿図 参照
○	LED器具D(フック付天井露出)	別図 照明器具姿図 参照
▽A	照明制御器(人感センサー制御)	親機
▽B	照明制御器(人感センサー制御)	子機
▽C	照明制御器(人感センサー制御)	親機 換気扇連動
▽D	照明制御器(人感センサー制御)	子機 換気扇連動 親機3系統連動
○	フラッシュプレート	新金属
◻	配線用壁貫通口	φ50 150mm
◻	天井点検口	建築工事

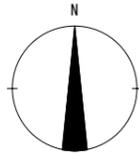
縮尺 A2:100%
A3:70.7%

工事名称 R7 営繕 西部総合県民局三好庁舎
三・池田 本館等トイレ改修工事建築
図面名称 本館 電灯設備 2階平面詳細図(改修前後)

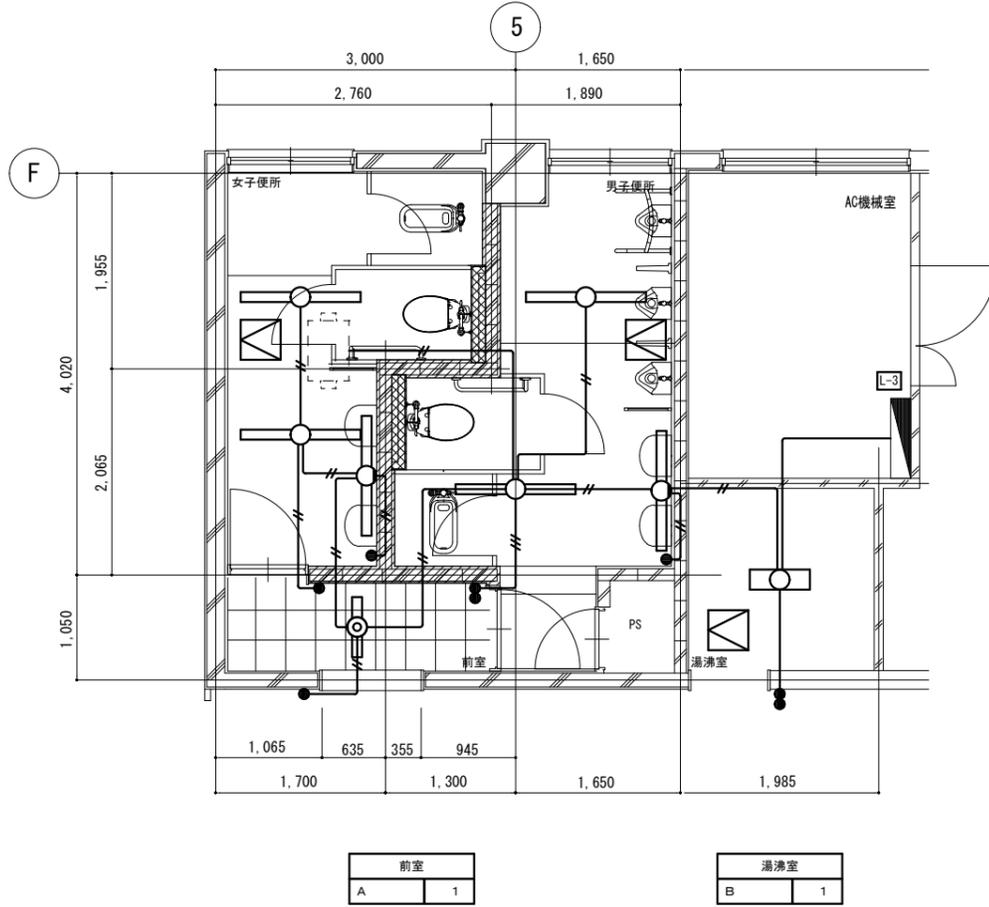
図面番号 E-04
縮尺 1:50

株式会社 象企画設計
TEL 088-661-4090
徳島市建設町西開67-1
FAX 088-661-4097
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号
一級建築士登録 第86203号 林 貴

改修前



女子便所		男子便所	
C	2	C	2
D	1	D	1



3階平面詳細図

注記

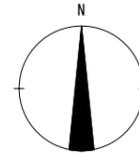
- 太線は今回工事対象を示し、細線は工事対象外とする。
- 特記なき器具機器・配管配線は撤去とする。但し埋設配管は既設残置とする。
- 工事対象外の配線は東でまとめ、工事に影響しない場所へ避ける事とする。
- 特記なき配管配線は下記とする。

配線記号	配線名称	隠蔽配管	露出配管
—//—	VVF1.6mm-2C	C19	-

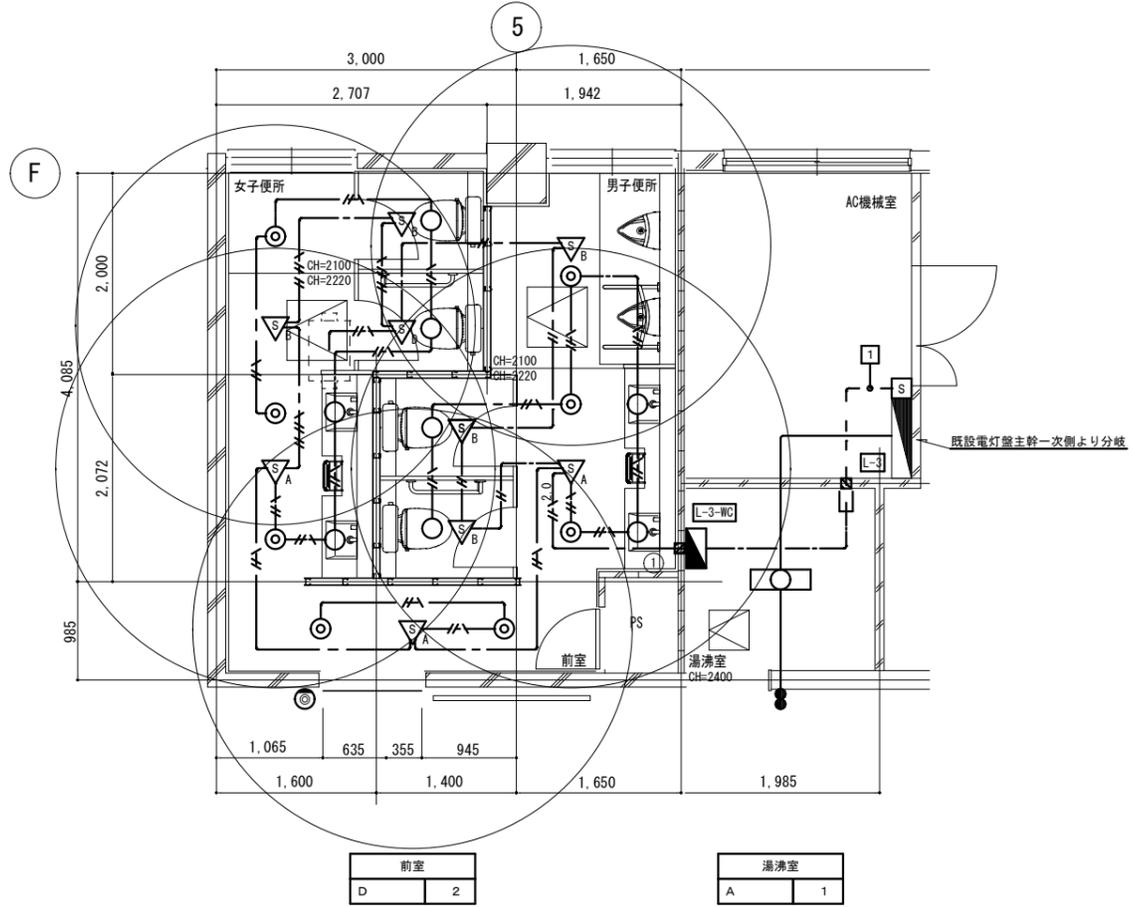
凡例

記号	名称	仕様
■	電灯分電盤	
○	蛍光灯器具A(へんすたい天井埋込)	FL20Wx1
○	蛍光灯器具B(へんすたい天井露出)	FL20Wx2
○	蛍光灯器具C(へんすたい天井埋込)	FL40Wx1
○	蛍光灯器具D(フックタイプ天井露出)	FL40Wx1
●	ランプスイッチ(埋込)	1P15Ax1
■	ランプスイッチ(埋込)	1P15Ax1 MMA* ヲカ共
□	タクトスイッチ	MMA
△	天井点検口	建築工事

改修後



女子便所		男子便所	
B	4	B	4
C	3	C	3



3階平面詳細図

配線配管リスト

配線番号	配線	接地線	露出配管
1	EM-CE3.5sq-3C	IE1.6mmx2	E25

注記

- 太線は今回工事対象を示し、細線は工事対象外とする。
- 特記なき器具機器・配管配線は新設とする。
- 特記なき配管配線は下記とする。

配線記号	配線名称	隠蔽配管	露出配管
—//—	EM-EEF1.6mm-2C	-	-
—//—	EM-EEF1.6mm-3C	-	-
—//2.0—	EM-EEF2.0mm-3C	-	-

凡例

記号	名称	仕様
■	電灯分電盤	別図 盤単線結線図 参照
□	手元開閉器	MCCB3P50AF30AT 収納盤(露出・鍵付)共
○	LED器具A(へんすたい天井露出)	別図 照明器具姿図 参照
○	LED器具B(フックタイプ天井埋込)	別図 照明器具姿図 参照
○	LED器具C(フックタイプ天井埋込)	別図 照明器具姿図 参照
▽A	照明制御器(人感センサー制御)	親機
▽B	照明制御器(人感センサー制御)	子機
▽C	照明制御器(人感センサー制御)	親機 換気扇連動
▽D	照明制御器(人感センサー制御)	子機 換気扇連動 親機3系統連動
○	フラッシュレール	新金属
□	配線用壁貫通口	φ50 150mm
△	天井点検口	建築工事

縮尺 A2:100%
A3:70.7%

徳島県土木整備部営繕課

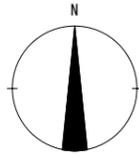
工事名称 R7 営繕 西部総合県民局三好庁舎
三・池田 本館等トイレ改修工事建築

図面番号 E-05
縮尺 1:50

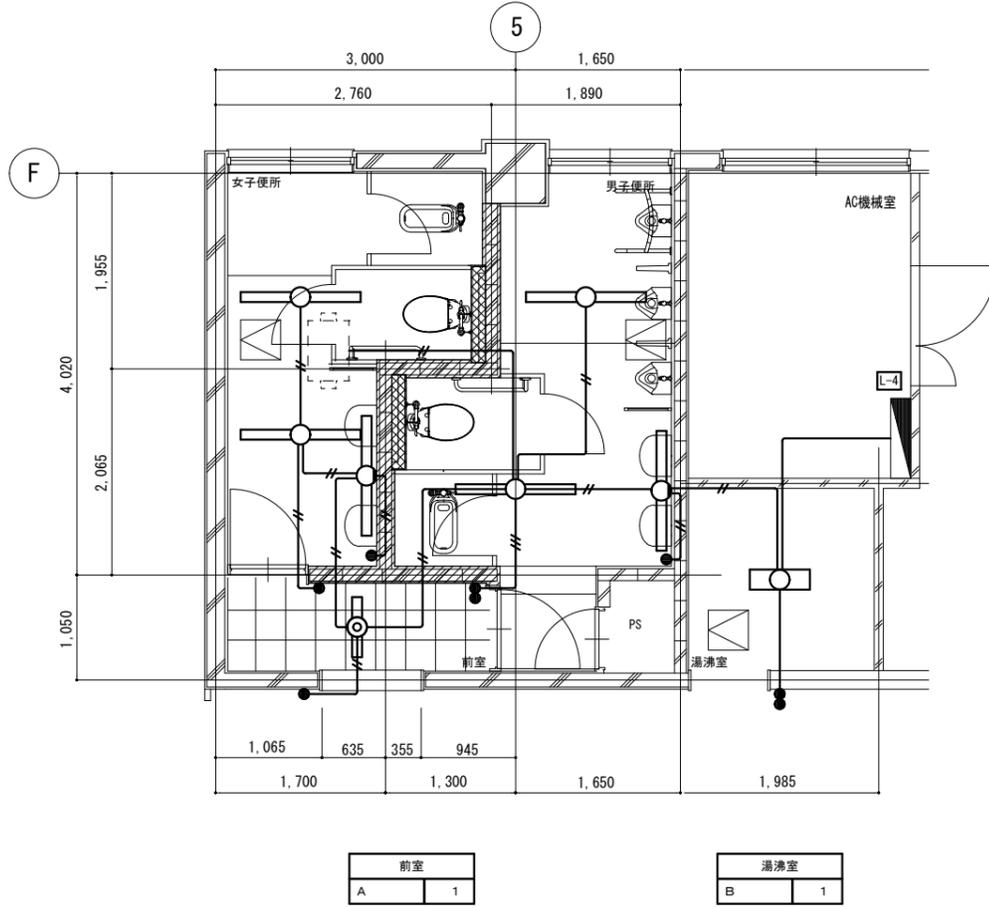
株式会社 象企画設計

TEL 089-661-4090
FAX 089-661-4097
徳島市建設事務所 第一建築士事務所
第一建築士登録 第91093号
第一建築士登録 第86203号 林 實

改修前



女子便所		男子便所	
C	2	C	2
D	1	D	1



前室		湯沸室	
A	1	B	1

4階平面詳細図

注記

- 太線は今回工事対象を示し、細線は工事対象外とする。
- 特記なき器具機器・配管配線は撤去とする。但し埋設配管は既設残置とする。
- 工事対象外の配線は東でまとめ、工事に影響しない場所へ避ける事とする。
- 特記なき配管配線は下記とする。

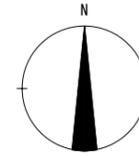
配線記号	配線名称	隠蔽配管	露出配管
—//—	VVF1.6mm-2C	C19	-

凡例

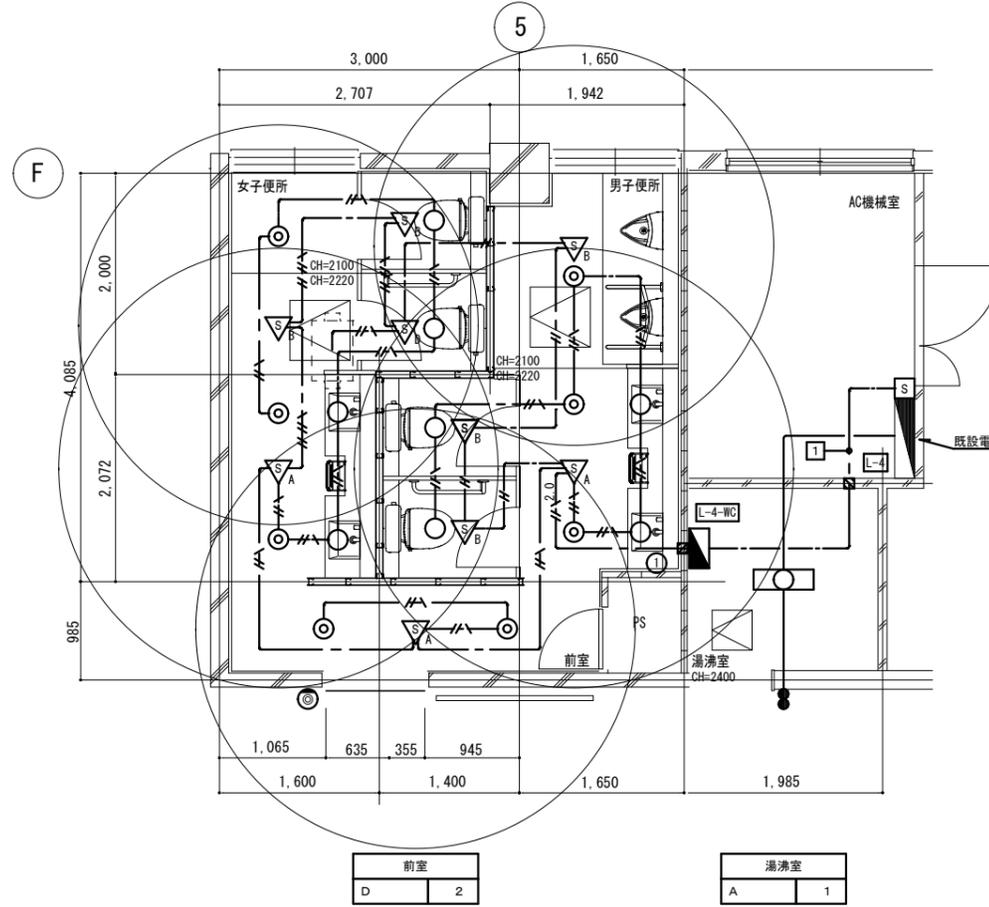
記号	名称	仕様
■	電灯分電盤	
○	蛍光灯器具(へんりつ天井埋込)	FL20Wx1
○	蛍光灯器具(へんりつ天井露出)	FL20Wx2
○	蛍光灯器具(へんりつ天井埋込)	FL40Wx1
○	蛍光灯器具(フタ付天井露出)	FL40Wx1
●	ランプスイッチ(埋込)	1P15Ax1
■	ランプスイッチ(埋込)	1P15Ax1 MMA* ヲカ共
□	タクトスイッチ	MMA
△	天井点検口	建築工事

縮尺 A2: 100%
A3: 70.7%

改修後



女子便所		男子便所	
B	4	B	4
C	3	C	3



前室		湯沸室	
D	2	A	1

4階平面詳細図

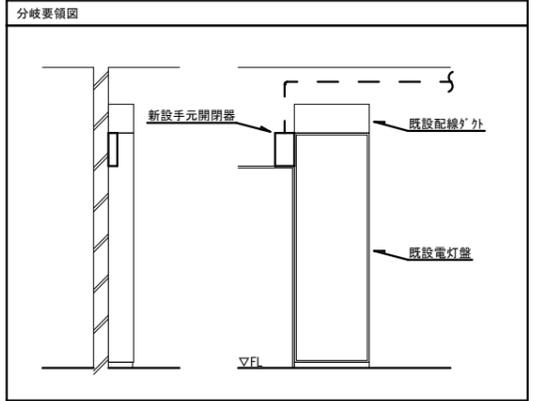
配線配管凡例

配線番号	配線	接地線	露出配管
1	EM-CE3.5sq-3C	IE1.6mmx2	E25

注記

- 太線は今回工事対象を示し、細線は工事対象外とする。
- 特記なき器具機器・配管配線は新設とする。
- 特記なき配管配線は下記とする。

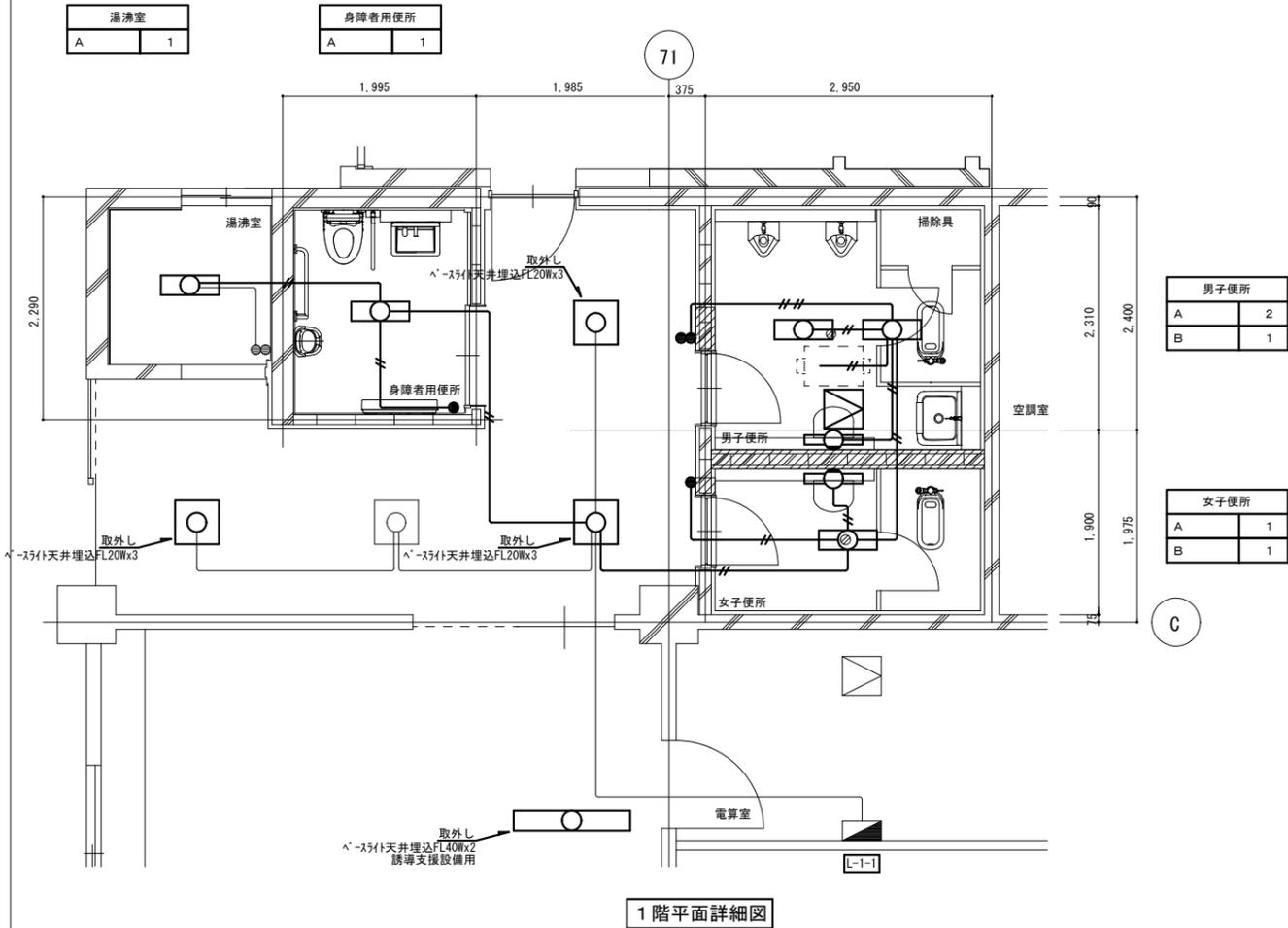
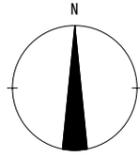
配線記号	配線名称	隠蔽配管	露出配管
—//—	EM-EEF1.6mm-2C	-	-
—//—	EM-EEF1.6mm-3C	-	-
—//2.0—	EM-EEF2.0mm-3C	-	-



凡例

記号	名称	仕様
■	電灯分電盤	別図 盤単線結線図 参照
□	手元開閉器	MCCB3P50AF30AT 収納盤(露出・鍵付)共
○	LED器具A(へんりつ天井露出)	別図 照明器具姿図 参照
○	LED器具B(フタ付天井埋込)	別図 照明器具姿図 参照
○	LED器具C(へんりつ天井埋込)	別図 照明器具姿図 参照
▽A	照明制御器(人感センサー制御)	親機
▽B	照明制御器(人感センサー制御)	子機
▽C	照明制御器(人感センサー制御)	親機 換気扇連動
▽D	照明制御器(人感センサー制御)	子機 換気扇連動 親機3系統連動
○	フラッシュプレート	新金属
□	配線用壁貫通口	φ50 150mm
△	天井点検口	建築工事

改修前



1階平面詳細図

注記

- 太線は今回工事対象を示し、細線は工事対象外とする。
- 特記なき器具機器・配管配線は撤去とする。但し埋設配管は既設残置とする。
- 特記なき配管配線は下記とする。

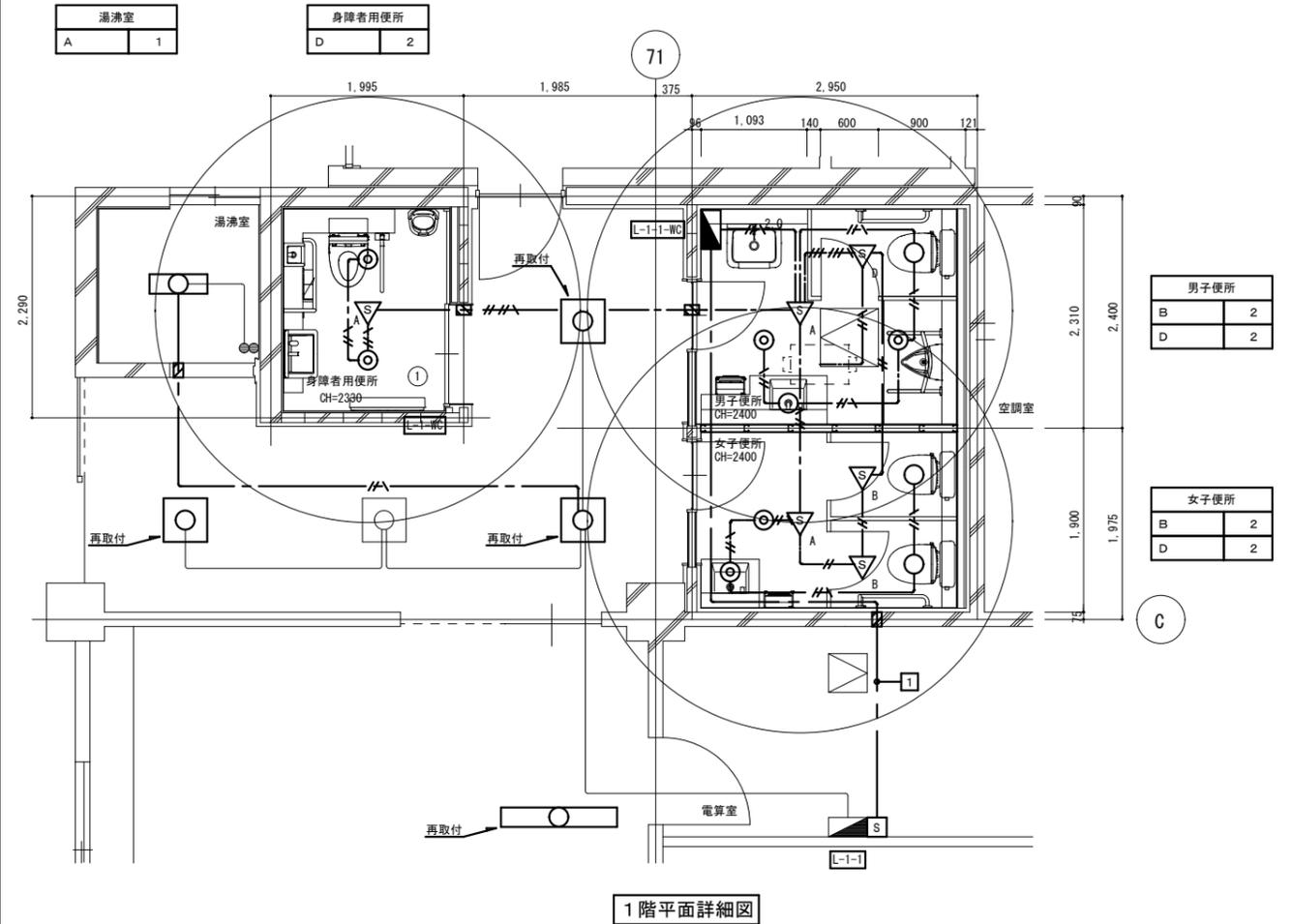
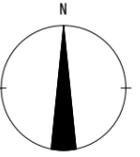
配線記号	配線名称	隠蔽配管	露出配管
—	天井隠ぺい配管配線		
—	VVF1.6mm-2C	C19	-
—	VVF1.6mm-2Cx2	C25	-

凡例

記号	名称	仕様
□	電灯分電盤	
○	蛍光灯器具A(へーｽﾀｲ天井露出)	FL20Wx2
○	蛍光灯器具B(ﾌﾞﾗｯｸﾀｲ天付露出)	FL20Wx1
●	ﾀﾝﾌﾟﾗｽﾀｲｯﾁ(埋込)	1P15Ax1
◻	天井点検口	建築工事

縮尺 A2: 100%
A3: 70.7%

改修後



1階平面詳細図

配線配管リスト

配線番号	配線	接地線	露出配管
1	EM-CE3.5sq-3C	IE1.6mmx2	E25

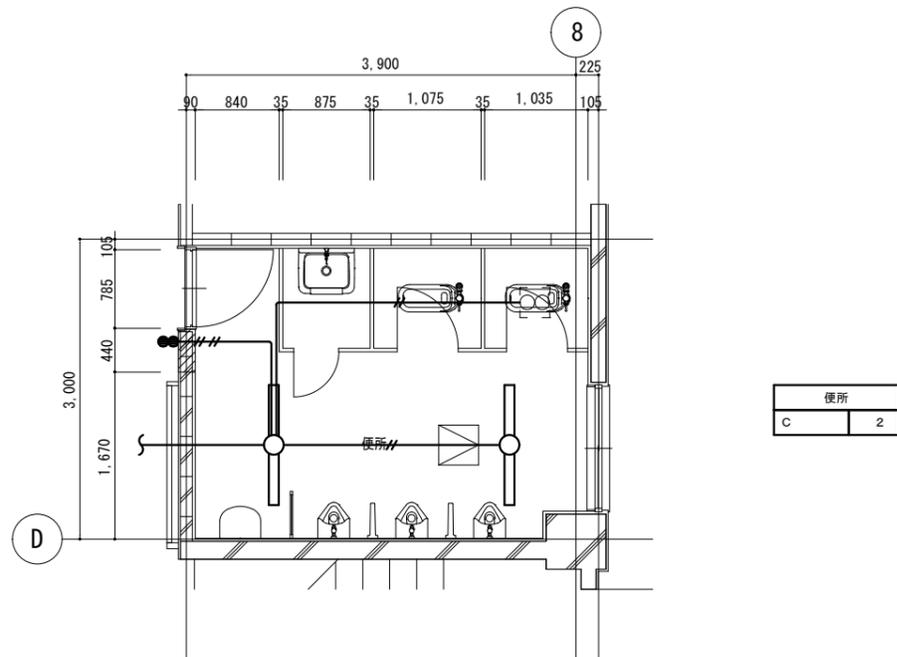
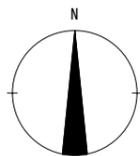
注記

- 太線は今回工事対象を示し、細線は工事対象外とする。
- 特記なき器具機器・配管配線は新設とする。但し埋設配管は既設流用とする。
- 特記なき配管配線は下記とする。

配線記号	配線名称	隠蔽配管	露出配管
—	EM-EEF1.6mm-2C	-	-
—	EM-EEF1.6mm-3C	-	-
—	EM-EEF1.6mm-2C+3C	-	-
—	EM-EEF1.6mm-2Cx2+3C	-	-
—	EM-EEF2.0mm-3C	-	-

凡例

記号	名称	仕様
□	電灯分電盤	別図 盤単線結線図 参照
□	手元開閉器	MCCB3P50AF30AT 収納盤(露出・鍵付)共
○	LED器具A(へーｽﾀｲ天井露出)	別図 照明器具姿図 参照
○	LED器具B(ﾌﾞﾗｯｸﾀｲ天井埋込)	別図 照明器具姿図 参照
○	LED器具D(ﾌﾞﾗｯｸﾀｲ天井埋込)	別図 照明器具姿図 参照
▽A	照明制御器(人感w/制御)	親機
▽B	照明制御器(人感w/制御)	子機
▽C	照明制御器(人感w/制御)	親機 換気扇連動
▽D	照明制御器(人感w/制御)	子機 換気扇連動 親機3系統連動
◻	配線用壁貫通口	φ50 200mm
◻	天井点検口	建築工事



2階平面詳細図

注記

- 太線は今回工事対象を示し、細線は工事対象外とする。
- 特記なき器具機器・配管配線は撤去とする。但し埋設配管は既設残置とする。
- 特記なき配管配線は下記とする。

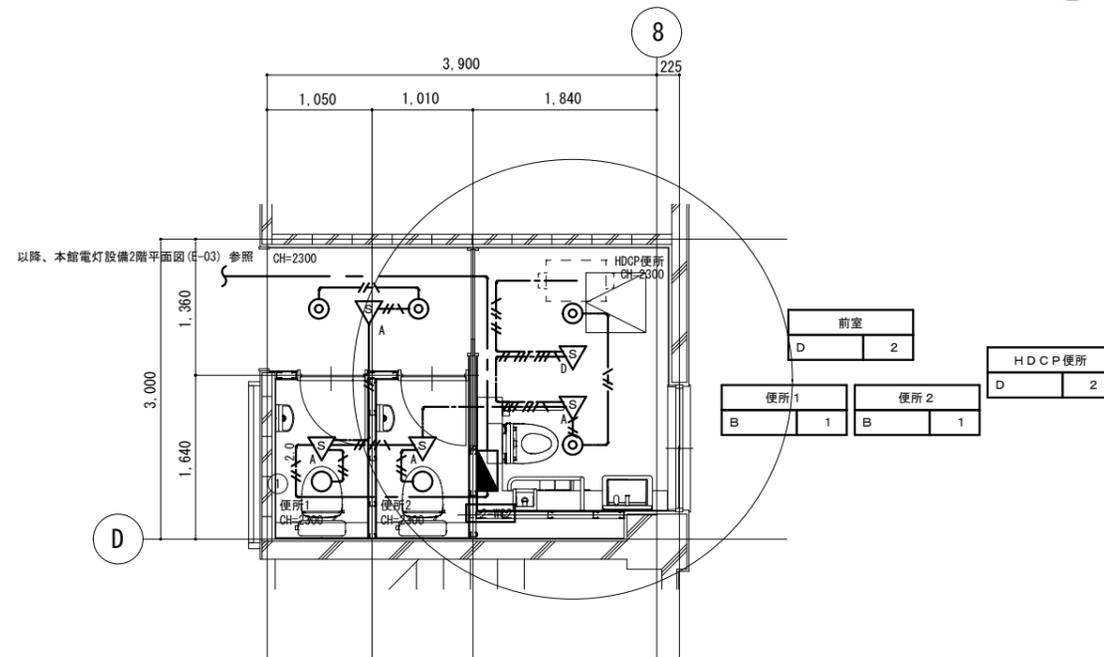
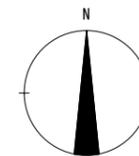
配線記号	配線名称	隠蔽配管	露出配管
—//—	VVF1.6mm-2C	C19	-
—//—	VVF1.6mm-2Cx2	C25	-

凡例

記号	名称	仕様
■	電灯分電盤	
□	蛍光灯器具C(へんすい付天井埋込)	FL40Wx1
●	ランプフッテチ(埋込)	1P15Ax1
◁	天井点検口	建築工事

縮尺 A2 : 100%
A3 : 70.7%

改修後



改修後 2階平面詳細図

配線配管リスト

配線番号	配線	接地線	露出配管
1	EM-GE3.5sq-3C	IE1.6mmx2	E25

注記

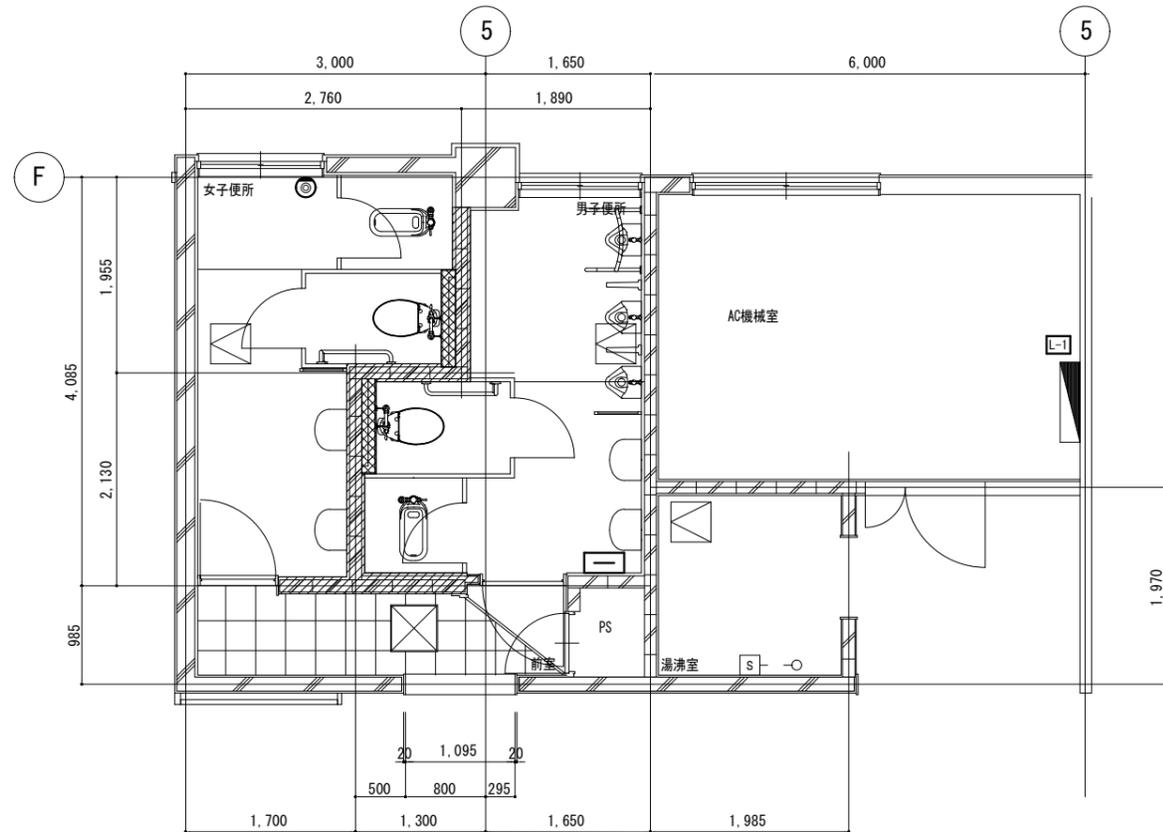
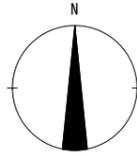
- 太線は今回工事対象を示し、細線は工事対象外とする。
- 特記なき器具機器・配管配線は新設とする。但し埋設配管は既設流用とする。
- 特記なき配管配線は下記とする。

配線記号	配線名称	隠蔽配管	露出配管
—//—	EM-EEF1.6mm-2C	-	-
—//—	EM-EEF1.6mm-3C	-	-
—//—	EM-EEF1.6mm-2C+3C	-	-
—//—	EM-EEF1.6mm-2Cx2+3C	-	-
—//—	EM-EEF2.0mm-3C	-	-

凡例

記号	名称	仕様
■	電灯分電盤	別図 盤単線結線図 参照
□	LED器具A(へんすい付天井露出)	別図 照明器具姿図 参照
○	LED器具B(9°カット天井埋込)	別図 照明器具姿図 参照
◎	LED器具D(9°カット天井埋込)	別図 照明器具姿図 参照
▽A	照明制御器(人感センサー制御)	親機
▽B	照明制御器(人感センサー制御)	子機
▽C	照明制御器(人感センサー制御)	親機 換気扇連動
▽D	照明制御器(人感センサー制御)	子機 換気扇連動 親機3系統連動
◻	配線用壁貫通口	φ50 200mm
◁	天井点検口	建築工事

改修前



1階平面詳細図

機器収容箱リスト

テレビ	共同受信機器	露出コンセント	備考
アース	分配器	2P15Ax1	外箱300x300x150
-	4分配	-	

注記

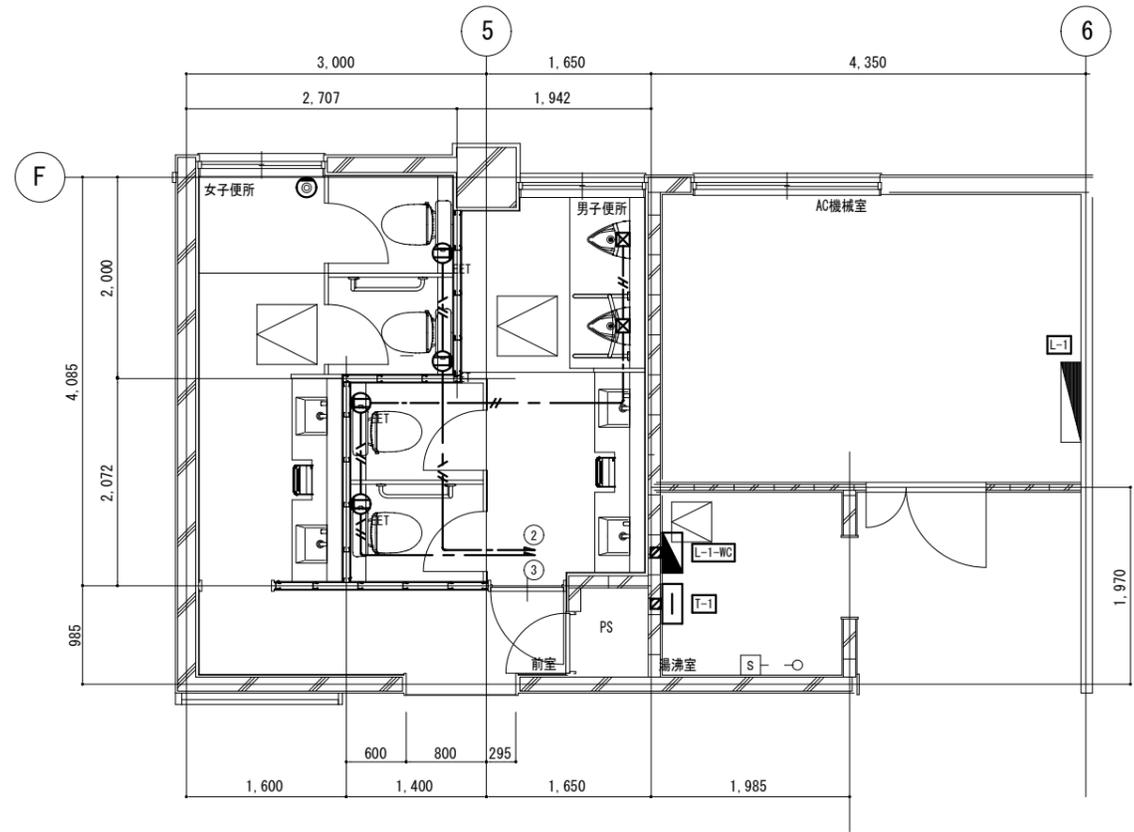
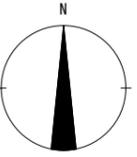
- 太線は今回工事対象を示し、細線は工事対象外とする。
- 給湯器電源配線の離線は本工事とする。
- 端子盤の既設配線を離線し、端子盤を取外しとする。
- 工事対象外の配線は束でまとめ、工事に影響しない場所へ避ける事とする。

凡例

記号	名称	仕様
	電灯分電盤	
	端子盤	端子盤リスト参照
	フラッシュプレート	新金属
	手元開閉器	既設 1φ200V MCCB2P30A
	天井点検口	建築工事

縮尺 A2 : 100%
A3 : 70.7%

改修後



1階平面詳細図

機器収容箱リスト

テレビ	共同受信機器	露出コンセント	備考
アース	分配器	2P15Ax2	外箱300x300x120
-	4分配	-	

注記

- 太線は今回工事対象を示し、細線は工事対象外とする。
- 特記なき器具機器・配管配線は新設とする。
- 給湯器電源配線の結線は本工事とする。
- 端子盤を再取付し、端子盤へ既設配線を結線する。
- 特記なき配管配線は下記とする。

配線記号	配線名称	隠蔽配管	露出配管
	EM-EEF2.0-3C	PF16	-

凡例

記号	名称	仕様
	電灯分電盤	別図 盤単線結線図参照
	EET 壁付埋込コンセント	2P15Ax1EET
	端子盤	端子盤リスト参照
	フラッシュプレート	新金属
	配線用壁貫通口	φ50 150mm
	天井点検口	建築工事

徳島県土整備部営繕課

工事名称 R7 営繕 西部総合県民局三好庁舎
三・池田 本館等トイレ改修工事建築

図面番号 E - 09

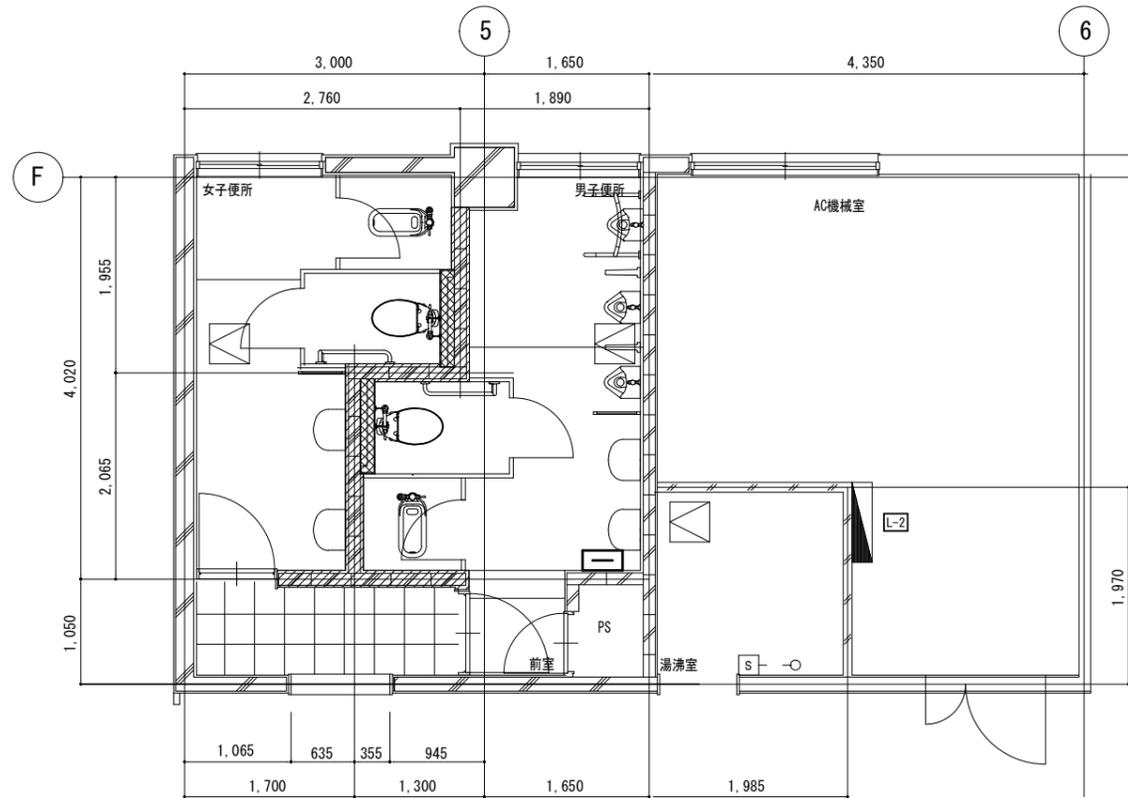
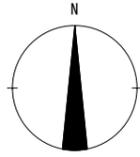
株式会社 象企画設計

TEL 089-661-4090
FAX 089-661-4097
徳島市建設町西開67-1
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号
一級建築士登録 第86203号 林 貴

図面名称 本館 コンセント設備 1階平面詳細図 (改修前後)

縮尺 1 : 50

改修前



2階平面詳細図

機器収容箱リスト

FLC 共同受信機器	露出コンセント	備考
7'-対-	分配器 2P15Ax1	電波切替器x1 VONU電源部x1
1	4分配x2	1個 外箱450x600x150

注記

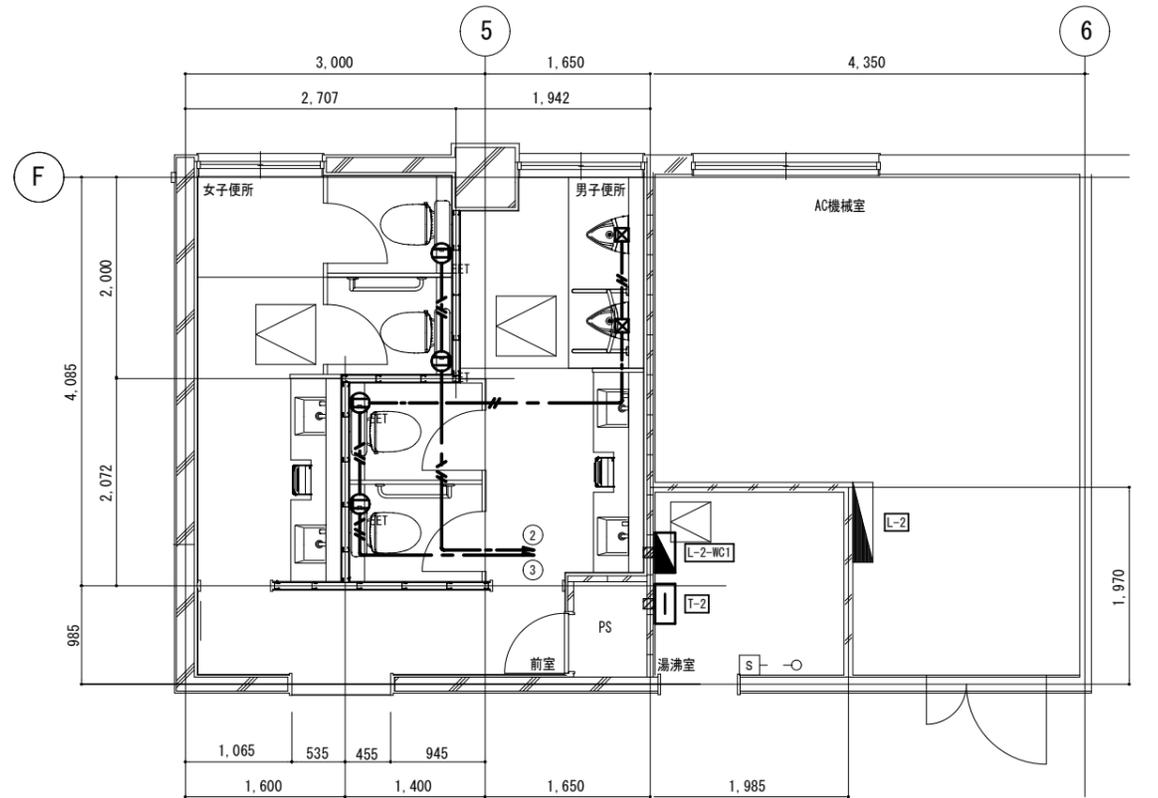
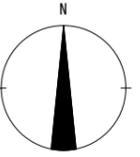
- 太線は今回工事対象を示し、細線は工事対象外とする。
- 給湯器電源配線の離線は本工事とする。
- 端子盤の既設配線を離線し、端子盤を取外しとする。
- 工事対象外の配線は束でまとめ、工事に影響しない場所へ避ける事とする。

凡例

記号	名称	仕様
	電灯分電盤	
	端子盤	端子盤リスト 参照
	フラッシュプレート	新金属
	手元開閉器	既設 1φ200V MCCB2P30A
	天井点検口	建築工事

縮尺 A2 : 100%
A3 : 70.7%

改修後



2階平面詳細図

機器収容箱リスト

FLC 共同受信機器	露出コンセント	備考
7'-対-	分配器 2P15Ax2	電波切替器x1 VONU電源部x1
1	4分配x2	1個 外箱500x600x120

注記

- 太線は今回工事対象を示し、細線は工事対象外とする。
- 特記なき器具機器・配管配線は新設とする。
- 給湯器電源配線の結線は本工事とする。
- 端子盤を再取付し、端子盤へ既設配線を結線する。
- 特記なき配管配線は下記とする。

配線記号	配線名称	隠蔽配管	露出配管
	EM-EEF2.0-3C	PF16	-

凡例

記号	名称	仕様
	電灯分電盤	別図 盤単線結線図 参照
	EET	壁付埋込コンセント 2P15Ax1EET
	端子盤	端子盤リスト 参照
	フラッシュプレート	新金属
	配線用壁貫通口	φ50 150mm
	天井点検口	建築工事

徳島県土整備部営繕課

工事名称 R7 営繕 西部総合県民局三好庁舎
三・池田 本館等トイレ改修工事建築

図面番号 E - 10

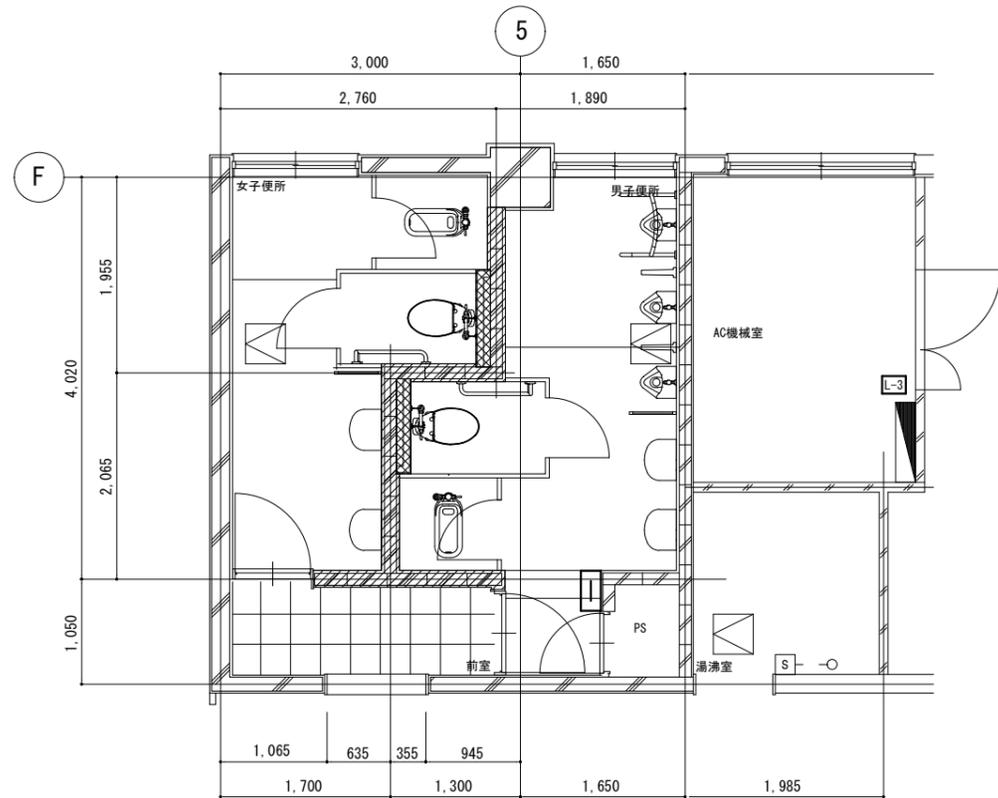
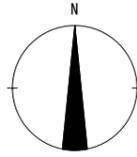
株式会社 象企画設計

図面名称 本館 コンセント設備 2階平面詳細図 (改修前後)

縮尺 1 : 50

TEL 089-661-4090
FAX 089-661-4097
徳島市建賀町西開67-1
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号
一級建築士登録 第86203号 林 貴

改修前



3階平面詳細図

機器収容箱リスト

種別	共同受信機器	露出コンセント	備考
アンテナ	分配器	2P15Ax1	外箱300x300x150
-	4分配	-	

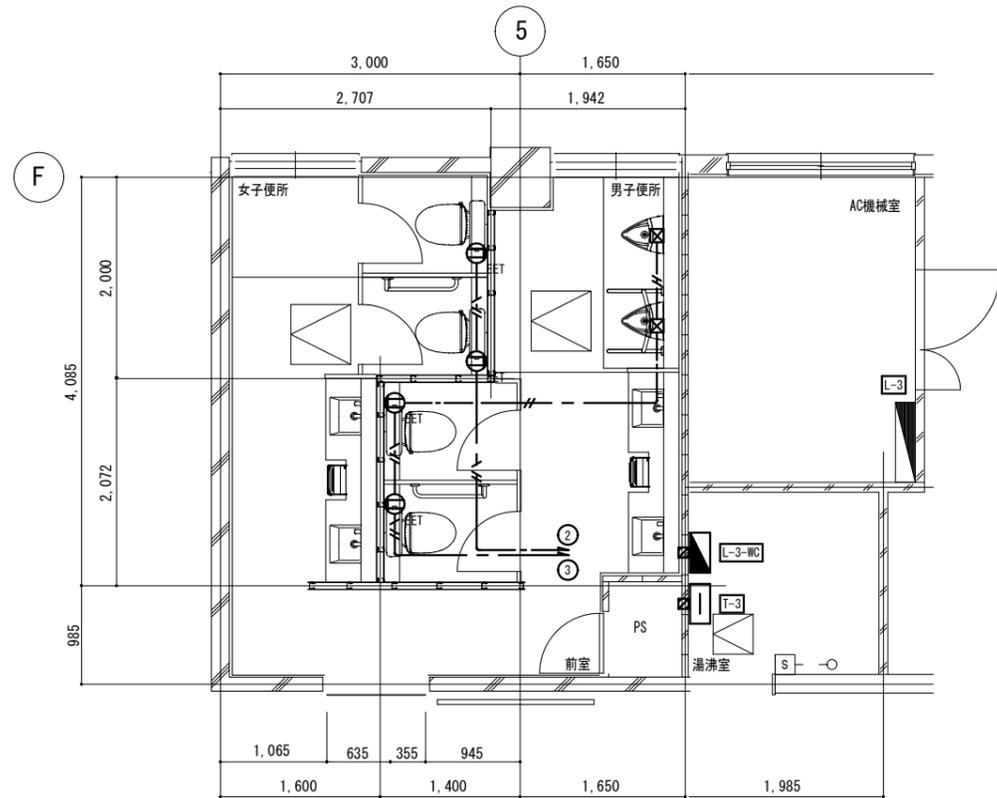
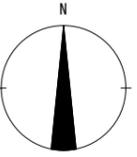
注記

- 太線は今回工事対象を示し、細線は工事対象外とする。
- 給湯器電源配線の離線は本工事とする。
- 端子盤の既設配線を離線し、端子盤を取外しとする。
- 工事対象外の配線は束でまとめ、工事に影響しない場所へ避ける事とする。

凡例

記号	名称	仕様
	電灯分電盤	
	端子盤	端子盤リスト 参照
	フラッシュプレート	新金属
	手元開閉器	既設 1φ200V MCCB2P30A
	天井点検口	建築工事

改修後



3階平面詳細図

機器収容箱リスト

種別	共同受信機器	露出コンセント	備考
アンテナ	分配器	2P15Ax2	外箱300x300x120
-	4分配	-	

注記

- 太線は今回工事対象を示し、細線は工事対象外とする。
 - 特記なき器具機器・配管配線は新設とする。
 - 給湯器電源配線の結線は本工事とする。
 - 端子盤を再取付し、端子盤へ既設配線を結線する。
 - 特記なき配管配線は下記とする。
- | 配線記号 | 配線名称 | 隠蔽配管 | 露出配管 |
|------|--------------|------|------|
| | EM-EEF2.0-3C | PF16 | - |

凡例

記号	名称	仕様
	電灯分電盤	別図 盤単結線図 参照
	EET 壁付埋込コンセント	2P15Ax1EET
	端子盤	端子盤リスト 参照
	フラッシュプレート	新金属
	配線用壁貫通口	φ50 150mm
	天井点検口	建築工事

縮尺 A2 : 100%
A3 : 70.7%

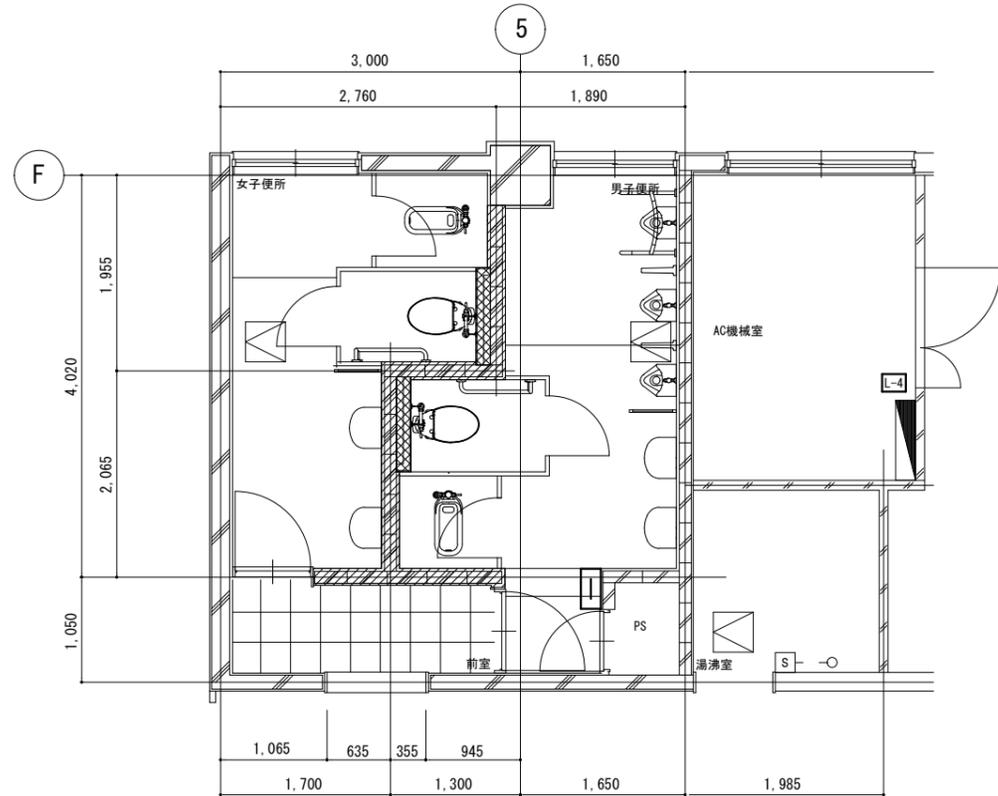
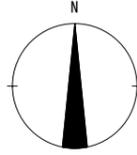
徳島県土整備部営繕課

工事名称 R7 営繕 西部総合県民局三好庁舎
三・池田 本館等トイレ改修工事建築

図面番号 E - 11
縮尺 1 : 50

株式会社 象企画設計
TEL 089-661-4090
徳島市建賀町西開67-1
FAX 089-661-4097
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号
一級建築士登録 第86203号 林 貴

改修前



4階平面詳細図

機器収容箱リスト

種別	共同受信機器	露出コンセント	備考
アンテナ	分配器	2P15Ax1	外箱300x300x150
-	4分配	-	

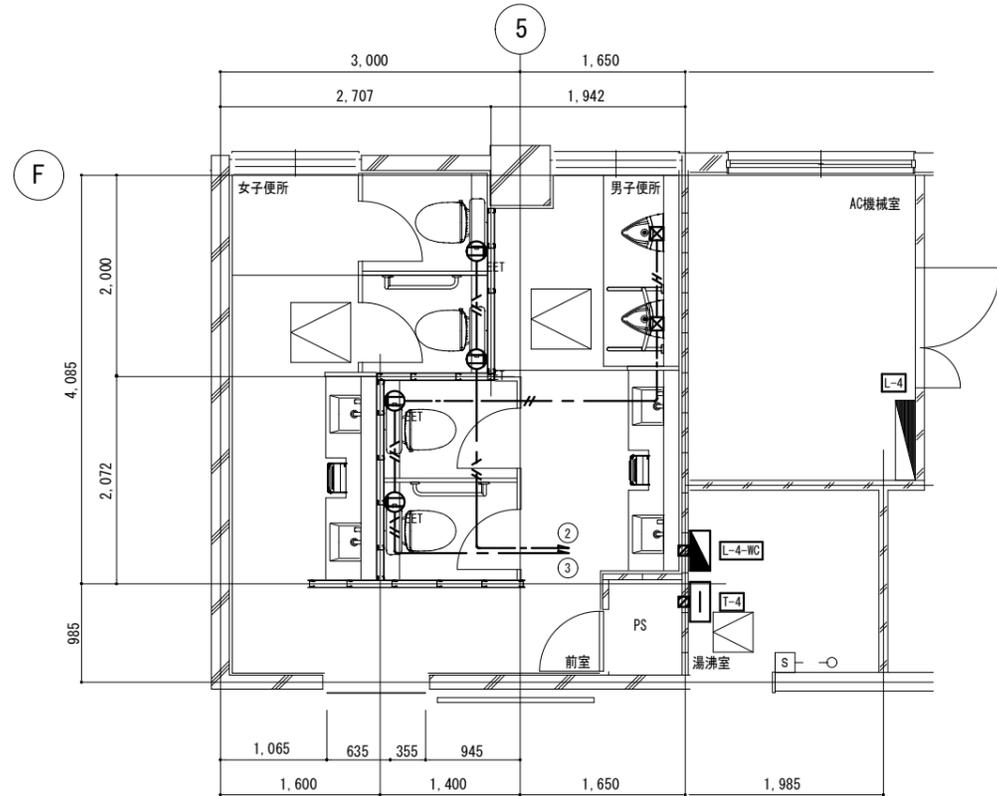
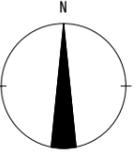
注記

- 太線は今回工事対象を示し、細線は工事対象外とする。
- 給湯器電源配線の離線は本工事とする。
- 端子盤の既設配線を離線し、端子盤を取外しとする。
- 工事対象外の配線は束でまとめ、工事に影響しない場所へ避ける事とする。

凡例

記号	名称	仕様
	電灯分電盤	
	端子盤	端子盤リスト 参照
	フラッシュプレート	新金属
	手元開閉器	既設 1φ200V MCCB2P30A
	天井点検口	建築工事

改修後



4階平面詳細図

機器収容箱リスト

種別	共同受信機器	露出コンセント	備考
アンテナ	分配器	2P15Ax2	外箱300x300x120
-	4分配	-	

注記

- 太線は今回工事対象を示し、細線は工事対象外とする。
 - 特記なき器具機器・配管配線は新設とする。
 - 給湯器電源配線の結線は本工事とする。
 - 端子盤を再取付し、端子盤へ既設配線を結線する。
 - 特記なき配管配線は下記とする。
- | 配線記号 | 配線名称 | 隠蔽配管 | 露出配管 |
|------|--------------|------|------|
| | EM-EEF2.0-3C | PF16 | - |

凡例

記号	名称	仕様
	電灯分電盤	別図 盤単結線図 参照
	EET 壁付埋込コンセント	2P15Ax1EET
	端子盤	端子盤リスト 参照
	フラッシュプレート	新金属
	配線用壁貫通口	φ50 150mm
	天井点検口	建築工事

縮尺 A2 : 100%
A3 : 70.7%

徳島県土整備部宮崎課

工事名称 R7 営繕 西部総合県民局三好庁舎
三・池田 本館等トイレ改修工事建築

図面番号 E - 12

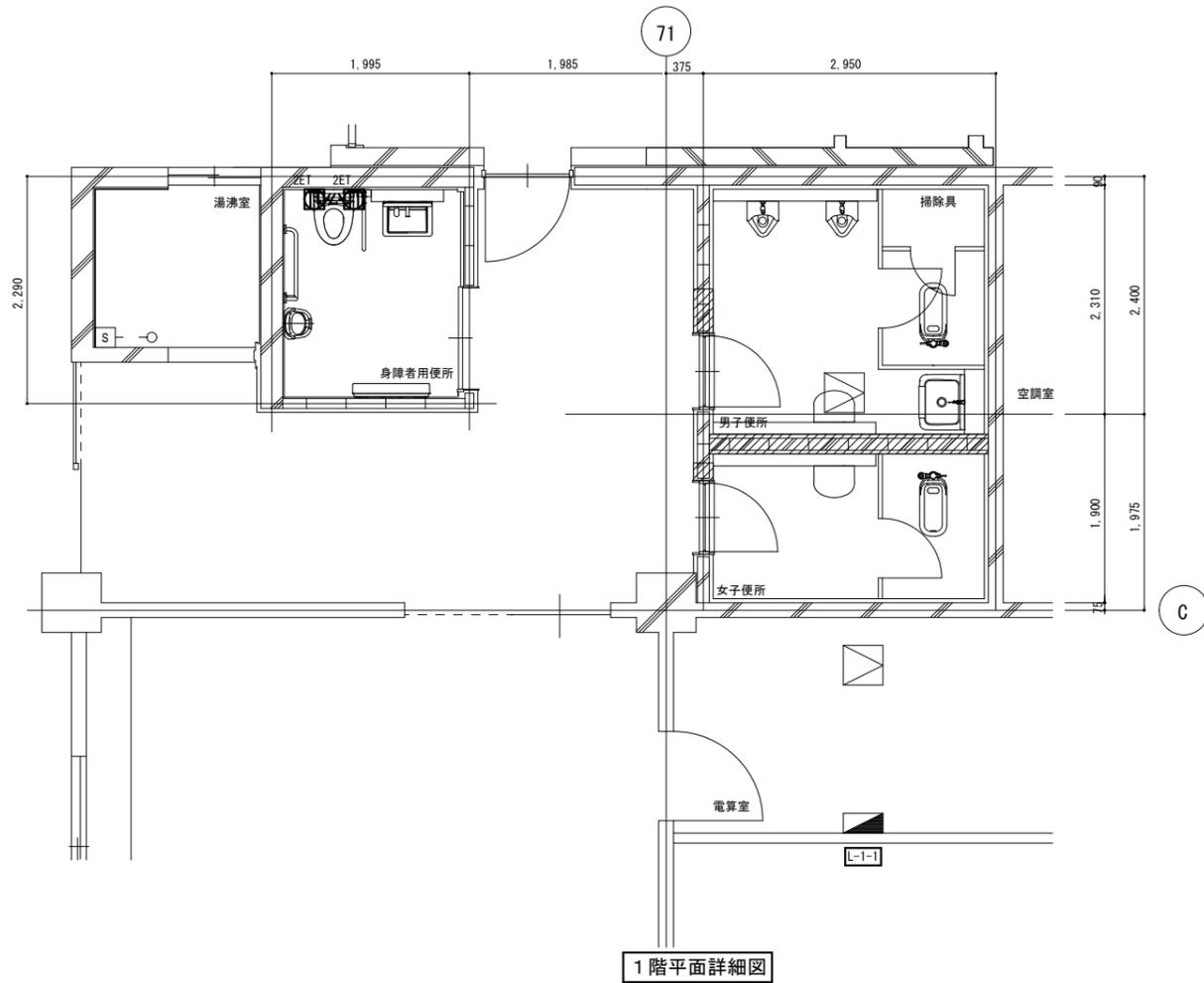
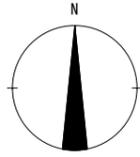
株式会社 象企画設計

TEL 089-661-4090
FAX 089-661-4097
徳島市建設事務所 第一級建築士事務所
徳島県知事登録 第91093号
林 實

図面名称 本館 コンセント設備 4階平面詳細図 (改修前後)

縮尺 1 : 50

改修前



1階平面詳細図

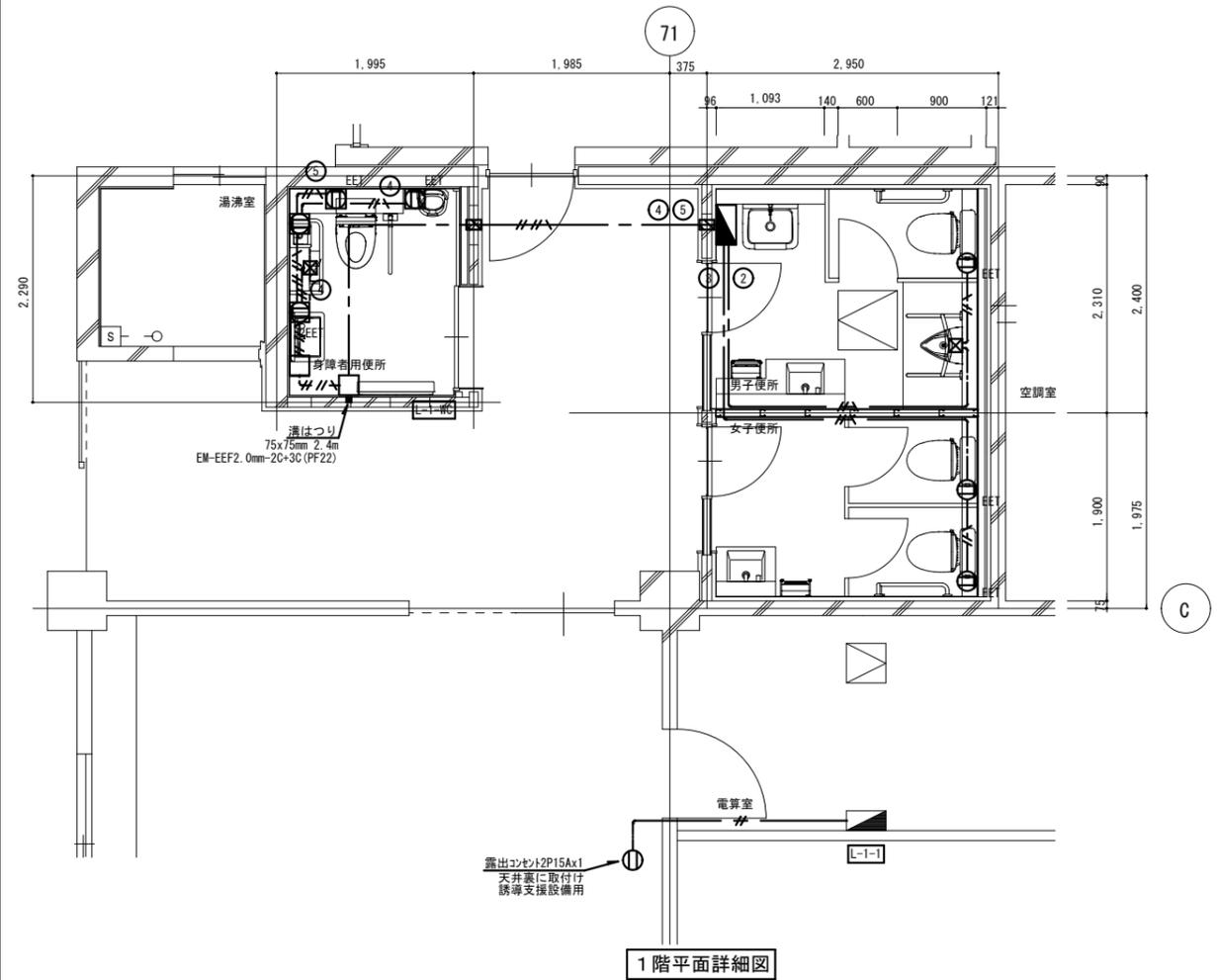
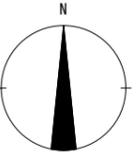
注記

1. 太線は今回工事対象を示し、細線は工事対象外とする。			
2. 特記なき器具機器・配管配線は撤去とする。			
3. 給湯器電源配線の離線は本工事とする。			
4. 特記なき配管配線は下記とする。			
--- 二重天井内配線			
- - - 露出配管配線 (一種金属線び)			
配線記号	配線名称	隠蔽配管	露出配管
VVF2. 0-3C(1E)		PF16	MMA

凡例

記号	名称	仕様
■	電灯分電盤	
■ 2ET	壁付埋込コンセント	2P15Ax2ET MMA* ッス共
○	壁付呼出表示灯	
□	壁付呼出押し* ッス	MMA* ッス共
□	ライト*コーナ* ッス	MMA
□	手元開閉器	既設 1φ200V MCCB2P30A
□	天井点検口	建築工事

改修後



1階平面詳細図

注記

1. 太線は今回工事対象を示し、細線は工事対象外とする。			
2. 特記なき器具機器・配管配線は新設とする。			
3. 新設壁の立上・立下箇所については、PF管にて保護とする。			
4. 給湯器電源配線の結線は本工事とする。			
5. 特記なき配管配線は下記とする。			
--- 二重天井内配線			
- - - 露出配管配線 (一種金属線び)			
配線記号	配線名称	隠蔽配管	露出配管
EM-EEF2. 0-2C		PF16	MMA
EM-EEF2. 0-3C		PF16	MMA
EM-EEF2. 0-2C+3C		PF22	MMA

凡例

記号	名称	仕様
■	電灯分電盤	別図 改修後壁単線結線図 参照
■ EET	壁付埋込コンセント	2P15Ax1EET
■	壁付埋込コンセント	2P15Ax1 MMA* ッス共
■ EET	壁付埋込コンセント	2P15Ax1EET MMA* ッス共
■ 2EET	壁付埋込コンセント	2P15Ax2EET MMA* ッス共
□	ライト*コーナ* ッス	MMA
□	配線用壁貫通口	φ50 200mm
□	手元開閉器	既設 1φ200V MCCB2P30A
□	天井点検口	建築工事

縮尺 A2 : 100%
A3 : 70.7%

徳島県土木整備部管轄課

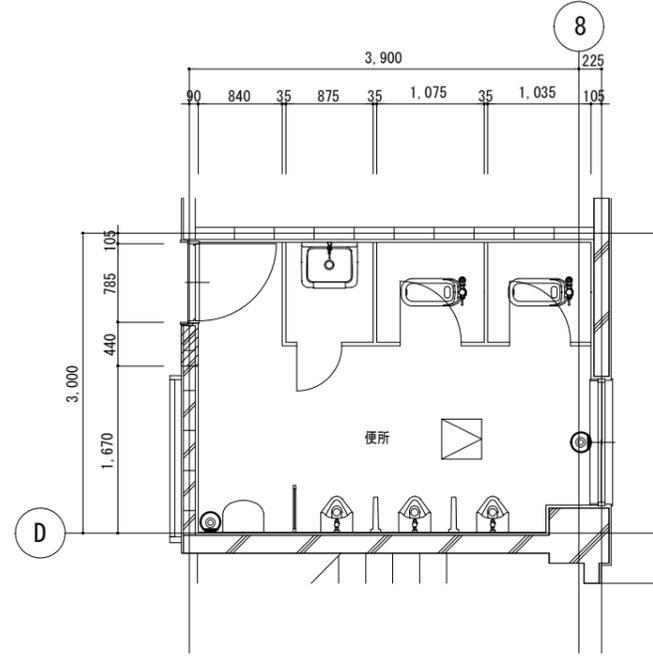
工事名称 R7 営繕 西部総合県民局三好庁舎
三・池田 本館等トイレ改修工事建築

図面番号 E - 13
縮尺 1 : 50

株式会社 象企画設計
TEL 089-661-4090
徳島市建賀町西開67-1
FAX 089-661-4097
一級建築士事務所 第91093号
一級建築士登録 第86203号 林 貴

図面名称 会議棟 コンセント設備 1階平面詳細図 (改修前後)

改修前



2階平面詳細図

注記

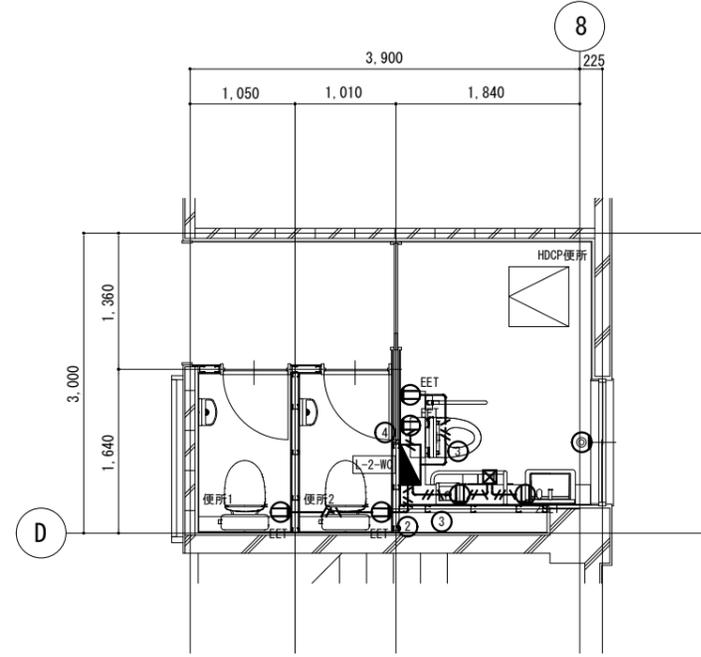
- 太線は今回工事対象を示し、細線は工事対象外とする。
- 特記なき器具機器・配管配線は撤去とする。

凡例

記号	名称	仕様
⊙	フラッシュプレート	新金属
◻	天井点検口	建築工事

縮尺 A2 : 100%
A3 : 70.7%

改修後



2階平面詳細図

注記

- 太線は今回工事対象を示し、細線は工事対象外とする。
- 特記なき器具機器・配管配線は新設とする。
- 新設壁の立上・立下箇所については、PF管にて保護とする。
- 給湯器電源配線の結線は本工事とする。
- 特記なき配管配線は下記とする。

配線記号	配線名称	隠蔽配管	露出配管
— — — —	二重天井内配線		
— — — —	露出配管配線 (一種金属線び)		
— // —	EM-EEF2.0-2C	PF16	MMA
— // —	EM-EEF2.0-3C	PF16	MMA
— // —	EM-EEF2.0-2C+3C	PF22	MMA

凡例

記号	名称	仕様
◻	電灯分電盤	別図 改修後盤単線結線図 参照
⊖	壁付埋込コンセント	2P15Ax1
⊖EET	壁付埋込コンセント	2P15Ax1EET
⊖2EET	壁付埋込コンセント	2P15Ax2EET
⊙	フラッシュプレート	新金属
◻	天井点検口	建築工事

徳島県土木整備部管轄課

工事名称 R7 営繕 西部総合県民局三好庁舎
三・池田 本館等トイレ改修工事建築

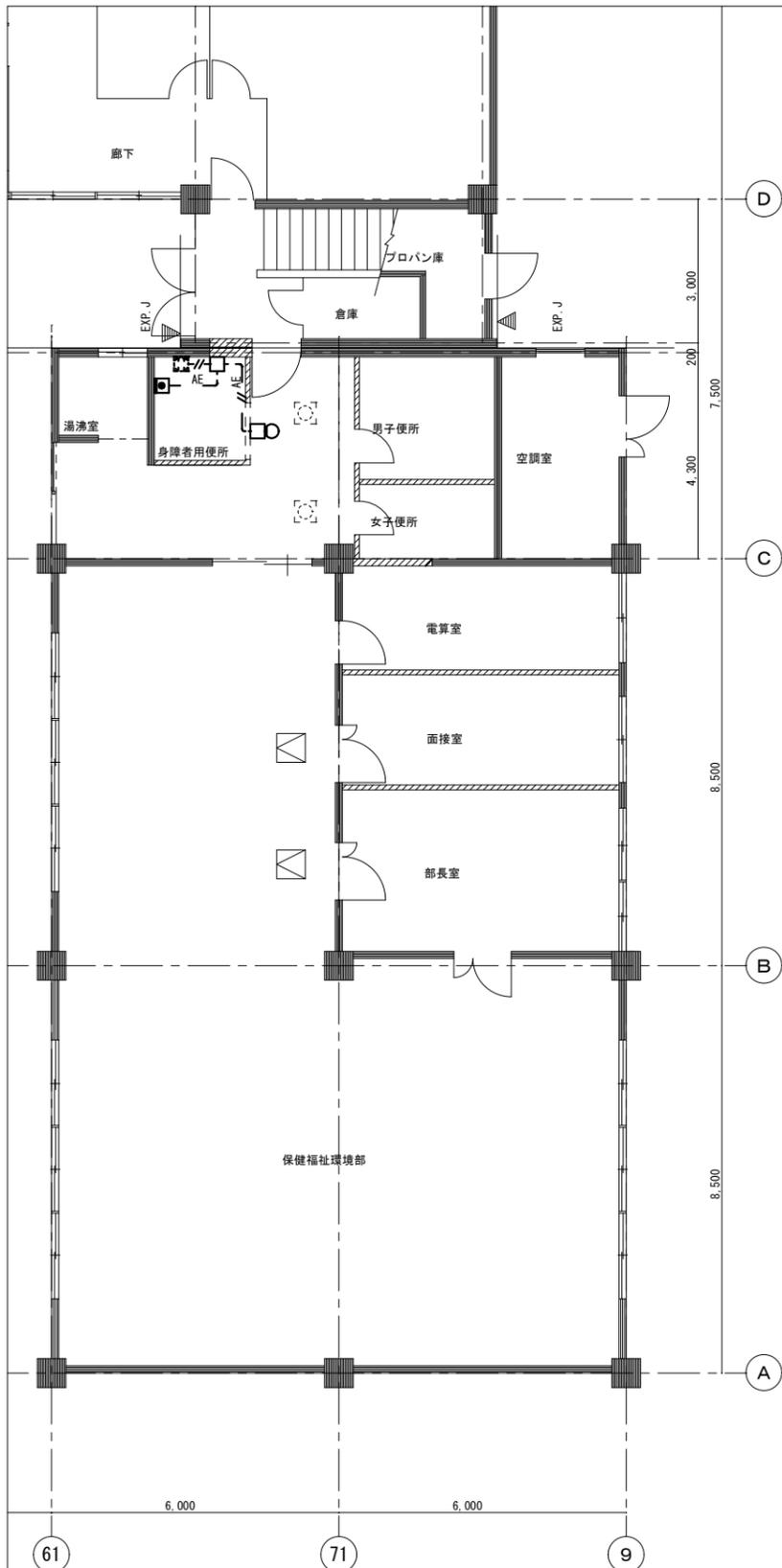
図面番号 E - 14

株式会社 象企画設計

図面名称 会議棟 コンセント設備 2階平面詳細図 (改修前後)

縮尺 1 : 50

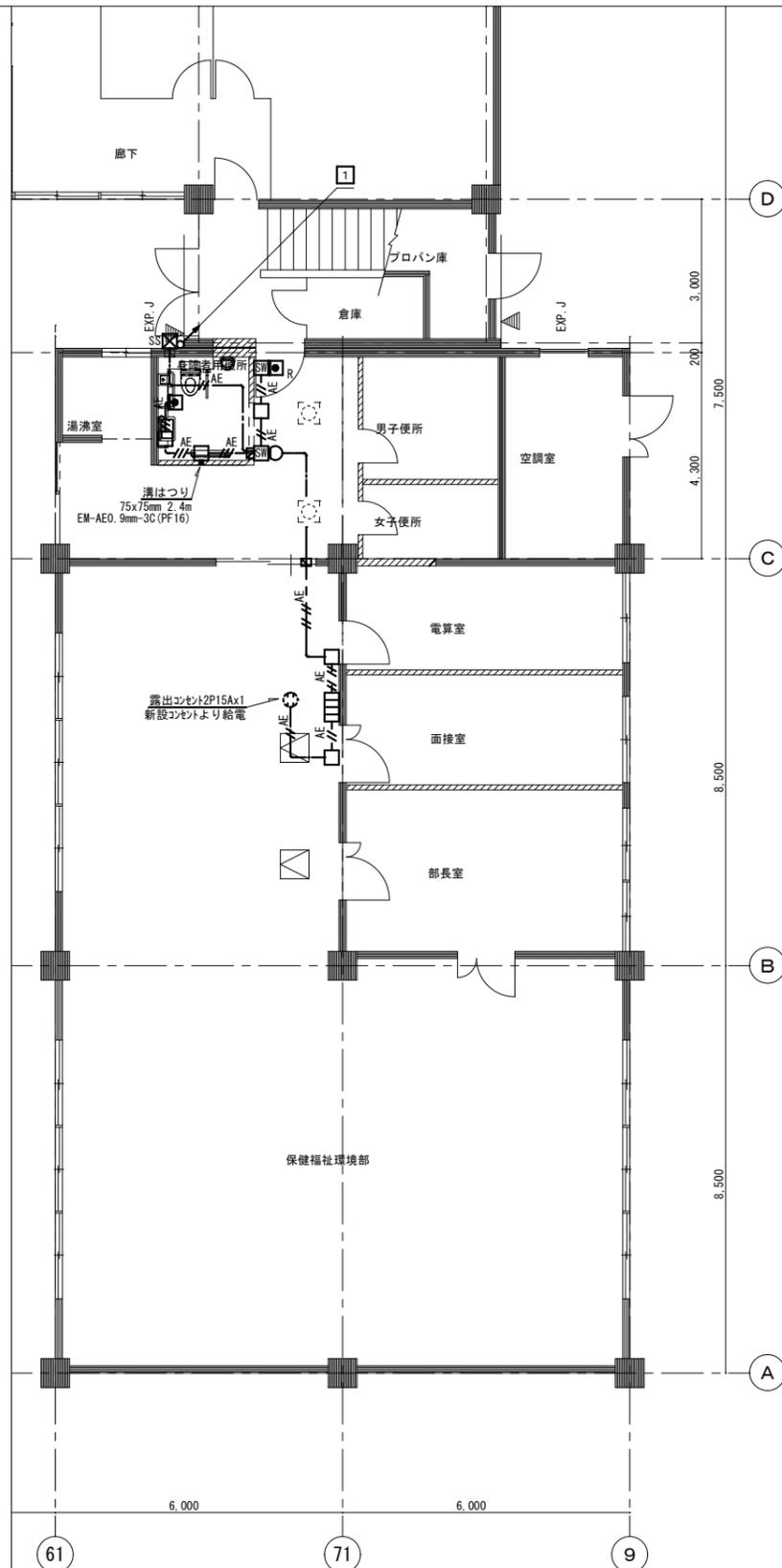
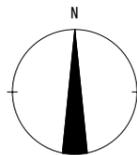
TEL 089-661-4090
FAX 089-661-4097
第一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号
第一級建築士登録 第86203号 林 貴



会議棟 1階平面図

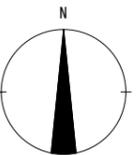
縮尺 A2 : 100%
A3 : 70.7%

改修前



会議棟 1階平面図

改修後



注記

- 太線は今回工事対象を示し、細線は工事対象外とする。
 - 特記なき器具機器・配管配線は撤去とする。但し埋設配管は既設残置とする。
 - 特記なき配管配線は下記とする。
- | 配線記号 | 配線名称 | 隠蔽配管 | 露出配管 |
|-----------|-------------------------|------|------|
| — // — | VVF1.6mm-2C | - | MMA |
| — // AE — | VVF1.6mm-2C+AE0.65mm-2C | - | MMA |
| — — AE — | AE0.65mm-2C | - | MMA |

凡例

記号	名称	仕様
○	壁付呼出表示灯	7"付
□	壁付呼出ボタン	
□	タクトスイッチボックス	MMA
▽	天井点検口	建築工事

配線配管リスト

配線番号	配線	接地線	露出配管
1	EM-AE0.9mm-2C	-	G16

注記

- 太線は今回工事対象を示し、細線は工事対象外とする。
- 特記なき器具機器・配管配線は新設とする。
- 新設壁の立上・立下箇所については、PF管にて保護とする。
- 特記なき配管配線は下記とする。

配線記号	配線名称	隠蔽配管	露出配管
— // AE —	EM-AE0.9mm-2C	PF16	MMA
— // AE —	EM-AE0.9mm-3C	PF16	MMA
— // AE —	EM-AE0.9mm-4C	-	MMA

凡例

記号	名称	仕様
□	壁付呼出ボタン	2窓用
○	壁付呼出表示灯	
□	壁付呼出ボタン	
□ _R	壁付復帰ボタン	
□ _{SS}	フックボックス	SS100x100x100WP-Z35
□	タクトスイッチボックス	MMA
□	タクトスイッチボックス	MMA
□	配線用壁貫通口	φ50 200mm
▽	天井点検口	建築工事

徳島県土木整備部管轄課

工事名称 R7 営繕 西部総合県民局三好庁舎
三・池田 本館等トイレ改修工事建築

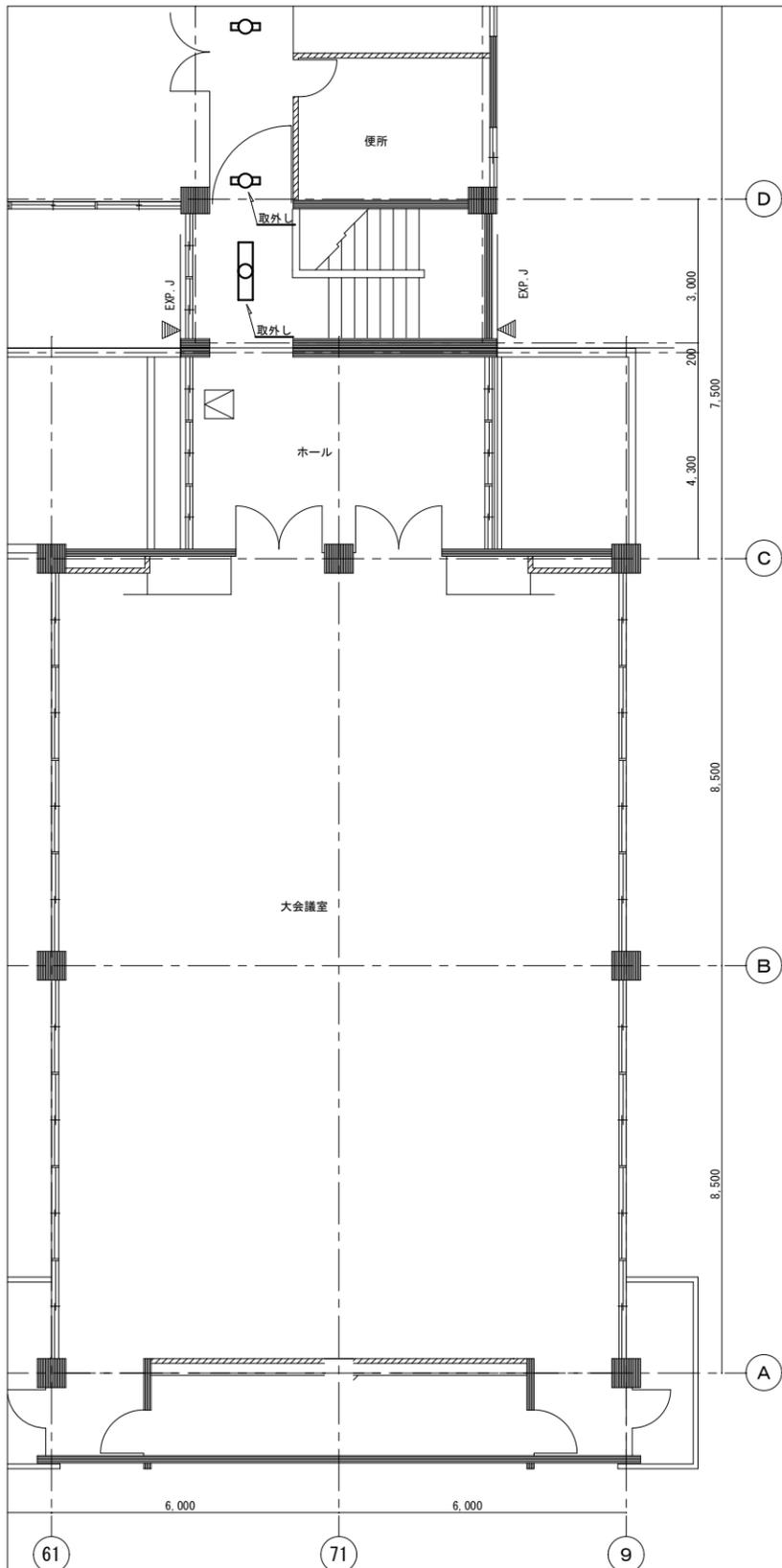
図面番号 E - 15

株式会社 象企画設計

TEL 089-661-4090
FAX 089-661-4097
徳島市建賀町西開67-1
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号
一級建築士登録 第86203号 林 貴

図面名称 会議棟 誘導支援設備 1階平面図 (改修前後)

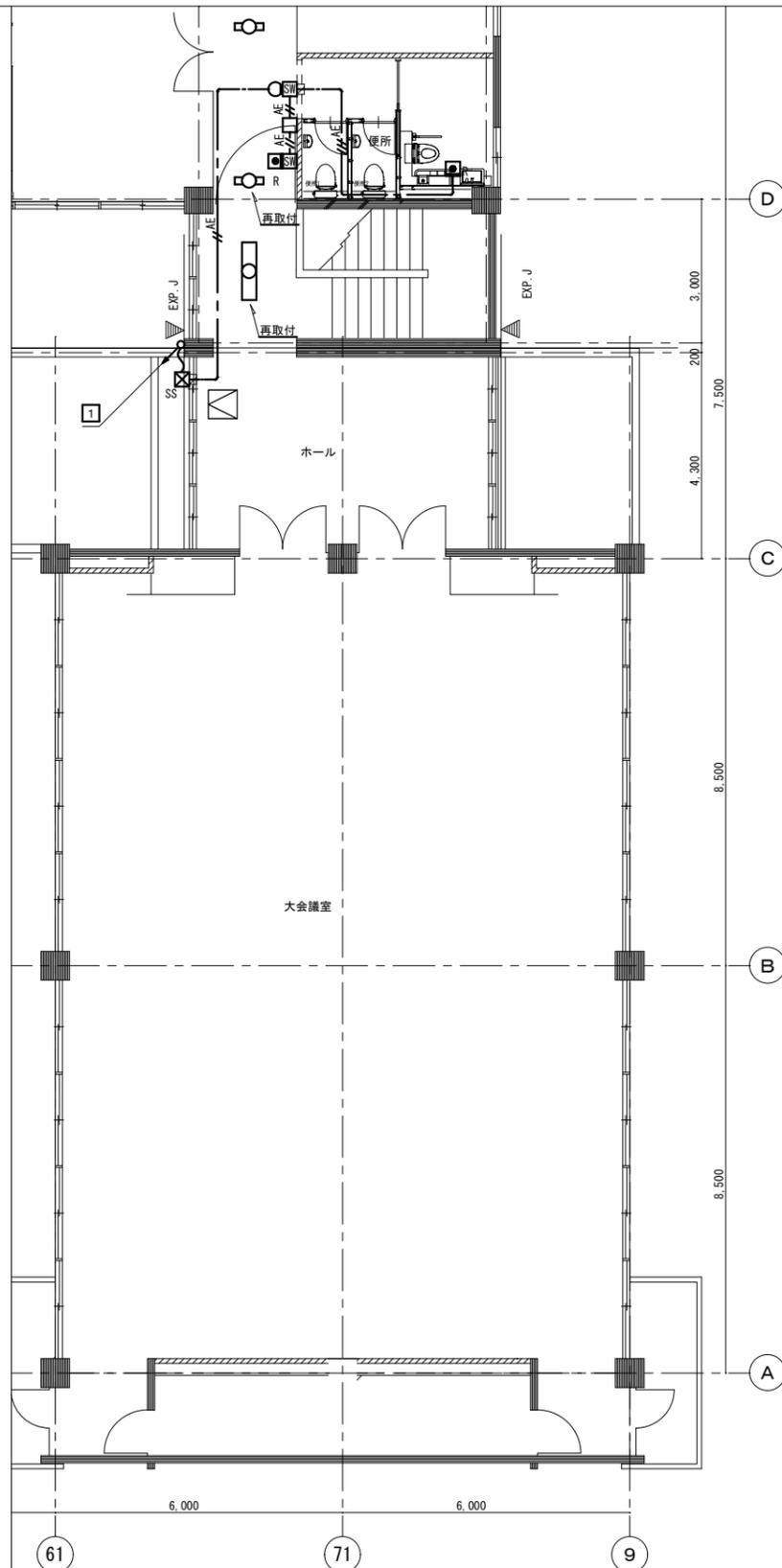
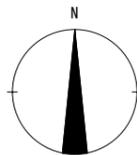
縮尺 1 : 100



会議棟 2階平面図

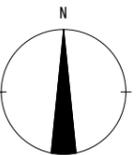
縮尺 A2 : 100%
A3 : 70.7%

改修前



会議棟 2階平面図

改修後



注記

1. 太線は今回工事対象を示し、細線は工事対象外とする。

凡例

記号	名称	仕様
	蛍光灯器具 (〆-天井埋込)	FL40Wx2
	非常用照明器具 (〆-天井埋込)	LED 220x626
	天井点検口	建築工事

配線配管リスト

配線番号	配線	接地線	露出配管	可とう管
1	EM-AE0.9mm-2C	-	G16	F2 17

注記

- 太線は今回工事対象を示し、細線は工事対象外とする。
- 特記なき器具機器・配管配線は新設とする。
- 新設壁の立上・立下箇所については、PF管にて保護とする。
- 特記なき配管配線は下記とする。

配線記号	配線名称	隠蔽配管	露出配管
	EM-AE0.9mm-2C	PF16	MMA
	EM-AE0.9mm-3C	PF16	MMA

凡例

記号	名称	仕様
	壁付呼びボタン	2窓用
	壁付呼出表示灯	
	壁付復帰ボタン	
	呼びボタン	SS100x100x100WP-235
	呼びボタン	MMA
	呼びボタン	MMA
	金属製可とう電線管	配線配管リスト参照
	配線用壁貫通口	φ50 150mm
	天井点検口	建築工事

徳島県土整備部管轄課

工事名称 R7 営繕 西部総合県民局三好庁舎
三・池田 本館等トイレ改修工事建築

図面番号 E - 16

株式会社 象企画設計
TEL 089-661-4090
徳島市建賀町西開67-1
FAX 089-661-4097
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第91093号
一級建築士登録 第86203号 林 貴

図面名称 会議棟 誘導支援設備 2階平面図 (改修前後)

縮尺 1 : 100